

吹田市

バリアフリー基本構想

岸部地区、北千里地区、万博公園周辺地区



平成20年(2008年)3月



大阪府吹田市

目次

I 策定の背景と位置づけ

- 1. 1 基本構想策定の背景 I-1
 - (1) 背景
 - (2) バリアフリー新法のしくみ
- 1. 2 基本構想の位置づけ I-3
 - (1) 吹田市におけるバリアフリーの取り組み
 - (2) 地域との連携による基本構想
 - (3) 基本構想の内容
 - (4) 基本構想に基づくバリアフリー化の推進
 - (5) 目標年次
- 1. 3 基本理念と基本方針 I-8
- 1. 4 ユニバーサルデザインへの対応 I-9
 - (1) ユニバーサルデザイン政策大綱
 - (2) ユニバーサルデザインへの対応
- 1. 5 バリアフリー化整備方針 I-10
 - (1) 生活関連施設
 - (2) 生活関連経路、準生活関連経路
- 1. 6 持続的なバリアフリー化のためのしくみ I-13
 - (1) 持続的なバリアフリー化のためのしくみ
 - (2) 持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）
- 1. 7 バリアフリー化に向けた責務と役割 I-15

II 岸部地区

第1章 岸部地区

- 1. 1 選定理由 II-1
 - (1) JR岸辺駅の利用者数
 - (2) 配置要件
 - (3) 課題要件
 - (4) 効果要件
 - (5) 緊急性
- 1. 2 重点整備地区の位置及び区域 II-2
 - (1) 重点整備地区の位置
 - (2) 重点整備地区の区域

第2章 策定の背景と位置づけ

- 2. 1 岸部地区の概要…………… II-4
 - (1) JR岸辺駅周辺
 - (2) まちづくりの経緯
- 2. 2 地区の現況…………… II-5
 - (1) 人口
 - (2) 用途地域
- 2. 3 交通施設の現況…………… II-7
 - (1) JR岸辺駅
 - (2) バス
- 2. 4 地区内の課題…………… II-8
- 2. 5 施設配置状況…………… II-10

第3章 岸部地区の基本方針

- 3. 1 基本方針…………… II-12

第4章 生活関連施設、生活関連経路

- 4. 1 生活関連施設…………… II-13
- 4. 2 生活関連経路、準生活関連経路…………… II-14

第5章 バリアフリー化事業の内容とスケジュール

- 5. 1 公共交通特定事業…………… II-17
 - (1) 駅舎 (JR岸辺駅)
 - (2) 駅舎 (阪急正雀駅)
 - (3) バス・バス停
- 5. 2 道路特定事業…………… II-21
 - (1) 生活関連経路
 - (2) 準生活関連経路
- 5. 3 建築物特定事業…………… II-27
 - (1) 生活関連施設
 - (2) 生活関連経路
- 5. 4 交通安全特定事業…………… II-32
- 5. 5 吹田操車場跡地のまちづくり事業…………… II-33

第1章 北千里地区

1. 1	選定理由	Ⅲ-1
(1)	阪急北千里駅の利用者数	
(2)	配置要件	
(3)	課題要件	
(4)	効果要件	
(5)	緊急性	
1. 2	重点整備地区の位置及び区域	Ⅲ-2
(1)	重点整備地区の位置	
(2)	重点整備地区の区域	

第2章 策定の背景と位置づけ

2. 1	北千里地区の概要	Ⅲ-4
(1)	千里ニュータウン	
(2)	まちづくりの経緯	
2. 2	地区の現況	Ⅲ-5
(1)	人口	
(2)	用途地域	
2. 3	交通施設の現況	Ⅲ-7
(1)	阪急北千里駅	
(2)	バス	
2. 4	地区内の課題	Ⅲ-8
2. 5	施設配置状況	Ⅲ-11

第3章 北千里地区の基本方針

3. 1	基本方針	Ⅲ-13
------	------	------

第4章 生活関連施設、生活関連経路

4. 1	生活関連施設	Ⅲ-14
4. 2	生活関連経路、準生活関連経路	Ⅲ-15

第5章 バリアフリー化事業の内容とスケジュール

5. 1	公共交通特定事業	Ⅲ-18
(1)	駅舎（阪急北千里駅）	
(2)	バス・バス停	
5. 2	道路特定事業	Ⅲ-21
(1)	生活関連経路	
(2)	準生活関連経路	

5. 3	都市公園特定事業	Ⅲ-27
(1)	生活関連施設	
5. 4	建築物特定事業	Ⅲ-29
(1)	生活関連施設	
5. 5	交通安全特定事業	Ⅲ-35

Ⅳ 万博公園周辺地区

第1章 万博公園周辺地区

1. 1	選定理由	Ⅳ-1
(1)	大阪モノレール万博記念公園駅、公園東口駅の利用者数	
(2)	配置要件	
(3)	課題要件	
(4)	効果要件	
(5)	緊急性	
1. 2	重点整備地区の位置及び区域	Ⅳ-2
(1)	重点整備地区の位置	
(2)	重点整備地区の区域	

第2章 策定の背景と位置づけ

2. 1	万博公園周辺地区の概要	Ⅳ-4
2. 2	地区の現況	Ⅳ-5
(1)	人口	
(2)	用途地域	
2. 3	交通施設の現況	Ⅳ-7
(1)	大阪モノレール万博記念公園駅	
(2)	大阪モノレール公園東口駅	
(3)	バス	
2. 4	地区内の課題	Ⅳ-9
2. 5	施設配置状況	Ⅳ-12

第3章 万博公園周辺地区の基本方針

3. 1	基本方針	Ⅳ-14
------	------	------

第4章 生活関連施設、生活関連経路

4. 1	生活関連施設	Ⅳ-15
4. 2	生活関連経路、準生活関連経路	Ⅳ-16

第5章 バリアフリー化事業の内容とスケジュール

5. 1	公共交通特定事業	IV-18
	(1) 駅舎 (大阪モノレール万博記念公園駅、公園東口駅)	
	(2) バス・バス停	
5. 2	道路特定事業	IV-20
	(1) 生活関連経路	
	(2) 準生活関連経路	
5. 3	都市公園特定事業	IV-25
	(1) 生活関連施設	
5. 4	建築物特定事業	IV-27
	(1) 生活関連施設	
5. 5	交通安全特定事業	IV-30

V 心のバリアフリー

1. 1	心のバリアフリー	V-1
	(1) 心のバリアフリー	
	(2) 心のバリアフリーの取り組み	
1. 2	ソフト施策	V-3

(参考) 基本構想策定の経緯 ～市民参画でつくった基本構想～

第1章	基本構想策定のしくみ	参-1
第2章	基本構想に対する市民意見	
2. 1	岸部地区ワークショップでの意見	参-7
2. 2	北千里地区ワークショップでの意見	参-16
2. 3	万博公園周辺地区タウンウォッチングでの意見	参-25
2. 4	パブリックコメントでの意見	参-32
吹田市交通バリアフリー基本構想 重点整備地区及び、 特定経路・準特定経路・生活関連経路・準生活関連経路 路線図		参-36

さくてい はいけい いち
策定の背景と位置づけ

1.1 基本構想策定の背景

(1) 背景

現在、我が国では高齢化が急速に進んでおり、平成27年(2015年)には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となるという他に例を見ない高齢社会を迎えようとしており、高齢者の方々が安心して暮らすことができる社会の形成が望まれています。また、障害者等の方々についても、社会・経済活動への積極的参加の実現が強く求められています。

このためには、これらの方々々が気軽に安心して移動できるようにすることが必要ですが、移動にあたっては現に様々なバリア(障壁)が存在しており、このバリアフリー化(障壁の除去)が大変重要な課題となっています。

このような状況の中で、平成12年(2000年)11月に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる「交通バリアフリー法」が施行されました。「交通バリアフリー法」では、鉄道やバスなどをバリアフリー化するとともに、市町村が駅やその周辺地域について地域の实情に即して基本構想を作成し、関係者が協力してバリアフリー化を進めることを定めました。施行から5年目に、附則第3条に従い「交通バリアフリー法」は見直しがされました。

「交通バリアフリー法」と「ハートビル法¹⁾」を統合・拡充し、平成18年12月20日に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」、通称「バリアフリー新法」が施行されました。

この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するために、高齢者、障害者等がよく利用する公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物などの施設の一体的な整備を推進するための措置を講ずることにより、移動上及び施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としています。市町村は地域の实情に即して基本構想を作成し、関係者が協力して、バリアフリー化を進めることとしています。

1) ハートビル法

正式名称「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」。平成6年(1994年)6月29日施行。不特定多数が利用する一定の公共的な建築物について、高齢者や身体障害者等が円滑に利用できるよう措置を講ずることにより、公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(2) バリアフリー新法のしくみ

1) 対象者

新法では対象者を「高齢者、障害者等」としており、「交通バリアフリー法」における「身体障害者」に加え、「知的・精神・発達障害者」を新たに追加しています。

2) 対象施設

高齢者、障害者等がよく利用する公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物などの施設を対象としています。これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務、既存の施設については、基準適合の努力義務等が定められています。

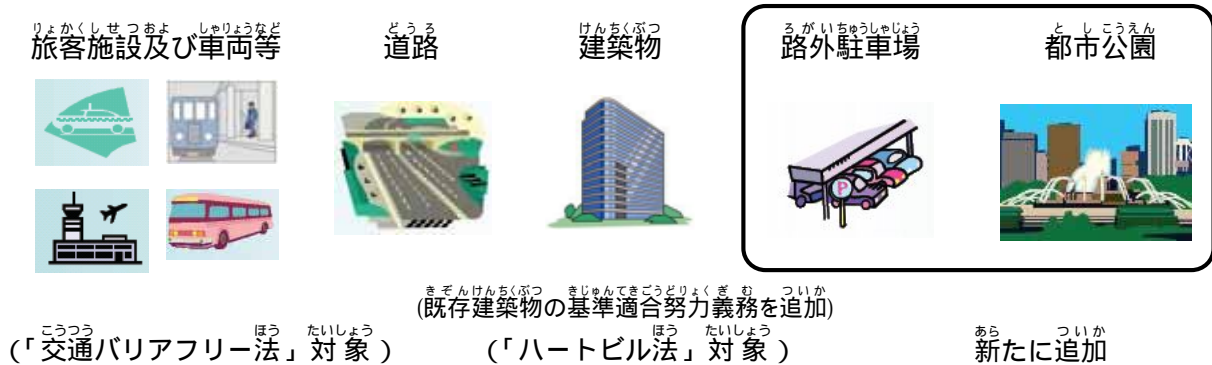


図 - 1 バリアフリー新法の対象施設

3) 重点整備地区における移動等の円滑化

市町村は、重点整備地区（高齢者、障害者等がよく利用する施設を含む地区）について、基本構想を作成します。

施設設置管理者（公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者等及び建築主等 2）・公安委員会は、基本構想に基づき、高齢者、障害者等がよく利用する施設（生活関連施設）と、施設間を結ぶ主な経路（生活関連経路）の移動等の円滑化を図ります。

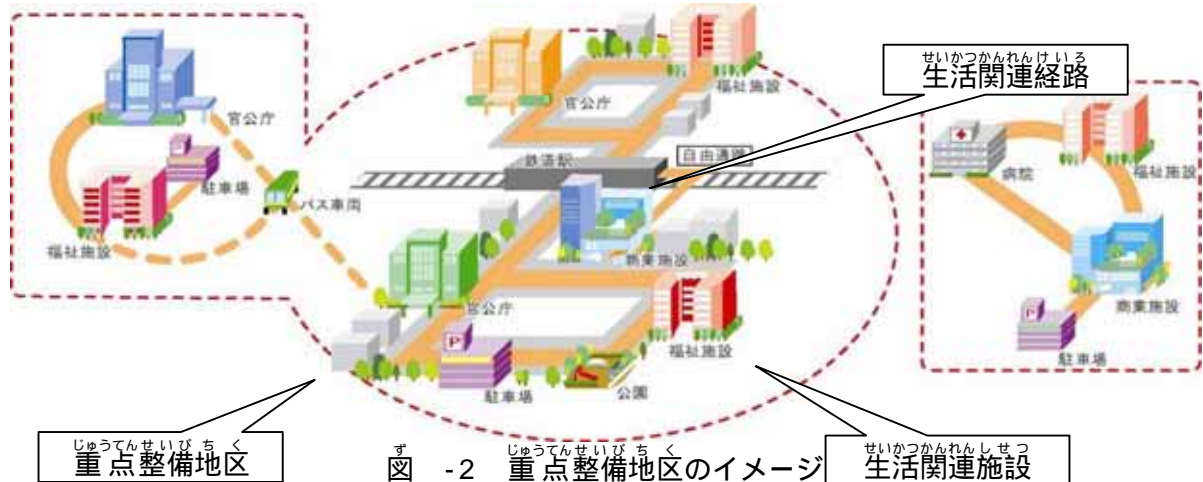


図 - 2 重点整備地区のイメージ

2) 建築主等

建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

1.2 基本構想の位置づけ

(1) 吹田市におけるバリアフリーの取り組み

吹田市では、平成13年度(2001年度)に吹田市全体の交通バリアフリーの進め方や重点整備地区の整備の考え方、優先順位等を決定しました。優先順位の決定にあたっては、交通バリアフリー法に基づき、緊急性、効果、課題等の観点から、吹田市内の9地区14駅を3段階に分け、段階的に策定していくこととしました。

平成15年(2003年)4月に第1段階として3地区6駅、平成18年(2006年)に第2段階として3地区4駅の基本構想を策定しました。

本基本構想で示す3地区4駅は、第3段階と位置づけ、平成18年度(2006年度)から検討を開始しました。そして、平成18年(2006年)12月20日のバリアフリー新法施行を受け、本基本構想を策定することとなりました。これで、吹田市内の全ての地区について基本構想を策定したことになります。

すいたし きほんこうそうさくていじょうきょう
吹田市の基本構想策定状況

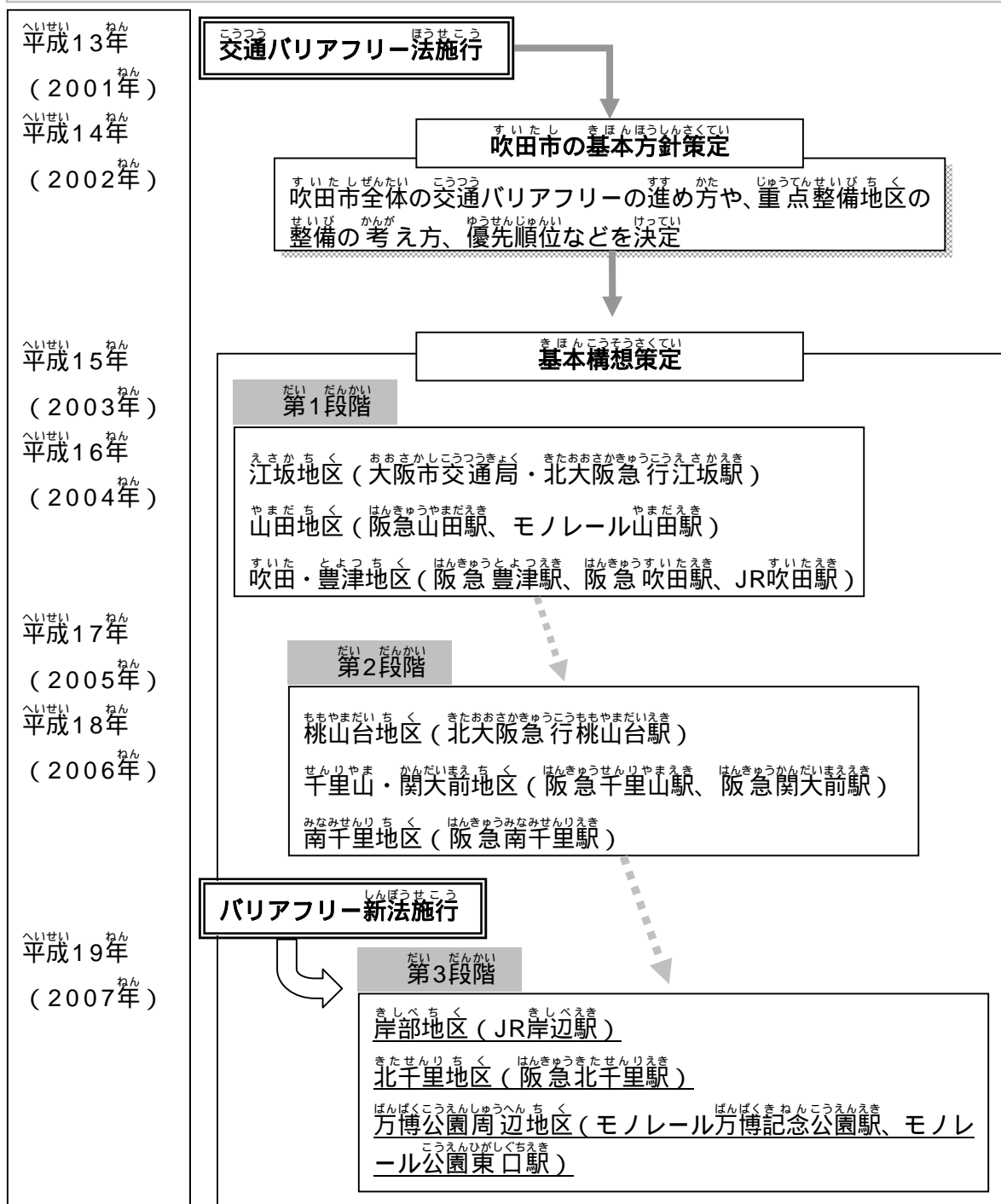


図 -3 吹田市の基本構想策定状況

(2) 地域との連携による基本構想

岸部地区

JR岸部駅周辺では、駅北側の吹田操車場跡地の再整備について議論を進めるため、「東部拠点のまちづくり市民フォーラム」及び「吹田操車場跡地まちづくり計画委員会」が設立され、検討が進められています。また、本地区は摂津市に隣接し、阪急正雀駅も吹田市民の利用が多いため、阪急正雀駅周辺のバリアフリー化については「摂津市交通バリアフリー基本構想³⁾」と整合を図ることが必要となります。

そのため、本地区では東部拠点のまちづくりや摂津市との連携を図りながら、地域の方々を始めとした関係者と検討を進めることとしました。

北千里地区

阪急北千里駅周辺では、駅前のディオス北千里を中心に、国立循環器病センター等の医療施設、公共施設の集積する千里北公園、大阪大学や千里金蘭大学等の教育施設等が配置されています。地域外から多数の方が利用しており、これらの施設や施設までの経路については、重点的な整備を進めていく必要があります。

そのため、これらの施設等については各施設設置管理者との連携を図り、連続的・一体的なバリアフリー化の検討を進めることとしました。

万博公園周辺地区

大阪モノレール万博記念公園駅・公園東口駅周辺は、昭和45年(1970年)に開催された日本万国博覧会の跡地に整備された万博記念公園がエリアの大部分を占めています。当地区の大阪モノレール公園東口駅は、交通バリアフリー法による1日の乗降客数5,000人以上の基準(バリアフリー新法でも同様)を満たしません。万博記念公園の利用者等を考慮し、特定旅客施設と位置づけて地区内の一体的・重点的な整備を進めていきます。万博記念公園内には、エキスポランドや万博記念競技場等広域的な集客力の高い施設もあり、地域外から来られる方々が多数います。

そのため、万博記念公園の管理者である独立行政法人日本万国博覧会記念機構をはじめとする施設設置管理者と連携を図り、地域住民、障害当事者等の方々の意見を踏まえながら検討を進めることとしました。

3) 摂津市交通バリアフリー基本構想

摂津市が平成17年(2005年)3月に策定

(3) 基本構想の内容

本基本構想は、バリアフリー新法第25条第1項に基づき、JR岸辺駅、阪急北千里駅、及び大阪モノレール万博記念公園駅・公園東口駅周辺において、高齢者及び障害者等、誰もが安全で便利に移動できるようにするため、吹田市・公共交通事業者・施設設置管理者・公安委員会の関係者が互いに連携し、重点整備地区内のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進していくため、バリアフリー化に関する基本的な考え方と実施すべき事業の内容等を定めたものです。

(4) 基本構想に基づくバリアフリー化の推進

今後、本基本構想に基づき、吹田市・公共交通事業者・施設設置管理者・公安委員会が施設や道路等のバリアフリー化事業を実施していきます。また、市民、施設設置管理者、行政機関等が互いに連携したソフト施策を展開し、「心のバリアフリー」を推進していきます。

なお、バリアフリー化事業として、重点整備地区における以下の6つの主要な事業(特定事業)については、本基本構想策定後、構想に基づく事業計画(特定事業計画)を策定し、移動等円滑化基準に基づき、原則として目標年次までに事業を完了させるものとします。

「公共交通特定事業」

公共交通事業者が実施する旅客施設内におけるエレベーター設置等の事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業

「道路特定事業」

道路管理者が実施する道路における段差や勾配の改善等の事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業

「路外駐車場特定事業」

路外駐車場管理者が実施する特定路外駐車場⁴⁾における段差や駐車ますの改善等の事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業

「都市公園特定事業」

公園管理者等が実施する都市公園における段差や勾配の改善等の事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業

「建築物特定事業」

建築主等が実施する特定建築物⁵⁾における段差や勾配の改善等の事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業

「交通安全特定事業」

公安委員会が実施する道路における視覚障害者用付加装置(音響装置)の設置等の事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業

4) 特定路外駐車場

駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場であって、駐車ますの面積が500㎡以上で、駐車料金を徴収するもの。

5) 特定建築物

学校、病院、百貨店、ホテル、老人ホームその他多数の者が利用する建築物。

(5) 目標年次

バリアフリー化事業の完了目標年次は、平成22年(2010年)を基本とし、以下の区分に基づいて事業を実施していきます。事業計画によっては、平成23年(2011年)以降にずれ込む場合もあります。

1) 特定事業の目標年次

特定事業の完了目標年次は、平成22年(2010年)とします。

2) 特定事業以外の事業の目標年次

特定事業以外の事業については、可能な限り平成22年(2010年)までに完了するよう努めるとともに、平成23年(2011年)以降を含めた長期的な取組みも進めていくこととします。

本基本構想に基づくバリアフリー化推進の流れを図-4に示します。

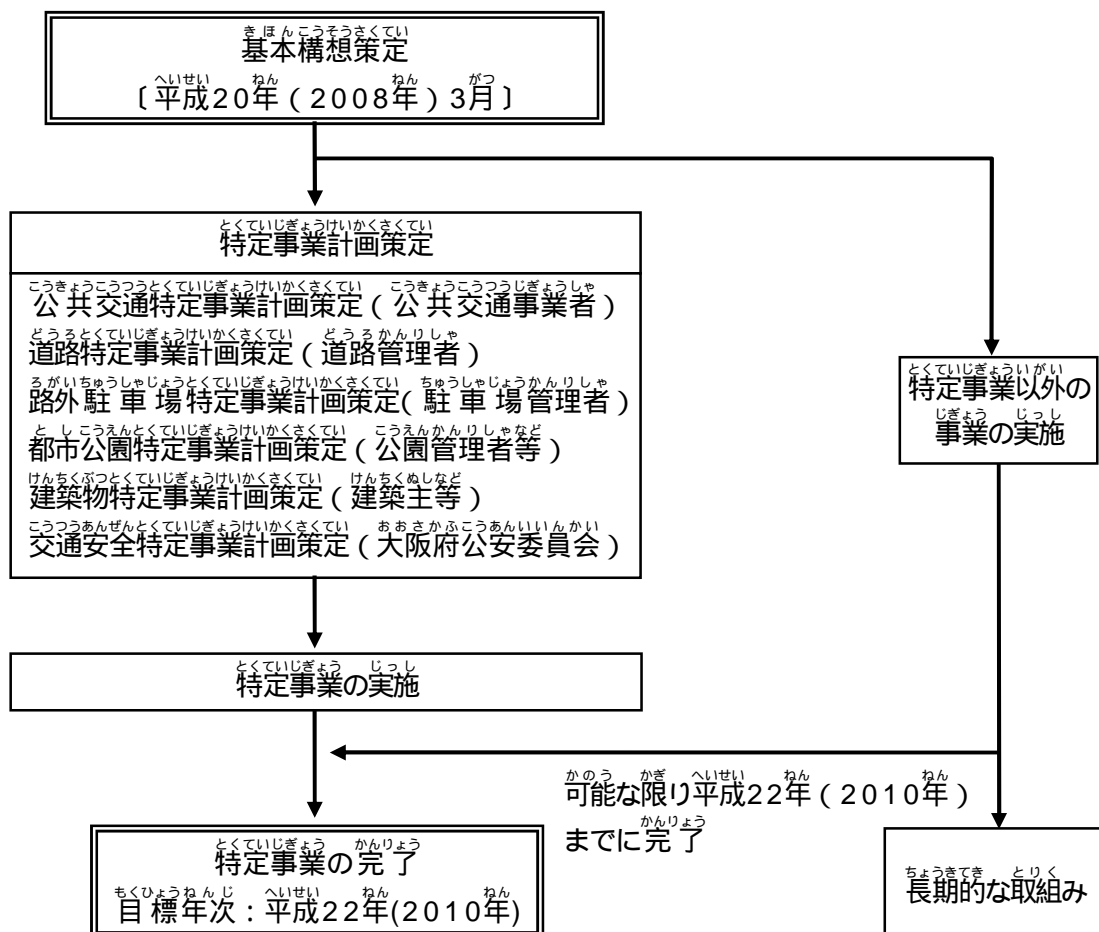


図-4 基本構想に基づくバリアフリー化推進の流れ

1.3 基本理念と基本方針

吹田市では、市全域のバリアフリー化推進に係わる基本理念、基本方針等に基づき、バリアフリー化を進めています。

第3段階の3地区4駅においては、平成15年（2003年）4月に策定した「吹田市交通バリアフリー基本構想」に基づき、新法の内容を踏まえながら地区の特徴を反映させたバリアフリー化整備を進めていきます。

吹田市バリアフリー化の基本方針

基本理念

だれもがやさしくなれる吹田のまちづくり
- バリアのない交通・まち・ひと・しくみ -

基本方針

1. だれもが快適に利用できる駅や駅前広場などのバリアフリー化を進めます。
2. だれもが安全で安心して移動できる連続した移動経路を確保します。
3. だれもが気軽に出かけられるまちづくりをめざします。
4. だれもが心ふれあい支え合う社会をめざします。
5. だれもが共に考え、共につくるバリアフリー化を進めます。

1.4 ユニバーサルデザインへの対応

(1) ユニバーサルデザイン政策大綱⁶⁾

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン⁷⁾の考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき、国土交通省として、以下の考え方に沿って政策を推進していくことを基本的な考え方としています。

利用者の目線に立った参加型社会の構築

バリアフリー施策の総合化

だれもが安全で円滑に利用できる公共交通

だれもが安全で暮らしやすいまちづくり

技術や手法等を踏まえた多様な活動への対応

(2) ユニバーサルデザインへの対応

吹田市では、バリアフリー新法に基づいた基本構想の策定を進め、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設ならびに建築物等の施設の整備を進めていきます。また、ソフト面でのユニバーサルデザインに関する施策を進めていくことで「だれもがやさしくなれる吹田のまちづくり」をめざしていきます。

6) ユニバーサルデザイン政策大綱
国土交通省が平成17年(2005年)に策定

7) ユニバーサルデザイン
あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

1.5 バリアフリー整備方針

(1) 生活関連施設

バリアフリー新法では、生活関連施設を「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他施設」と定めています。

バリアフリー新法の定義や、吹田市の基準を元に、吹田市の生活関連施設を以下のとおり定めます。

【生活関連施設の定義】

高齢者、障害者等が利用する施設のうち、規模や利用状況等の地域実情を勘案し選定された施設で、移動等円滑化のための事業実施の必要性が高く、可能性がある施設または既に移動等円滑化された施設。

【各施設の定義】

- ・ 特定旅客施設 : 鉄道駅(JR、阪急、大阪モノレール、北大阪急行、大阪市交通局)
- ・ 公共・公益施設 : 国、府、市等の主な施設
- ・ 教育施設 : 養護学校、大学、高等学校等
- ・ 医療・保健施設 : (医療施設) 入院施設があり、病床数が100床以上
- ・ 福祉施設 : 高齢者福祉施設、障害者福祉施設等
(通院・通所施設であるもの)
- ・ 公園 : 広域公園、総合公園、地区公園
- ・ 商業施設 : 吹田市新商工振興ビジョンに記載されている、「大規模小売店舗、中規模小売店舗、商店街」等
- ・ 特定路外駐車場 : 駐車ますの面積が500㎡以上で、駐車料金を徴収するもの

なお、生活関連施設のバリアフリー化については、各施設設置管理者が取り組んでいくこととなります。

a) 特定旅客施設

特定旅客施設となる駅舎においては、高齢者、障害者、妊産婦等を含む誰もが、公共用通路からホームまで安全で安心して移動できる移動等円滑化された経路(バリアフリー化経路と記す)を1経路以上設けるように努めます。

b) 特定路外駐車場

特定路外駐車場となる駐車場においては、車いす使用者駐車施設を1以上設けるように努めます。また、車いす使用者が車いす使用者駐車施設から公共用通路等まで安全で安心して移動できる移動等円滑化された経路（バリアフリー化経路と記す）を1経路以上設けるように努めます。

c) 都市公園

都市公園においては、高齢者、障害者、妊産婦等を含む誰もが、安全で安心して移動及び利用できるよう、特定公園施設⁸⁾のバリアフリー化に努めます。

d) 特定建築物

特定建築物については、高齢者、障害者、妊産婦等を含む誰もが、安全で安心して移動及び利用できるよう建築物特定施設⁹⁾や入口及び建築物特定施設間の経路のバリアフリー化に努めます。

8) 特定公園施設

都市公園の主要な経路を構成する園路及び広場、休憩所、駐車場、便所等の移動等円滑化が特に必要な施設。

9) 建築物特定施設

建築物の出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場等の移動等円滑化が特に必要な施設。

(2) 生活関連経路、準生活関連経路

バリアフリー新法では、生活関連経路を「生活関連施設相互間の経路」と定めています。

バリアフリー新法の定義や、吹田市の基準を元に、吹田市の生活関連経路を以下のとおり定めます。

【生活関連経路の定義】

主に特定旅客施設と生活関連施設を結ぶ経路の内、移動等円滑化のための事業実施の必要性が高く、可能性がある経路または既に移動等円滑化されている経路とします。

【準生活関連経路の定義】

主に特定旅客施設と生活関連施設を結ぶ経路の内、移動等円滑化のための事業実施の必要性は高いが、事業実施が困難な経路とします。

なお、生活関連経路のバリアフリー化については、各施設設置管理者、公安委員会が取り組んでいくこととなります。

a) 道路

重点整備地区内の生活関連経路を構成する道路においては、平成22年を目標に、誰もが安全で安心して移動及び利用できる歩道のバリアフリー基準を満たすよう整備を進めます。

b) 都市公園の園路

生活関連経路を構成する都市公園内の園路については、平成22年を目標に、誰もが安全で安心して移動及び利用できる公園の園路のバリアフリー基準を満たすよう整備を進めます。

c) 建築物の施設内経路

生活関連経路を構成する特定建築物の施設内経路においては、平成22年を目標に、誰もが安全で安心して移動及び利用できる建築物のバリアフリー基準を満たすよう整備を進めます。

1.6 持続的なバリアフリー化のためのしくみ

(1) 持続的なバリアフリー化のためのしくみ

吹田市では、吹田市交通バリアフリー懇談会を継続して開催し、市全体のバリアフリー化の実現を図っていきます。

第3段階の3地区4駅では、基本構想策定後、市の道路特定事業計画検討時においても、吹田市交通バリアフリー懇談会において進捗状況を確認し、より多くの市民の意見を反映していきます。また、道路特定事業計画を検討する際にも、ユニバーサルデザインにも配慮を行います。

基本構想策定後の持続的なバリアフリー化のためのしくみを図-5に示します。

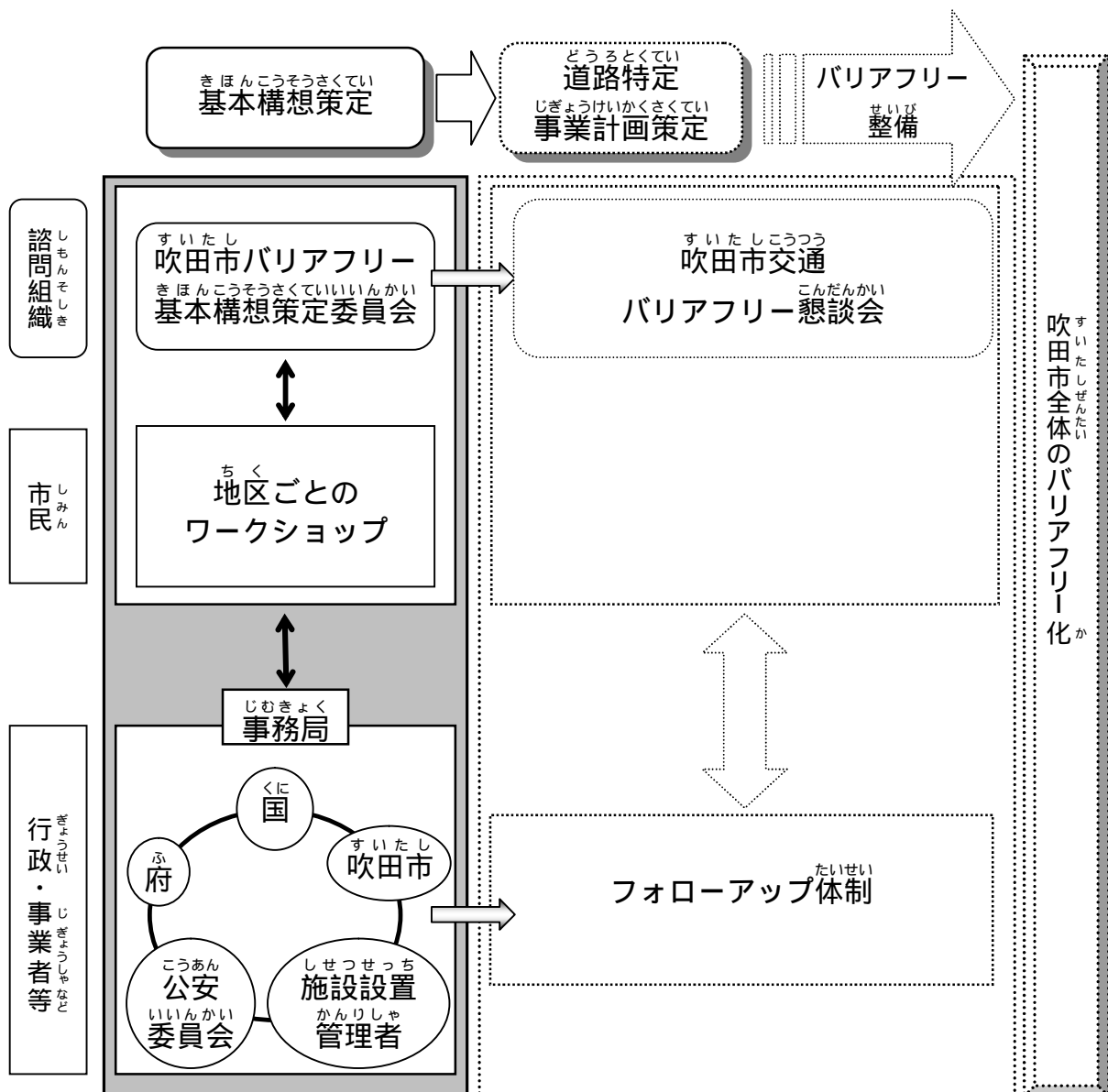


図-5 持続的なバリアフリー化のためのしくみ

(2) 持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）

住民や事業者、高齢者、障害者等の意見や提案などを踏まえて基本構想を作成し、移動等円滑化の状況を把握しながら計画の改善を図ります。

今後は、バリアフリー新法に基づき、基本構想の見直しの必要性について検討を行い、これまで実施した整備状況のチェック及び評価を行いながら、スパイラルアップを図ってまいります。

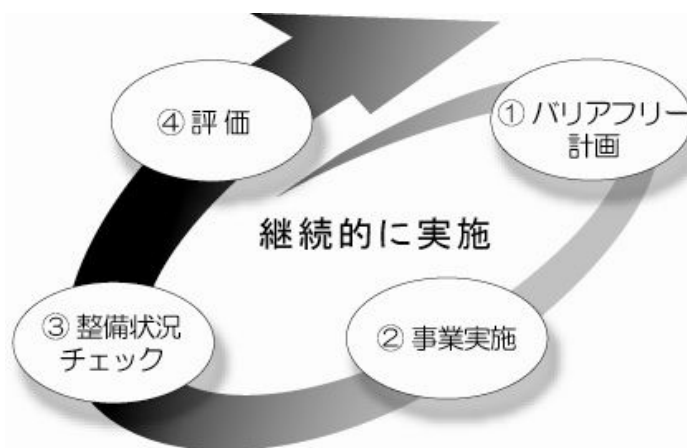
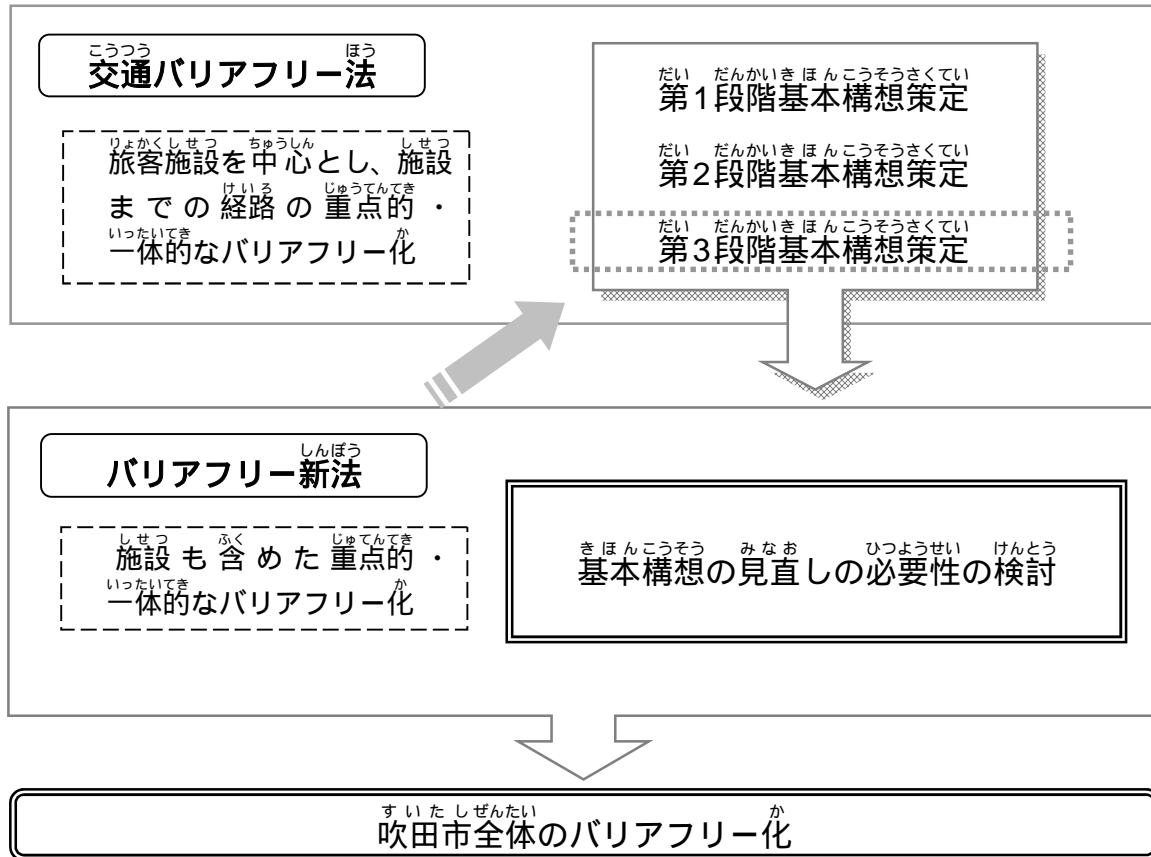


図 -6 スパイラルアップ

1.7 バリアフリー化^{か む}に向けた^{せきむ やくわり}責務と役割

本基本構想^{ほんきほんこうそう}は、バリアフリー新法^{しんぽう}に基づく^{もと}、国・地方公共団体^{くに ちほうこうきょうだんたい}・施設設置管理者^{しせつせつちかんりしゃ}・公安委員会^{こうあんいいんかい}・市民^{しみん}が、それぞれの役割^{やくわり}と責務^{せきむ}を果たすこと^はによって、バリアフリー化^かを実現^{じつげん}していくことを前提^{ぜんてい}として作成^{さくせい}しています。

このような前提条件^{ぜんていじょうけん}が整^{ととの}わないときには、バリアフリー整備目標^{せいびもくひょう}や事業^{じぎょう}の実現時期^{じつげんじき}が相当^{そうとう}に遅^{おく}れることがあります。事業^{じぎょう}が円滑^{えんかつ}に進められるよう吹田市^{すいたし}はもとより、それぞれの関係機関^{かんけいきかん}において、必要な資金^{ひつようしきん}の確保^{かくほ}や地域^{ちいき}との合意形成^{ごういけいせい}にむけた理解^{りかい}と調整等^{ちようせいなど}の最大限^{さいだいいげん}の努力^{どりよく}を必要^{ひつよう}とします。

また、真^{しん}にバリアフリー化^かを実現^{じつげん}するためには、ハード整備^{せいび}だけでなく、一人ひとり^{ひとり}の理解^{りかい}と協力^{きょうりよく}が不可欠^{ふかけつ}となります。したがって、市民^{しみん}は高齢者^{こうれいしゃ}、障害者等^{しょうがいしゃなど}の円滑^{えんかつ}な移動^{いどう}及び施設^{しせつ}の利用^{りよう}を確保^{かくほ}することの重要性^{じゅうようせい}について理解^{りかい}を深めるとともに、視覚障害者用誘導ブロック^{しかくしょうがいしゃようゆうどう}への駐輪^{ちゅうりん}、身体障害者用駐車スペース^{しんたいしょうがいしゃようちゆうしゃ}への駐車等^{ちゆうしゃなど}による高齢者^{こうれいしゃ}、障害者等^{しょうがいしゃなど}の施設^{しせつ}の利用等^{りようなど}を妨^{さまた}げないよう配慮^{はいりよ}することや、必要^{ひつよう}に応じて高齢者^{こうれいしゃ}、障害者等^{しょうがいしゃなど}の移動^{いどう}や施設^{しせつ}の利用^{りよう}を手助け^{てだす}するなど、バリアフリー化^かに向けて積極的^{せつせきよくてき}に協力^{きょうりよく}することが重要^{じゅうよう}となります。

表 -1 バリアフリー化にむけた責務

担当	役割	責務
国	<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化の促進に関する基本方針を定めま す。 ・「移動等円滑化基準」を定め、基準適合性を審査し、認定及び事業実施を勧告します。 ・市町村が策定する基本構想への助言を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めます。 ・移動等円滑化に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めます。 ・広報活動等を通じて移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるよう努めます。
地方 公共 団体	<ul style="list-style-type: none"> ・単独又は共同して「基本構想」を作成します。 ・各施設について特定事業実施を施設設置管理者に要請します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の施策に準じて移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めます。
公安 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・単独又は共同して「交通安全特定事業計画」を作成し実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の作成に協力します。
施設 設置 管理者	<p>< 道路管理者 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本構想」に即して道路特定事業計画を作成し実施します。 <p>< 公共交通事業者（特定旅客施設・車両等） ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本構想」に即して「公共交通特定事業計画」を作成し実施します。 <p>< 路外駐車場管理者（特定路外駐車場） ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本構想」に即して「路外駐車場特定事業計画」を作成し実施します。 <p>< 公園管理者等（都市公園） ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本構想」に即して「都市公園特定事業計画」を作成し実施します。 <p>< 建築主等（建築物） ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本構想」に即して「建築物特定事業計画」を作成し実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の作成に協力します。 ・新施設等についての「移動等円滑化基準」適合義務。 ・既存施設等についての「移動等円滑化基準」適合努力義務。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めます。

きしべちく
岸部地区

第1章 岸部地区

1.1 選定理由

JR岸辺駅周辺には大阪学院大学等が立地し、学生をはじめ市域内外から多くの人々が訪れており、隣接する摂津市には、阪急正雀駅(1日あたりの利用者数約25,000人)があり、そこから岸部地区を訪れる人も多く考えられます。しかし、住宅が集積する地区等では狭隘道路が多く、高齢者、障害者等に対する配慮が十分でない部分が多くあります。

岸部地区では、JR岸辺駅周辺のまちづくりの動きや、策定済みの「摂津市交通バリアフリー基本構想¹⁾」との連携を図り、重点的かつ一体的な整備を行うため、重点整備地区に選定しています。

(1) JR岸辺駅の利用者数

JR岸辺駅の一日平均乗降客数は約29,000人で、特定旅客施設の要件である5,000人を超えています。

平成17年(2005年)平均値：西日本旅客鉄道株式会社調べ

(2) 配置要件

高齢者や障害者等がよく利用する施設として、吹田市立岸部市民センター、岸部市民サービスコーナー、高齢者いこいの家等があります。また、JR岸辺駅の南部に大阪学院大学が立地しています。

(3) 課題要件

JR岸辺駅はホームへの連絡手段は階段しかなく、車いす利用者等には利用しにくい駅となっています。また駅周辺の道路では、歩道の未設置、歩道の幅員不足、迷惑駐輪等の問題があり、バリアフリー化のための事業を実施する必要があります。

(4) 効果要件

公共交通事業者、道路の管理者ならびに建築物の建築主等による一体的なバリアフリー化整備を推進し、より効果的、効果的なバリアフリー化をめざします。

(5) 緊急性

移動の方法として階段しかない駅の構造や、歩道の未設置区間の存在等により、安全かつ円滑な移動が確保されていないため、早急なバリアフリー化整備が求められています。

1) 摂津市交通バリアフリー基本構想

摂津市が平成17年(2005年)3月に策定。

1.2 重点整備地区の位置及び区域

(1) 重点整備地区の位置

岸部地区は、吹田市の南東部に位置しています。



図 -1 岸部地区の重点整備地区位置図

(2) 重点整備地区の区域

岸部地区の重点整備地区は、下記の町丁目から構成される区域(約1.17km²)とします。

岸部中一丁目、岸部中二丁目、岸部中三丁目、岸部中四丁目、芝田町、岸部南一丁目、岸部南二丁目

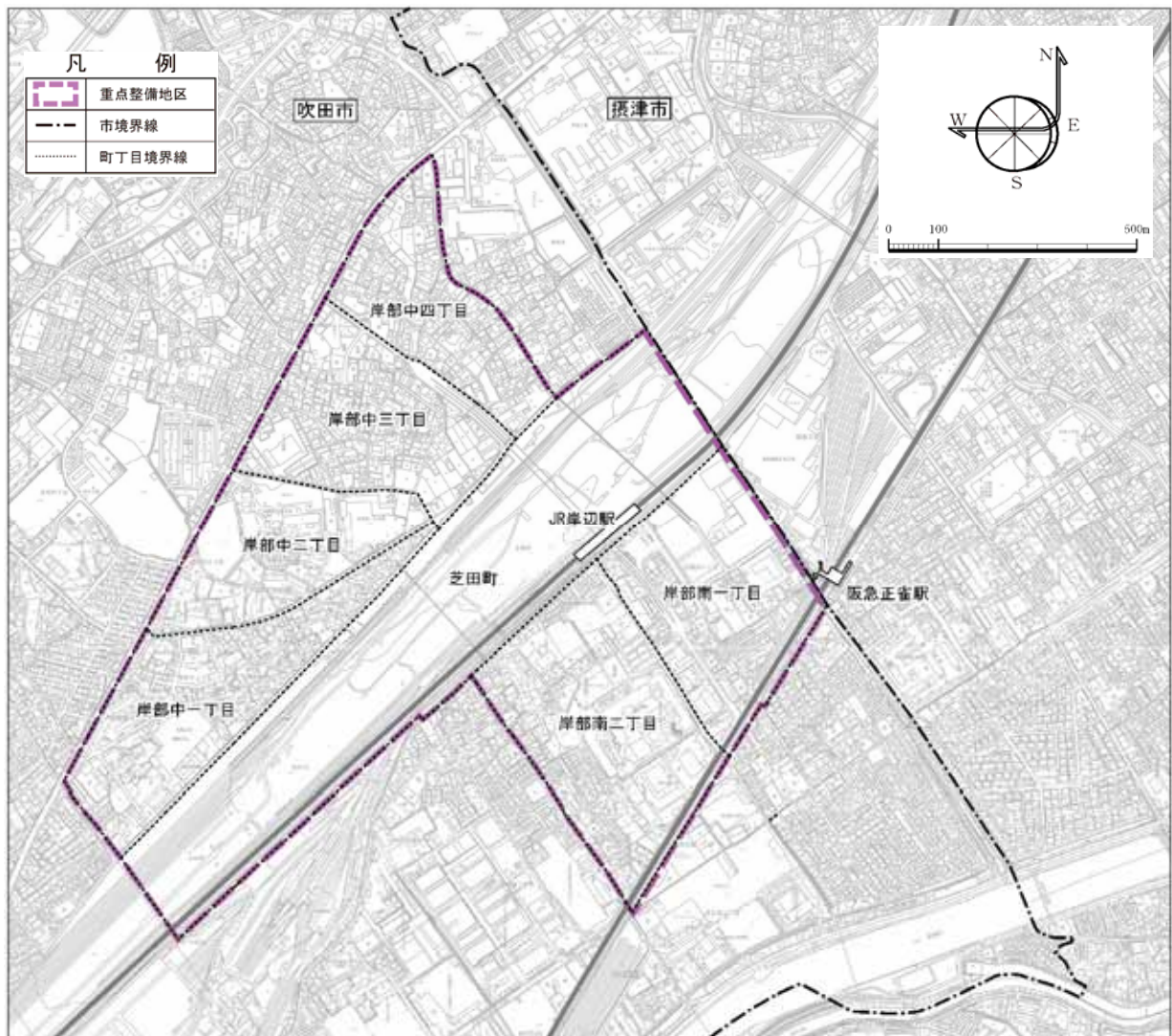


図 -2 重点整備地区区域図

だい しょう さくてい はいけい いち 第2章 策定の背景と位置づけ

2.1 きしべちく がいよう 岸部地区の概要

(1) きしべえきしゅうへん JR岸辺駅周辺

岸部地区は、大正時代に国鉄吹田操車場が設置され、「操車場のまち」として知られるようになりました。昭和以降、大阪高槻京都線の沿道地域から名神高速道路にかけては、スプロール的に住宅地の開発が進み、これらの地区では狭隘道路や袋小路も見られ、高齢者、障害者等に対する配慮が十分でない部分が多くあります。

(2) まちづくりの経緯

大規模工場跡地や、操車場跡地の土地利用転換について検討が重ねられており、大規模工場跡地については、新しく商業施設が整備されています。また、駅北側の操車場跡地の再整備について、「東部拠点まちづくり市民フォーラム」及び「吹田操車場跡地まちづくり計画委員会」が設立され、検討が進められています。加えて、吹田操車場跡地のまちづくり事業に合わせてJR岸辺駅改修事業の検討が進められています。

これらの事業や、策定済みの「摂津市交通バリアフリー基本構想」と連携を図りながら、地区内のバリアフリー化を進めることが求められています。

【参考文献】

- 1) 吹田市：都市計画マスタープラン，2004。

2.2 地区の現況

(1) 人口

・人口の推移

地区内人口は平成17年現在6,181人であり、昭和60年(1985年)から平成17年(2005年)にかけて、吹田市全体では微増しているのに対し、岸部地区は22.4%減少しています。

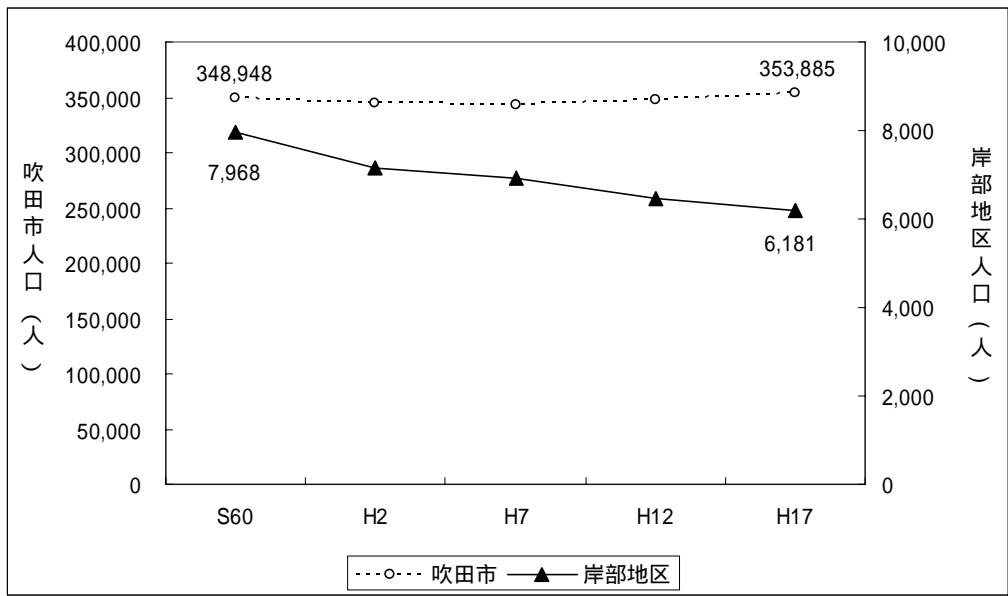


図 -3 岸部地区の人口の推移

資料：国勢調査(昭和60年(1985年)～平成17年(2005年))

・高齢化率の推移

地区内の高齢化率は平成17年現在18.9%であり、吹田市全体の15.7%を上回っています。

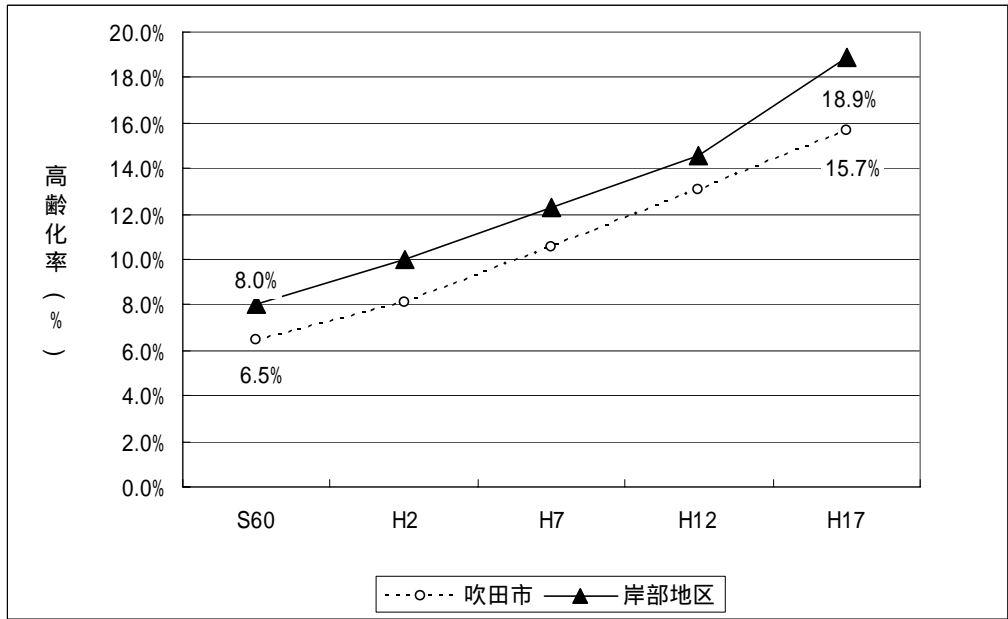
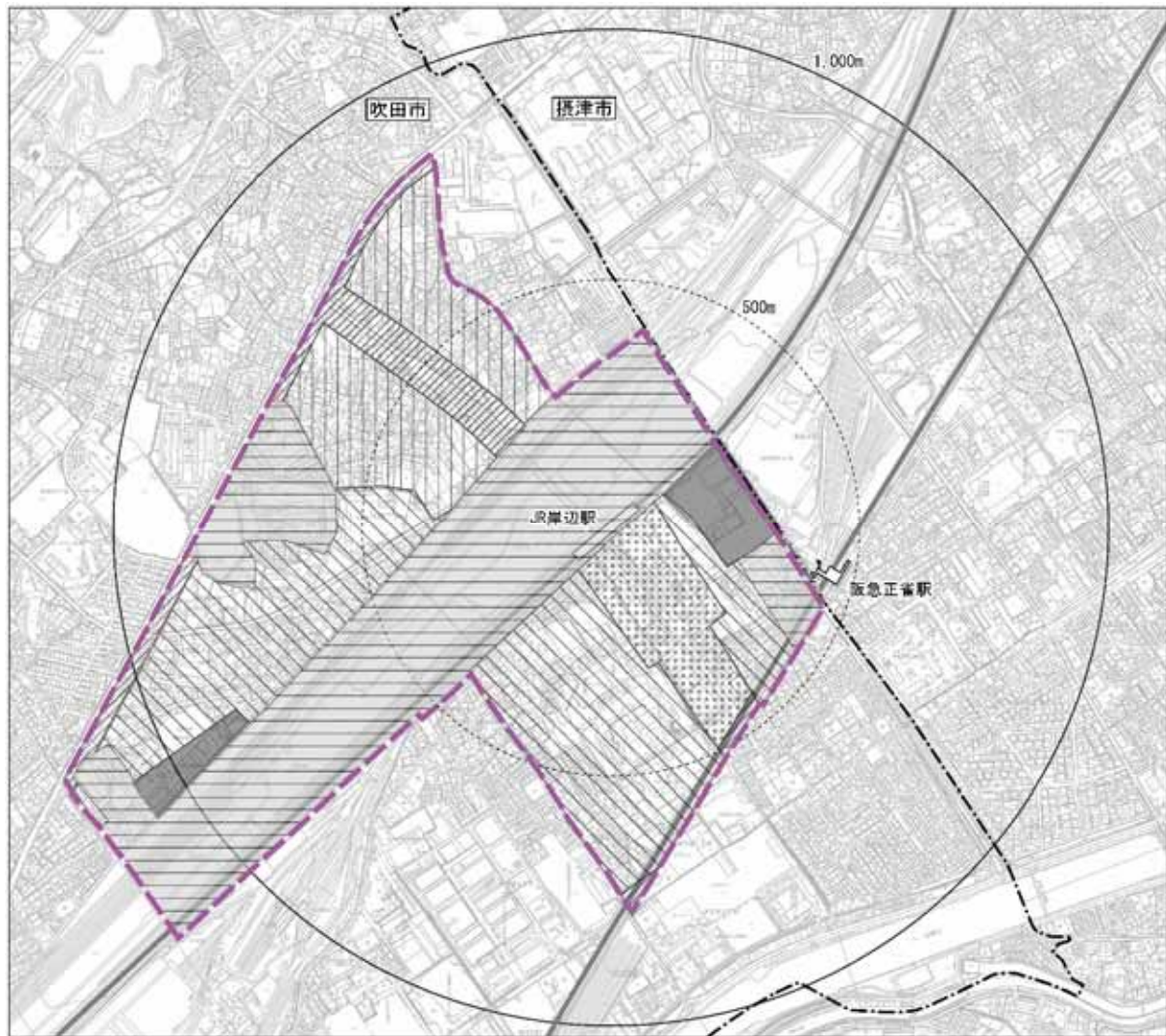


図 -4 岸部地区の高齢化率の推移

資料：国勢調査(昭和60年(1985年)～平成17年(2005年))

(2) 用途地域



凡 例	
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	第2種中高層住宅専用地域
	近隣商業地域
	準工業地域
	工業地域
	重点整備地区

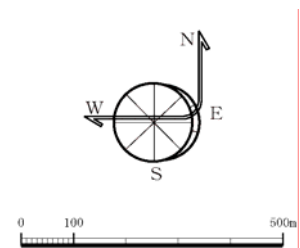


図 -5 岸部地区用途地域図

2.3 交通施設の現況

(1) JR岸辺駅

1) ホーム

- ・島式2面4線（大阪・三ノ宮方面、高槻・京都方面）

2) 改札口

- ・1階高さに位置します。（自動改札機は5台、車いす対応1通路。）

3) 改札からホームへの連絡

- ・エレベーター及びエスカレーターの設置はなく、階段のみとなります。それぞれのホームに移動するには階段を下り、地下道先の階段（上下線2箇所ずつ設置）を利用します。

4) トイレ

- ・改札内に設置しています。身障者用トイレの設置はありません。

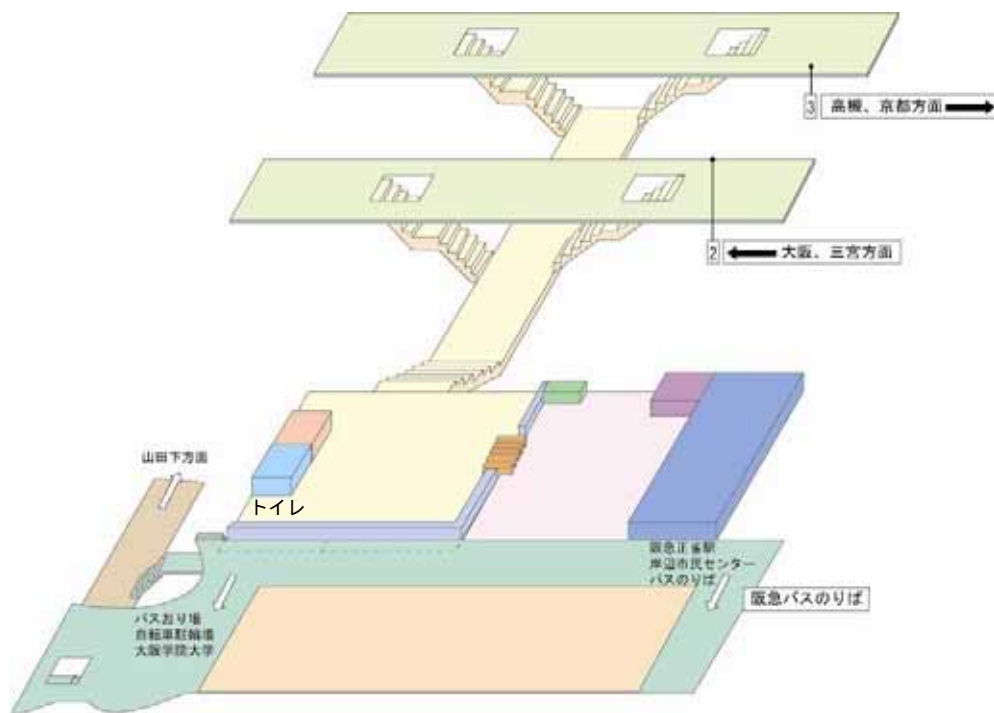


図 -6 JR岸辺駅構内図

(2) バス

岸部地区では、路線バスが運行しています。

路線バスの乗り場はJR岸辺駅駅前広場に位置しており、阪急バスが6系統を運行しています。

2.4 地区内の課題

岸部地区のバリアフリーに関するワークショップで抽出された主な問題点は次のとおりです。

表 -1 (1) 地区内の問題点




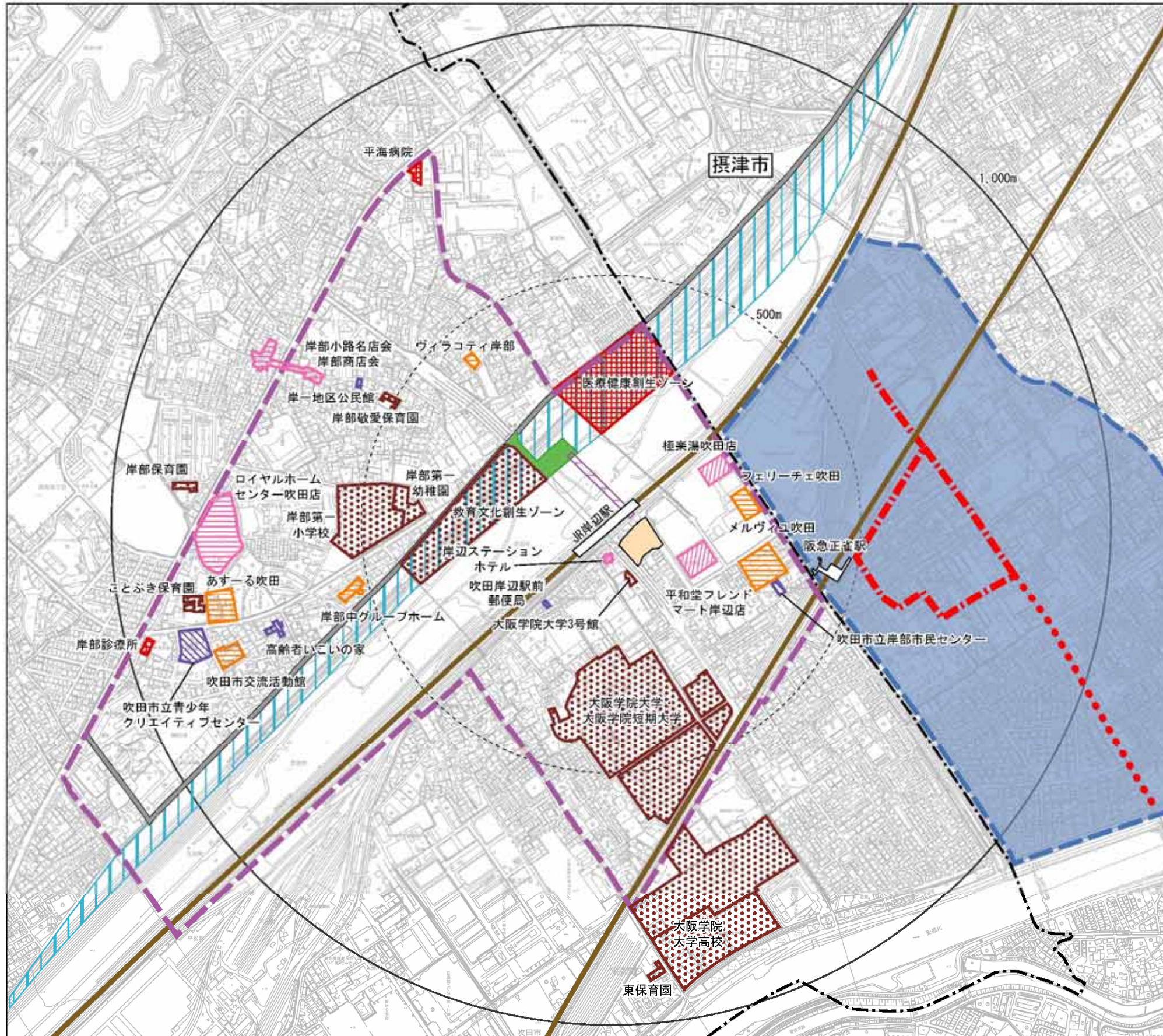
	主な問題点	
JR岸辺駅	<p><個別施設></p> <ul style="list-style-type: none"> 点字表示のある券売機の数が少なくなっています。 券売機には車いす用の蹴りこみがありません。 車いす用トイレがありません。 トイレ内に段差があります。 <p><移動></p> <ul style="list-style-type: none"> 階段しかなく、車いす利用者には改札口からホームへの移動が困難です。 階段の踏み面が水平でない箇所があります。 手すりの高さが適切でない箇所があります。 <p><誘導案内情報施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ホーム上に視覚障害者誘導用ブロックは、警告ブロックは設置されていますが、誘導ブロックは設置されていません。 改札口付近に電車の運行状況を知らせる案内がありません。 	  
駅前広場	<p><バス停></p> <ul style="list-style-type: none"> バスの寄りつきが悪いです。 バス停が狭く雑然としています。 <p><誘導案内情報施設></p> <ul style="list-style-type: none"> バス停の位置がわかりにくくなっています。 <p><移動></p> <ul style="list-style-type: none"> 放置されている自転車がが多く、通行の邪魔になっています。 	

表 -1 (2) 地区内の問題点

		おも 主な問題点 主な問題点
歩道 ほどう	<p>< 移動 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装等が老朽化し、破損している箇所があります。 ・歩道が設置されていない箇所があります。 ・歩道と車道の段差が大きい箇所があります。 ・露店、商品及び迷惑駐輪等の障害物が多く、歩道が狭くなっています。 ・電柱や標識等が通行の妨げになる箇所があります。 ・蓋のない側溝や、側溝のグレーチングに隙間がある箇所があり、危険です。 ・横断勾配がきつい箇所があります。 <p>< 誘導案内情報施設 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない区間があります。 	  
交差点 こうさてん	<p>< 信号機 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・信号機が設置されていない箇所があります。 ・音響信号機が設置されていない箇所があります。 <p>< 横断歩道 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道が設置されていない箇所があります。 	
施設 しせつ	<p>< 移動 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・階段の手すりの高さが適切でなく、使いにくくなっています。 <p>< 誘導案内情報施設 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民センターの位置を示す標識がわかりにくくなっています。 ・エレベーターまでの経路上に視覚障害者誘導用ブロックが設置されていません。 	 

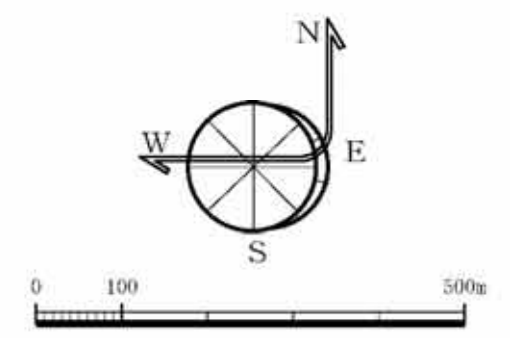
2.5 施設配置状況

岸部地区の施設配置状況は図 -7 のとおりです。



凡 例

	商業施設
	公共・公益施設
	教育施設
	医療施設
	福祉施設
	岸辺駅南交通広場整備予定地
	岸辺駅北交通広場整備予定地
	吹田操車場跡地のまちづくり事業区域
	南北自由通路
	(仮称)岸部千里丘線・(仮称)天道岸部線
	岸部地区の重点整備地区
	摂津市正雀地区の重点整備地区
	駅から500mの範囲
	駅から1000mの範囲



きしべちく
岸部地区
 ちくないせつはいちず
地区内施設配置図

図 - 7 岸部地区内施設配置図

だい しょう きしべちく きほんほうしん 第3章 岸部地区の基本方針



3.1 きほんほうしん 基本方針

岸部地区の特徴や、ワークショップで抽出された主な問題点をふまえ、岸部地区の基本方針を以下のとおりとします。

えき しせつ こうちく 駅から施設へのバリアフリーネットワークの構築をはかります

JR岸辺駅の他、阪急正雀駅が近接しています。また岸部地区には、大阪学院大学に通う学生や、周辺施設を利用する市民が訪れます。駅からこれらの施設への連続したバリアフリーネットワークの構築をはかり、人々がふれあい、にぎわうまちづくりに寄与するバリアフリー化をめざします。

かんれん じぎょう れんけい いったいてき せいび 関連事業との連携による一体的な整備をめざします

吹田操車場跡地のまちづくり事業やJR岸辺駅改修事業、その他まちづくりの活動や「摂津市交通バリアフリー基本構想」に定められたバリアフリー化事業と連携しながら、効率的・効果的かつ重点的なバリアフリーの整備を進めていきます。

だい しょう せいかつかんれんしせつ せいかつかんれんけいろ
第4章 生活関連施設、生活関連経路

4.1 生活関連施設

すいたし せいかつかんれんしせつ かんが かつた きしべちく せいかつかんれんしせつ いが
 吹田市の生活関連施設の考え方から、岸部地区の生活関連施設は以下のとおりとします。

ひょう 表 -2(1) 生活関連施設

施設名	種類	選定理由
JR岸辺駅	旅客施設	市民の利用が多い。
阪急正雀駅	旅客施設	
平和堂フレンドマート岸辺店	商業施設	市民の利用が多い。
吹田市立岸部市民センター	公共施設	
大阪学院大学(大阪学院大学3号館を含む)	教育施設	教育施設が集積しています。
大阪学院短期大学		
高齢者いきいの家	公共・福祉施設	福祉施設、公共施設が集積しています。
吹田市交流活動館	公共・福祉施設	
吹田市立青少年クリエイティブセンター	教育施設	

ひょう 表 -2(2) 生活関連施設(吹田操車場跡地のまちづくり事業区域内)(案)

施設名	種類	選定理由
教育文化創生ゾーン	教育施設	教育施設、医療施設が集積しています。
医療健康創生ゾーン	医療施設	

(図 - 8 参照)

4.2 生活関連経路、準生活関連経路

生活関連施設間を結ぶ高齢者や障害者等がよく利用する主要な経路を、生活関連経路、準生活関連経路とし、重点的かつ速やかにバリアフリー化を進めます。

岸部地区の生活関連経路、準生活関連経路は以下のとおりとします。

表 -3 (1) 生活関連経路

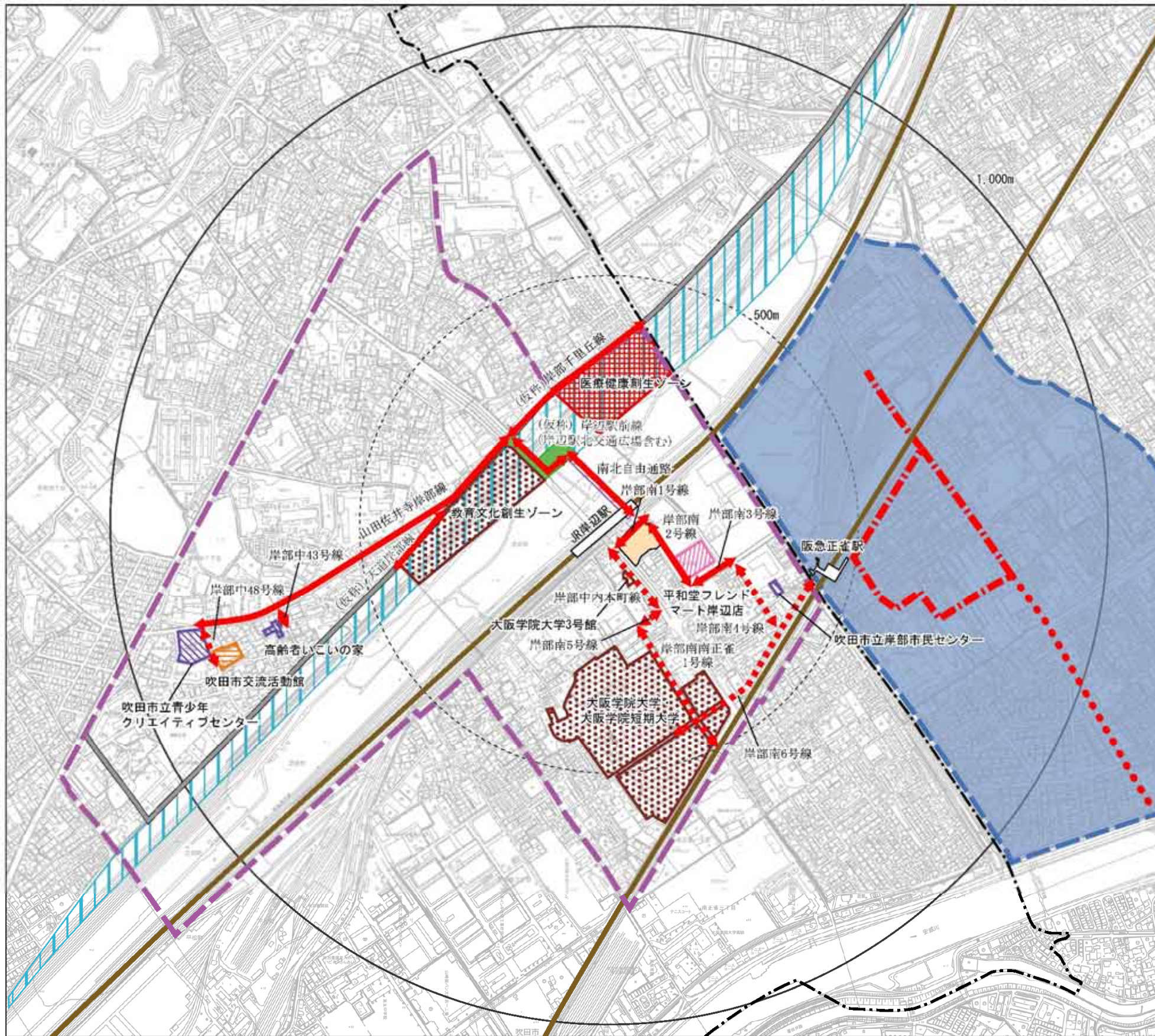
種別	設置 管理者	路線名	道路延長 (km)	
生活関連経路	すいたし 吹田市	山田佐井寺岸部線（岸部保管所～青少年クリエイティブセンター前）	0.7	
		岸部南1号線 （JR岸辺駅東側の交差点～JR岸辺駅西側の交差点）	0.1	
		岸部南2号線（JR岸辺駅東側の交差点～平和堂フレンド마트南西側の交差点）	0.2	
		岸部南3号線（平和堂フレンド마트南西側の交差点～介護老人福祉施設メルヴェイユ吹田西側の交差点）	0.2	
	鉄道・運輸 機構*	南北自由通路	0.2	
	すいたし 吹田市	（仮称）岸辺駅前線 （岸辺駅北交通広場含む）	0.1 (5,600m ²)	
		（仮称）天道岸部線	0.2	
		（仮称）岸部千里丘線	0.3	
	生活関連経路合計			2.0

*：独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(図 - 8 参照)

ひょう 表 -3 (2) 準生活関連経路

しゅべつ 種別	せっち 設置 かんりしや 管理者	るせんめい 路線名	どうろえんちよう 道路延長(km)
準生活関連経路	すいたし 吹田市	きしべみなみ ごうせん かいごろうじんふくし しせつ すいたにしがわ 岸部南4号線(介護老人福祉施設メルヴェイユ吹田西側 の交差点から南側2つ目の交差点まで)	0.2
		きしべなか ごうせん せいしやうねん まえこうさてん 岸部中48号線(青少年クリエティブセンター前交差点 ~吹田市交流活動館前)	0.1
		きしべなか ごうせん 岸部中43号線 (岸部中1丁目25番地先北側~高齢者いこいの家前)	0.1
		すいたし ごうせん はんきゆうしやうじやくえき おおさかがくいんだいがく ごうかんほくとう 岸部南6号線(阪急正雀駅~大阪学院大学1号館北東 の交差点)	0.3
		きしべなかうちほんまちせん きしべえきにしがわ こうさてん きしべみなみ ちょうめ 岸部中内本町線(JR岸辺駅西側の交差点~岸部南1丁目 25番地先南東側)	0.2
		きしべみなみ ごうせん きしべみなみ ちょうめ ばんちさきみなみがわ 岸部南5号線(岸部南1丁目25番地先南側)	0.1
		きしべみなみみなみしやうじやく ごうせん きしべみなみ ちょうめ ばんちさきなんせいがわ 岸部南南正雀1号線(岸部南1丁目25番地先南西側 ~大阪学院大学4号門前)	0.1
	すいたし 吹田市 ・大阪 学院 大学	きしべみなみ ごうせん おおさかがくいんだいがく ごうかんほくとう こうさてん おおさか 岸部南6号線(大阪学院大学1号館北東の交差点~大阪 学院大学9号門前)	0.1
	きしべみなみみなみしやうじやく ごうせん おおさかがくいんだいがく ごうもんまえ おおさかが 岸部南南正雀1号線(大阪学院大学4号門前~大阪学 院大学1号館南西側の交差点)	0.2	
	準生活関連経路合計		1.4
合計		3.4	



凡 例	
	商業施設
	公共・公益施設
	教育施設
	福祉施設
	医療施設
	岸辺駅南交通広場整備予定地
	岸辺駅北交通広場整備予定地
	吹田操車場跡地のまちづくり事業区域
	南北自由通路
	(仮称)岸部千里丘線・(仮称)天道岸部線
	岸部地区の重点整備地区
	摂津市正雀地区の重点整備地区
	駅から500mの範囲
	駅から1000mの範囲
	市境界
主な経路	
	生活関連経路経路
	準生活関連経路
	摂津市正雀地区特定経路路線
	摂津市正雀地区準特定経路路線

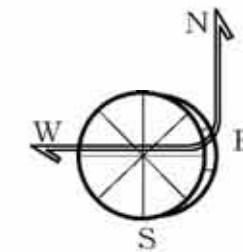


図 岸部地区
 名 生活関連施設及び生活関連経路図

図 -8 岸部地区生活関連施設及び生活関連経路図

第5章 バリアフリー化事業の内容とスケジュール

本基本構想は、バリアフリー新法に基づき、国・地方公共団体・公共交通事業者・施設設置管理者・公安委員会・市民が、それぞれの役割と責務を果たすことによって、岸部地区のバリアフリー化を実現していくことを前提として作成しています。

このような前提条件が整わないときには、バリアフリー整備目標や事業の実現時期が相当に遅れることがあります。事業が円滑に進められるよう行政はもとより、それぞれの関係機関が一致協力して、必要な資金の確保や地域との合意形成にむけた理解と調整等の努力を行います。

5.1 公共交通特定事業

(1) 駅舎（JR岸辺駅）

JR岸辺駅においては、現在、駅舎の橋上化の合意形成に向けて検討を行っております。この橋上駅舎を整備する場合には、下記内容のとおり事業を実施します。

項目	内容	時期		
		H20	H22	H23以降
垂直移動施設の整備	関係機関で協議を進めながら、改札口からホームを結ぶ経路上にエレベーターを設置			
個別施設の整備改良等	階段に二段手すりを設置			
	多機能トイレ設置（オストメイト仕様トイレ ²⁾ を含む多機能トイレ）			
	案内表示等のわかりやすい配置			
誘導案内情報施設の整備	構内案内表示のわかりやすい配置			
	可変式情報表示装置の設置			
ソフト施策	駅員の教育訓練の継続実施			

2) オストメイト仕様トイレ

オストメイト（人工肛門や人工膀胱保持者）が利用しやすいように、車いす用トイレに洗浄可能な流し台等を設置したトイレ

整備内容

1) 駅舎

a. 垂直移動施設の整備

垂直移動設備としてエレベーターを最優先に設置するよう努めます。

ただし、エレベーター設置が構造上困難な場合は、バリアフリーに配慮した設備を設置するよう努めます。

【エレベーター】

エレベーターの構造は、車いす利用者、視覚障害者、聴覚障害者、妊産婦等、利用される方々の様々な特性に配慮するよう努めます。

b. 個別施設の整備改良等

【階段手すり】

視覚障害者、聴覚障害者、妊産婦等あらゆる方が、円滑に移動できるように階段に手すりを設置します。

【トイレ】

トイレは、オストメイト仕様トイレ²⁾、乳幼児連れの方のためのおむつ替えシート等の整備に努めます。

トイレの位置や男女別を、視覚障害者等にも配慮しながらわかりやすく表示するよう努めます。

c. 誘導案内情報施設の整備

【案内設備】

移動者の案内設備について、触地図、ピクトグラム、点字等を用いて、わかりやすいサインの配置に努めます。また、ホームの改修時等においては、視覚障害者の移動等円滑化の向上と安全性を確保するよう、視覚障害者誘導用ブロック（プラットホーム縁端警告用内方表示ブロックを含む）の改善について検討し、整備に努めます。

【可変式情報表示装置】

車両の運行情報（列車到着等の情報）を、駅利用者に情報提供するために可変式情報表示装置の設置に努めます。



図 -9 可変式情報表示装置

d. ソフト施策

高齢者、障害者等に対して適切な対応ができるよう研修等の教育訓練を引き続き実施します。

e. その他

新製車両導入の際には、バリアフリー基準に適合する仕様とします。

(2) 駅舎(阪急正雀駅)

阪急正雀駅は摂津市に位置しており、既に「摂津市交通バリアフリー基本構想」で特定旅客施設として位置づけられ、現在公共交通特定事業が進められています。

阪急正雀駅の整備事業メニューの内容と目標時期を以下に示します。

なお、目標時期については、「長期：平成22(2010)年度以降に整備」としています。

	整備内容	目標時期		備考
		短期	長期	
移動経路の円滑化等	改札外エレベーターの設置	平成18年度整備済		
	改札内エレベーターの設置	平成19年度整備済		
	改札内エスカレーターの設置(注)			
	構内外の階段の改良(2段手すり・踏み面端部の段差の明度差)			
トイレの改良等(構内)				
案内設備の充実	多機能型トイレの設置	平成19年度整備済		
	旅客トイレの改修			
	点字案内板の設置			
プラットホーム	視覚障害者誘導用ブロックの改善	平成19年度整備済		
	電光式情報案内板への改良			
	電車とプラットホームの段差及び隙間の改善検討			*1
施設・設備等の改良(自動券売機)	ICカードシステムの利用促進	平成19年度整備済		
	カウンター下部への蹴込み確保			
バリアフリー教育	職員に対するバリアフリー教育・研修の継続実施			

*1：現在も駅員介助による対応を行っているが、今後も長期的に改善を検討する。

(注) 構内エスカレーターは上り・下り各ホームに1基設置。このエスカレーター設置により、公道から上り・下り各ホームまでの移動経路上に、エスカレーターによる動線が確保された。

参考文献：摂津市交通バリアフリー基本構想

(3) バス・バス停^{てい}

こ う 目	ない よう 容	し き 期	
		H20	H22
バス車 ^{しゃりょう} 両	ていし ^し ょう 低床バスの導入 ^{どうにゅう}		
バス停 ^{てい}	バリアフリー化 ^か に配慮 ^{はいりよ} したバス停 ^{てい} の改良 ^{かいるよう}		

せいびない^{よう} 整備内容

a. 車^{しゃりょう}両

- ・新規^{しんき}導入^{どうにゅう}及び代替^{だいたい}車^{しゃりょう}両は、低床^{ていし}バスとします。なお、車^{くるま}いす使用者^{しやうしや}等^なが円滑^{えんかつ}に乗降^{じやうこう}できるノンステップバス^{せつきよくてき}を積極^{どうにゅう}的に導入^{どうにゅう}します。
- ・文字^も案内^{じあんない}装置^{そうち}等^なを設^せ置^ちしたバリアフリー化^か車^{しゃりょう}両^{きほん}を基本^{きほん}とします。

b. バス停^{てい}

- ・バス停^{てい}の利^り用^{よう}状^{じやう}況^{きやう}等^なをふま^ええ、バス停^{てい}に上^う屋^{わや}、ベンチ^{しやうめい}、照^せ明^{ちやうめい}等^なの設^せ置^ちに努^{つと}め^めます。
- ・路^ろ線^{せん}図^ずや時^じ刻^{こく}表^{ひやう}等^なの案内^{あんない}表示^{ひやうじ}を、わ^わか^かり^りや^やす^すく^くし^しま^ます。

5.2 道路特定事業

(1) 生活関連経路(図 -8 参照)

項目	内容	時期	
		H20	H22
既設道路の改良	歩道の有効幅員の確保(交通標識や電柱等の再配置、側溝・水路・公共用地等の活用等)		
	段差・勾配の解消		
	バリアフリー化に配慮した路面舗装		
	車道・横断歩道等との段差・勾配の解消		
個別施設の整備改良等	照明施設の整備		
	案内標識の整備		
誘導案内の整備	視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良		
障害物等の撤去・規制	啓発活動強化・取締強化等の歩道上の迷惑駐輪対策		
	交差点・横断歩道上の違法駐車対策		

具体的な整備内容：現況の問題点をふまえ、各道路の主な整備内容を示します。

1) 山田佐井寺岸部線

- ・車いす使用者等の移動や雨水の排水に配慮し、横断勾配は原則1%以下となるよう整備します。
- ・横断歩道等との切下部には、車いす使用者の安全性等に配慮し、信号待ちする車いす使用者が滞留でき、かつ円滑に転回できる部分を確保するよう検討を行い、可能性があるところから整備を行います。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良を行います。



北側歩道の現況



南側歩道の現況

図 -10 山田佐井寺岸部線の現況

2) 岸部南1号線

- ・バリアフリー化に配慮した交通広場の整備を行います。
- ・車道と歩道の段差・急勾配の解消等の歩道改良を行います。
- ・横断歩道などの切下部には、車いす使用者の安全性等に配慮し、信号待ちする車いす使用者が滞留でき、かつ円滑に転回できる部分を確保するよう検討を行い、可能性があるとこ
ろから整備を行います。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良を行います。
- ・歩道上の迷惑駐輪対策を進めます。



げんきょう
現況



すりつけ部の勾配が大きい

す 図 -11 岸部南1号線の現況

3) 岸部南2号線

- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良を行います。



げんきょう
現況



しかくしょうがいしゃようゆうどう
視覚障害者用誘導ブロックの不備

す 図 -12 岸部南2号線の現況

4) 岸部南3号線

- ・車道と歩道の段差の解消等の歩道改良を行います。
- ・車いす使用者等の移動や雨水の排水に配慮し、横断勾配は原則1%以下となるよう整備します。
- ・横断歩道等との切下部には、車いす使用者の安全性等に配慮し、信号待ちする車いす使用者が滞留でき、かつ円滑に転回できる部分を確保するよう検討を行い、可能性のあるところから整備を行います。
- ・歩行者の安全性を確保するため、交通状況をふまえ、適宜、街灯の設置について検討を行い、可能性のあるところから整備を行います。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良を行います。



げんきょう
現況



しかくしょうがいしゃゆうどう
視覚障害者用誘導ブロックの不備

ず 図 - 13 岸部南3号線の現況

(2) 準生活関連経路 (図 -8 参照)

項目	内容	時期		
		H20	H22	H23 以降
既設道路の改良	歩道の有効幅員の確保 (交通標識や電柱等の再配置、側溝・水路・公共用地等の活用等)			
	段差・勾配の解消			
	バリアフリー化に配慮した路面舗装			
	車道・横断歩道等との段差・勾配の解消			
個別施設の整備改良等	照明施設の整備			
	案内標識の整備			
誘導案内の整備	視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良			
障害物等の撤去・規制	啓発活動強化・取締強化等の歩道上の迷惑駐輪対策			
	交差点・横断歩道上の違法駐車対策			

具体的な整備内容 : 現況の問題点をふまえ、各道路の主な整備内容を示します。

1) 岸部南4号線

- 歩道の有効幅員の確保について検討を行い、可能性があるところから整備を行います。
- 視覚障害者誘導用ブロックの整備について検討を行い、可能性があるところから整備を行います。
- 歩行者の安全確保のため、車両の速度抑制のための措置について検討を行い、可能性があるところから整備を行います。



現況



歩道の未設置

図 -14 岸部南4号線の現況

2) 岸部中48号線

- ・歩行空間の確保について検討を行い、可能性があるところから整備を行います。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備について検討を行い、可能性があるところから整備を行います。



げんきよう
現況



しせつりりくちふきん
施設入口付近

図 -15 岸部中48号線の現況

3) 岸部中43号線

- ・歩道の有効幅員の確保について検討を行い、可能性のあるところから整備を行います。
- ・車道と歩道の段差の解消等の歩道改良を行います。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備を行います。



げんきよう
現況



ふくいん ふそく
幅員の不足

-16 岸部中43号線の現況

4) 岸部南6号線

- ・歩行空間の確保について検討を行い、可能性のあるところから整備を行います。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備について検討を行い、可能性のあるところから整備を行います。
- ・歩行者の安全性を確保するため、交通状況をふまえ、適宜、街灯の設置について検討を行い、可能性のあるところから整備を行います。



ず
図



きしべみなみごうせんげんきよう
岸部南6号線の現況

5) 岸部中内本町線

- ・歩行空間の確保について検討を行い、可能性のあるところから整備を行います。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備について検討を行い、可能性のあるところから整備を行います。



図 -18 岸部中内本町線の現況

6) 岸部南5号線

- ・歩行空間の確保について検討を行い、可能性のあるところから整備を行います。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備について検討を行い、可能性のあるところから整備を行います。



図 -19 岸部南5号線の現況

7) 岸部南南正雀1号線

- ・車道と歩道の段差解消等の歩道改良を行います。
- ・車いす使用者等の移動や雨水の排水に配慮し、横断勾配は原則1%以下となるよう整備します。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良を行います。



図 -20 岸部南南正雀1号線の現況

5.3 建築物特定事業

(1) 生活関連施設(吹田市交流活動館、高齢者いこいの家、吹田市立岸部市民センター、吹田市立青少年クリエイティブセンター、平和堂フレンドマート岸辺店、大阪学院大学(大阪学院大学3号館を含む)・大阪学院短期大学)

各施設の建築主等は、建築物特定施設が建築物移動等円滑化基準に適合するよう、下記の整備に努めます。また、高齢者、障害者等の移動時の補助、職員等関係者教育の充実、移動経路における看板・商品の撤去等のソフト施策を継続的に実施します。

項目	内容
出入口	必要な幅の確保や、自動扉または車いす使用者が容易に開閉できる扉への整備・改良
廊下等	必要な幅の確保や滑りにくい床面への整備・改良
階段	手すり等の整備・改良
スロープ	必要な幅の確保や勾配の改善、手すり等の整備・改良
エレベーター その他の昇降機	エレベーターの整備・改良
トイレ	車いす用トイレ及びオストメイト仕様トイレを含む多機能トイレの整備・改良、段差・手すり等の整備・改良、床置き式または壁掛式の小便器(受け口の低いもの)の設置
敷地内の通路	歩行者動線に配慮した通路のバリアフリー化
駐車場	車いす使用者用駐車ますの整備・改良
誘導情報案内施設	視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良
	案内表示の充実

各施設の移動等円滑化のための事業内容を下記に示します。

1) 吹田市交流活動館

施設は移動等円滑化されています。今後も継続して、高齢者、障害者等に対して適切な対応ができるよう研修等の教育訓練を引き続き実施します。



図 -21 吹田市交流活動館の現況

2) 高齢者いこいの家

施設の移動等の円滑化に向けた改修工事の時期を検討していくとともに、大規模改修時には、移動等円滑化基準に適合するように努めます。今後も継続して、高齢者等に対して適切な対応ができるよう研修等の教育訓練を引き続き実施します。



図 -22 高齢者いこいの家の現況

3) 吹田市立岸部市民センター

移動等円滑化の事業の具体化に向けて今後検討していくとともに、事業実施が可能である項目から順次実施し、可能な限り移動等円滑化されるように努めます。



エレベーター前の状況



階段手すりの状況

図 -23 吹田市立岸部市民センターの現況

4) 吹田市立青少年クリエイティブセンター

移動等円滑化の事業の具体化に向けて今後検討していくとともに、事業実施が可能である項目から順次実施し、可能な限り移動等円滑化されるように努めます。

また、今後、大規模改修等を行う際には、移動等円滑化基準に適合するように努めます。



図 -24 吹田市立青少年クリエイティブセンターの現況

5) 平和堂フレンドマーケット 岸辺店

平成17年（2005年）に吹田市のハートビル法認定1号を取得しており、施設は移動等円滑化されています。今後も継続して、高齢者、障害者等に対して適切な対応ができるよう研修等の教育訓練を引き続き実施します。



点字案内板



出入口部の現況

図 -25 平和堂フレンドマーケット 岸辺店の現況

6) 大阪学院大学 (大阪学院大学3号館を含む)・大阪学院短期大学

移動等円滑化の事業の具体化に向けて今後検討していくとともに、事業実施が可能である項目から順次実施し、可能な限り移動等円滑化されるように努めます。また、大規模改修時等には、移動等円滑化基準に適合するように必要な措置を講じます。

また、所管する一般交通の用に供された道路(生活関連経路を構成する道路)については、可能な限り利便性の高い動線の確保等、移動等円滑化の事業の実施に努めます。

項目	内容	時期		
		H20	H22	H23以降
既設道路の改良	歩道の有効幅員の確保(交通標識や電柱の再配置等)			
	段差・勾配の解消			
	バリアフリー化に配慮した路面舗装			
	車道・横断歩道等との段差・勾配の解消			
誘導案内の整備	視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良			

整備内容

- ・車いす使用者等の移動や雨水の排水に配慮し、横断勾配は原則1%以下となるよう努めます。
- ・横断歩道等との切下部には、車いす使用者の安全性等に配慮し、信号待ちする車いす使用者が滞留でき、かつ円滑に転回できる部分を確保するよう努めます。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良について検討を行い、整備に努めます。



現況



出入口部の現況

(2) 生活関連経路（南北自由通路）

吹田操車場跡地のまちづくり事業に伴い、JR岸辺駅の南交通広場と北交通広場をつなぐ南北自由通路が設置されます。設置にあたっては、建築物移動等円滑化基準及び道路移動等円滑化基準に適合するよう、下記の整備を実施します。

項目	内容
廊下等	必要な幅の確保や滑りにくい床面の整備
階段	手すり等の整備
エレベーター その他の昇降機	エレベーター、エスカレーターの整備
誘導情報案内施設	視覚障害者誘導用ブロックの整備
	案内表示の充実



図 -27 南北自由通路の整備イメージ

整備イメージは、現段階でのイメージであり、今後変更となる可能性があります。

この南北自由通路の設置により、JR岸辺駅から公道（岸辺駅南交通広場、岸辺駅北交通広場）を経由して、各生活関連施設までの移動等円滑化された経路が確保されます。

5.4 交通安全特定事業

項目	内容	時期	
		H20	H22
信号機	信号機の整備・改良		
横断歩道	横断歩道の設置		

整備内容

a. 信号機

- ・安全に横断できる歩行者用青信号の時間の調整に努めます。
- ・歩行者や自動車の利用状況等をふまえ、地域住民との協議を行いながら、音響信号機や、弱者感応信号機を必要とする箇所の検討を行い、導入を図ります。
- ・生活関連経路上の信号機については、歩行者の安全な横断に配慮した歩行者用信号灯器を設置します。
- ・通行の支障となる信号機等については、道路の歩道整備工事にあわせて、可能な限り、歩道の端に移設するよう努めます。

b. 横断歩道

- ・生活関連経路上で、横断歩道の設置を必要とする箇所の検討を行い、整備に努めます。
- ・歩行者等の動線を調査し、横断歩道の移設が望ましい箇所においては、横断歩道の移設に努めます。

c. その他

- ・歩行者等の移動の円滑化を阻害する違法駐車等を防止する事業を重点的かつ計画的に実施するよう努めます。

5.5 すいたそうしゃじょうあとち じぎょう
吹田操車場跡地のまちづくり事業

こゝ ち め 項 目	ない よう 内 容	じ き 時 期		
		H20	H 22	H23 以降
こうつうひろば じぎょうくいき 交通広場・事業区域 ないどうろ 内道路	あら せっち どうろ こうつうひろばとう 新たに設置される道路や交通広場等のバリアフ リー化整備			

せいびないよう
整備内容

- ・事業区域内において、新たに都市計画道路(仮称)天道岸部線、(仮称)岸部千里丘線、(仮称)岸辺駅前線(岸辺駅北交通広場含む)の整備を行います。
- ・新設道路や交通広場の整備にあたっては、駅～道路～建築物などの連続的なバリアフリー環境の創出に努めます。

吹田操車場跡地まちづくり全体構想

～緑と水につつまれた健康・教育創生拠点～

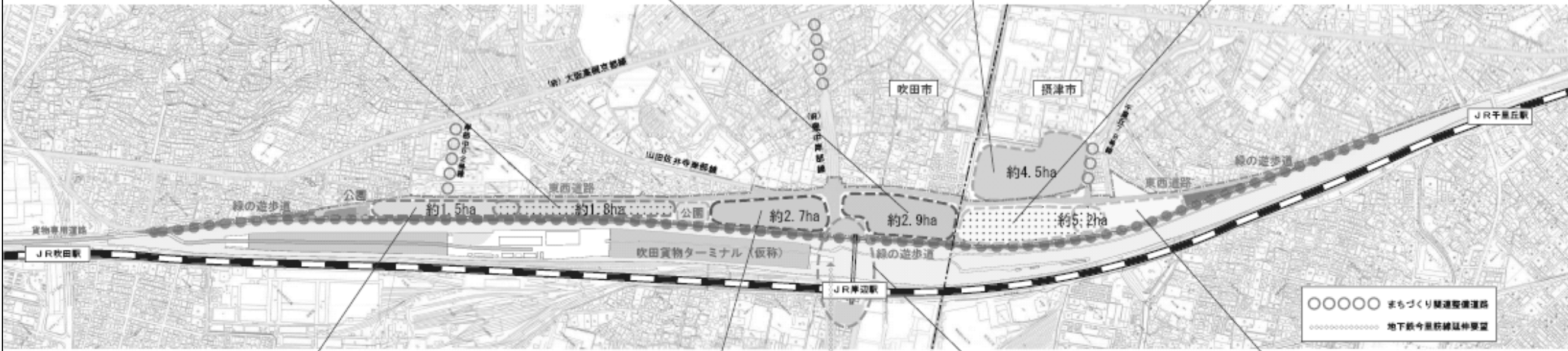
- ＜環境形成誘導方針＞
- ・緑の遊歩道及び公園、敷地内植栽による緑のネットワーク形成
 - ・里山の再生等環境シンボルの形成
 - ・環境教育と環境意識啓発の場の提供
 - ・良好な環境と景観形成による都市イメージの向上
 - ・駅前の顔としての印象的景観の形成
 - ・周辺市街地との調和に配慮した都市デザインの実現

- 緑のふれあい交流創生ゾーン(Ⅱ)
- 緑を中心とした市民の生活交流空間
- ＜導入機能誘導方針＞
- ・緑豊かな居住・生活支援施設の導入
 - ・緑とふれあうことのできる交流施設の導入

- 医療健康創生ゾーン
- 市民の健康をサポートする中核的な拠点
- ＜導入機能誘導方針＞
- ・疾病予防的な医療・健康増進施設の導入
 - ・総合的な医療サポート施設群の導入
 - ・緑豊かな居住・生活支援施設の導入

- 正雀下水処理場ほか
- ・当該用地内の下水道施設など今後のあり方について検討中である。当該地区に隣接していることから、将来的な土地利用について吹田操車場跡地のまちづくりとの一体的な活用をはかる事が望ましい。

- 都市型居住ゾーン(Ⅱ)
- 駅近接の利便性を活かした都市型居住空間
- ＜導入機能誘導方針＞
- ・緑豊かな都市型居住施設の導入
 - ・育児・福祉などの生活支援施設の導入
 - ・暮らしを支える生活利便施設の導入



- 緑の遊歩道
- ・豊かでボリューム感のある緑の連続空間
 - ・楽しみながら距離を感じさせない健康増進空間
 - ・まちの持つコンセプトを周辺地域に発信する

- JR岸辺駅前の整備
- ・まちの顔となる北駅前広場の整備
 - ・まちのイメージを表現する駅周辺部の景観形成
 - ・緑のネットワークの中心となる緑豊かな空間整備
 - ・JR岸辺駅の橋上化と南北自由通路の整備
 - ・南駅前広場の改修

- 緑のふれあい交流創生ゾーン(Ⅰ)
- 新たに生み出すまとまった緑の空間
- ＜導入機能誘導方針＞
- ・緑とふれあうことのできる交流施設の導入 (例えば、ギャラリー・体験施設・店舗など)

- 教育文化創生ゾーン
- だれでもいつでも学べる教育・研究の中核的な拠点
- ＜導入機能誘導方針＞
- ・研究・研修施設、まちににぎわいをもたらす教育施設の導入
 - ・産学官プラス市民によるコラボレーションを支援する交流機能の導入
 - ・地域の交流や文化を育むコミュニティ施設、文化施設の導入

- 都市型居住ゾーン(Ⅰ)
- 憩いと安らぎの生活交流空間
- ＜導入機能誘導方針＞
- ・防災機能を有した公園の導入
 - ・市民の憩いの場となる交流施設の導入

図 -28 吹田操車場跡地まちづくり事業範囲

きたせんりちく
北千里地区

第1章 北千里地区

1.1 選定理由

北千里地区は、千里ニュータウンとして整備され、阪急北千里駅及び多くの公共施設や商業施設が配置されているディオス北千里を中心に、緑豊かで閑静な住環境が形成されてきました。地区内には、国立循環器病センターなどの医療施設や公共施設が集積している千里北公園などが立地しているため、市域内外から多くの人々が訪れることから、重点整備地区に選定しています。

(1) 阪急北千里駅の利用者数

阪急北千里駅の一日平均乗降客数は約32,800人で、特定旅客施設の要件である5,000人を超えています。

平成17年(2005年)平均値：阪急電鉄調べ

(2) 配置要件

阪急北千里駅は、丘陵地にある良好な住宅地内に位置しています。高齢者や障害者等がよく利用する施設として、ディオス北千里、国立循環器病センター、千里北公園等があります。また、駅東部に大阪大学や千里金蘭大学が立地しています。

(3) 課題要件

北千里地区は丘陵地にあるため地形の起伏があります。このため、阪急北千里駅と生活関連施設を結ぶ経路において、急勾配、歩道の幅員不足等の課題があり、バリアフリー化のための事業を実施する必要があります。

(4) 効果要件

公共交通事業者、道路、都市公園の管理者ならびに建築物の建築主等による一体的なバリアフリー化整備を推進し、より効率的、効果的なバリアフリー化をめざします。

(5) 緊急性

千里ニュータウンは、まちびらきから40年が経過し、施設が老朽化しています。また、平成17年11月現在、北千里地区の高齢化率が22.1%と高く、高齢化が進んでいるため、早急なバリアフリー化整備が求められています。

国勢調査(平成17年(2005年))

1.2 重点整備地区の位置及び区域

(1) 重点整備地区の位置

北千里地区は、吹田市の北部に位置しています。



図 -1 北千里地区の重点整備地区位置図

(2) 重点整備地区の区域

北千里地区の重点整備地区は、下記の町丁目から構成される区域(約3.52km²)とします。

青山台1丁目、青山台2丁目、青山台3丁目、青山台4丁目、藤白台1丁目、藤白台2丁目、藤白台3丁目、藤白台4丁目、藤白台5丁目、古江台2丁目、古江台3丁目、古江台4丁目、古江台5丁目、上山田、山田丘

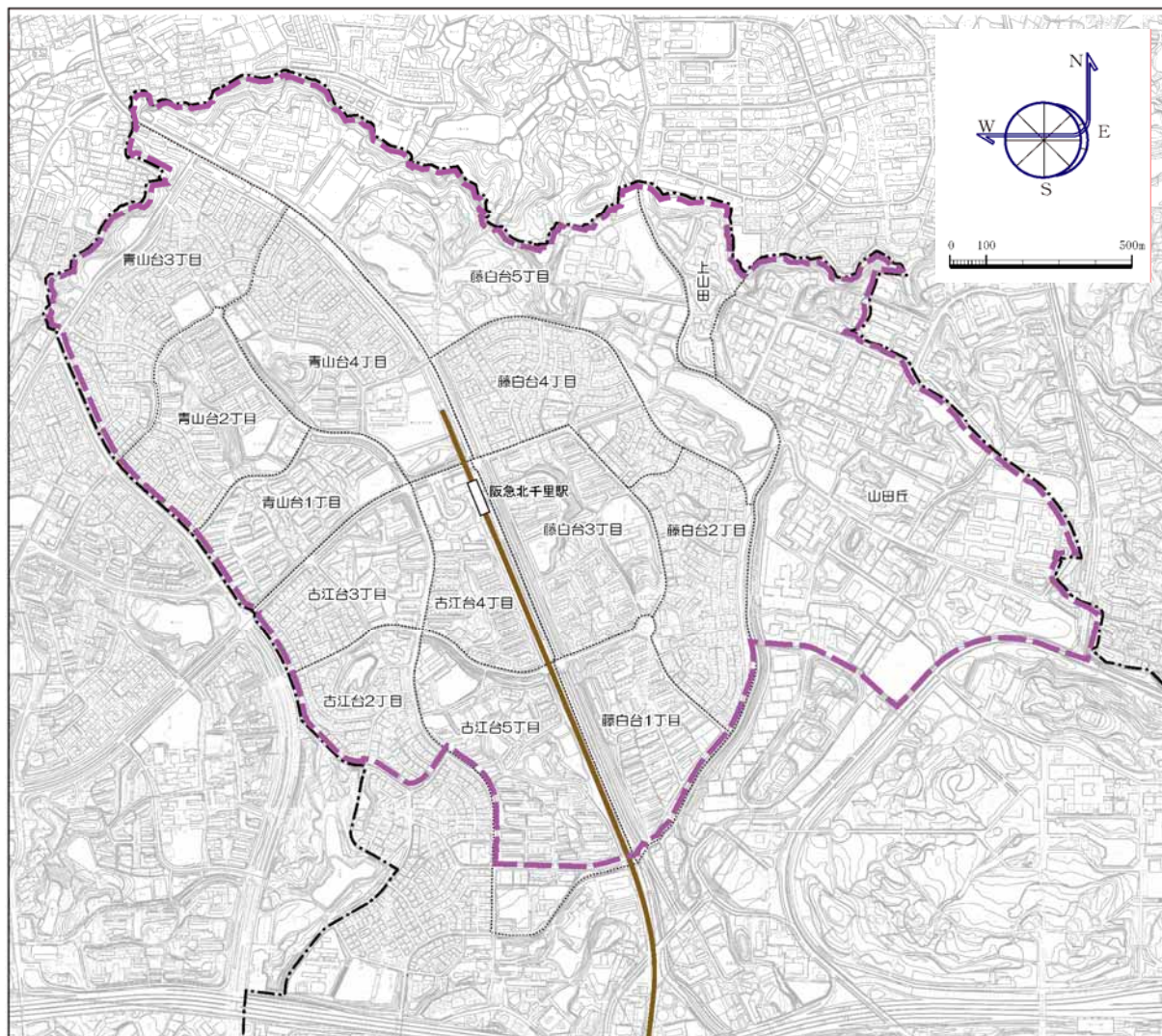


図 -2 重点整備地区区域図

第2章 策定の背景と位置づけ

2.1 北千里地区の概要

(1) 千里ニュータウン

阪急北千里駅周辺は、千里ニュータウンとして整備され、藤白台、古江台、青山台の三つの住区から構成されています。各近隣住区ごとに小学校、近隣センター等が計画的に配置され、歩車分離を徹底するなど、近代的住宅都市をめざし、建設が進められたニュータウンとなっています。

(2) まちづくりの経緯¹⁾

北千里地区は、これまで拠点商業施設や公共公益施設が配置されているディオス北千里を中心に、緑豊かな住環境が形成されてきました。

しかし、駅の周辺地区においては、地形の起伏が大きいため、勾配が急な箇所等があり、バリアフリー化を進めるための課題が多く存在します。

【参考文献】

1) 吹田市：都市計画マスタープラン，2004.

2.2 地区の現況

(1) 人口

・人口の推移

地区内人口は平成17年現在27,960人であり、昭和60年（1985年）から平成17年（2005年）にかけて、吹田市全体では微増しているのに対し、北千里地区は11.0%減少しています。

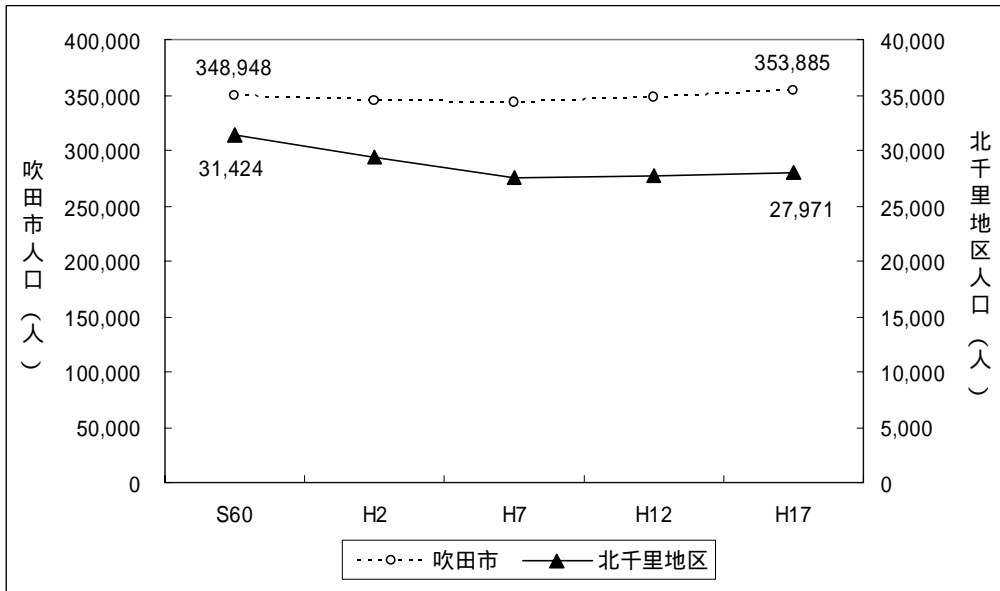


図 -3 北千里地区の人口の推移

資料：国勢調査（昭和60年（1985年）～平成17年（2005年））

・高齢化率の推移

地区内の高齢化率は平成17年現在22.1%であり、吹田市全体の15.7%を上回っています。

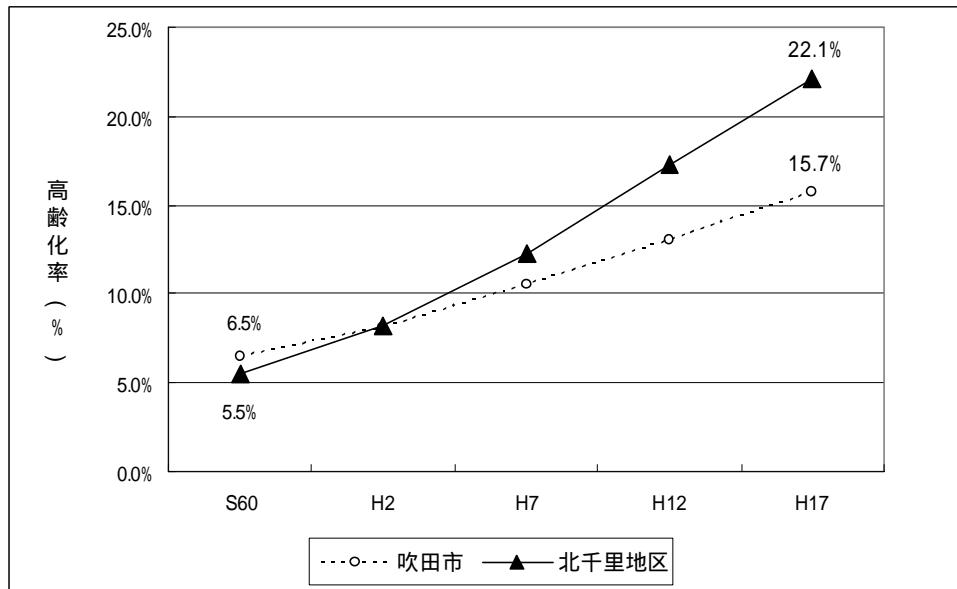
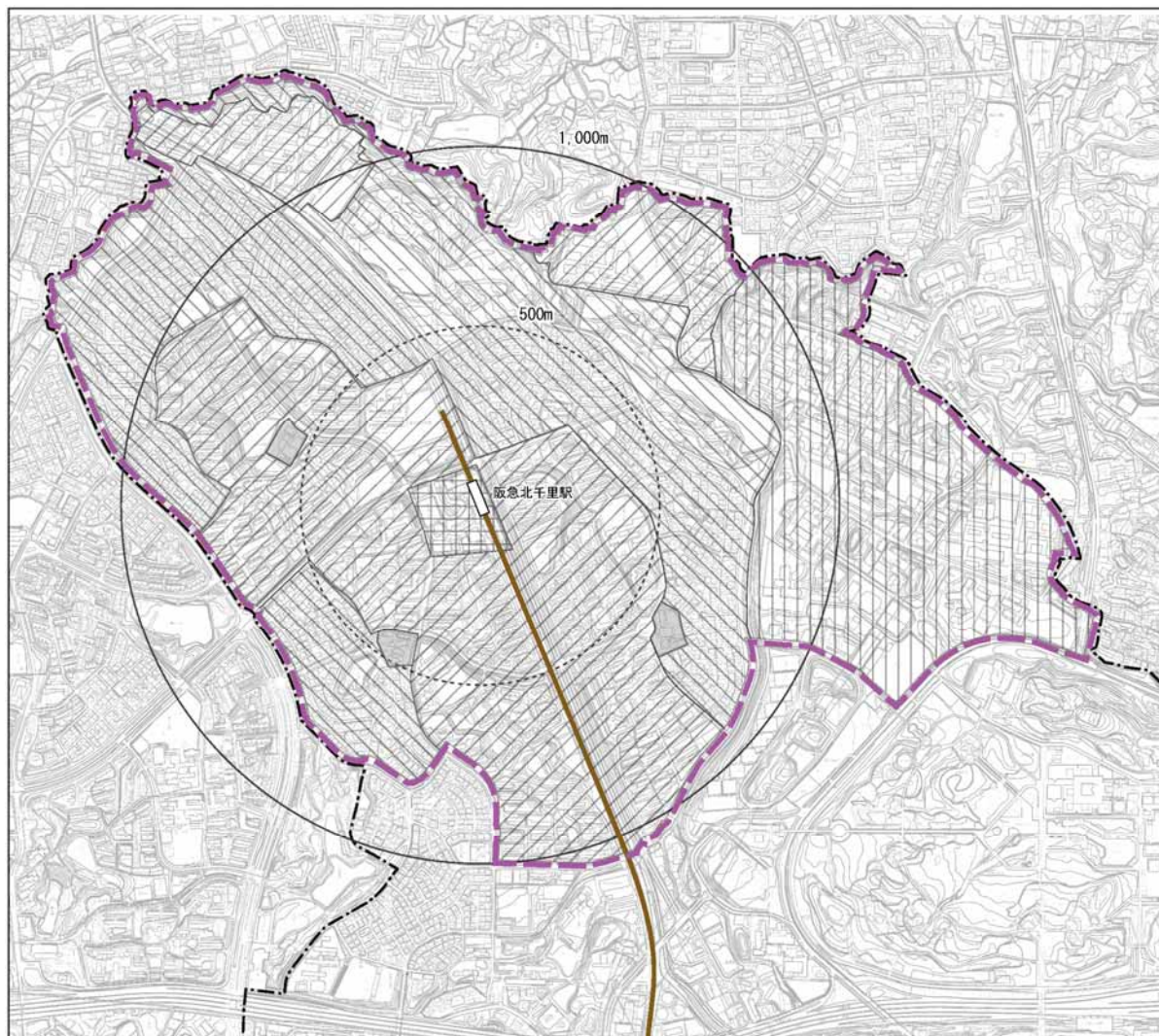


図 -4 北千里地区の高齢化率の推移

資料：国勢調査（昭和60年（1985年）～平成17年（2005年））

(2) 用途地域



凡 例	
	第1種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	商業地域
	近隣商業地域
	重点整備地区

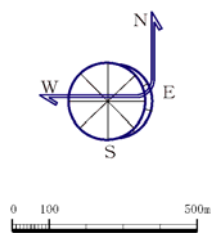


図 -5 北千里地区用途地域図

2.3 交通施設の現況

(1) 阪急北千里駅

1) ホーム

- ・相対式2面2線の高架駅(大阪(梅田)・天下茶屋方面)(ホームは3階高さに設置されています)

2) 改札口

- ・2階高さに位置します。(自動改札機は6台、うち車いす対応は1台。)

3) 改札からホームへの連絡

- ・それぞれのホームには階段が1箇所、エスカレーター、エレベーターが1基ずつ設置されています。また、エスカレーターは大阪(梅田)・天下茶屋方面共に上り方向のみとなります。

4) トイレ

- ・改札内に設置しています。身障者用トイレは駅構外の1階のみに設置しています。

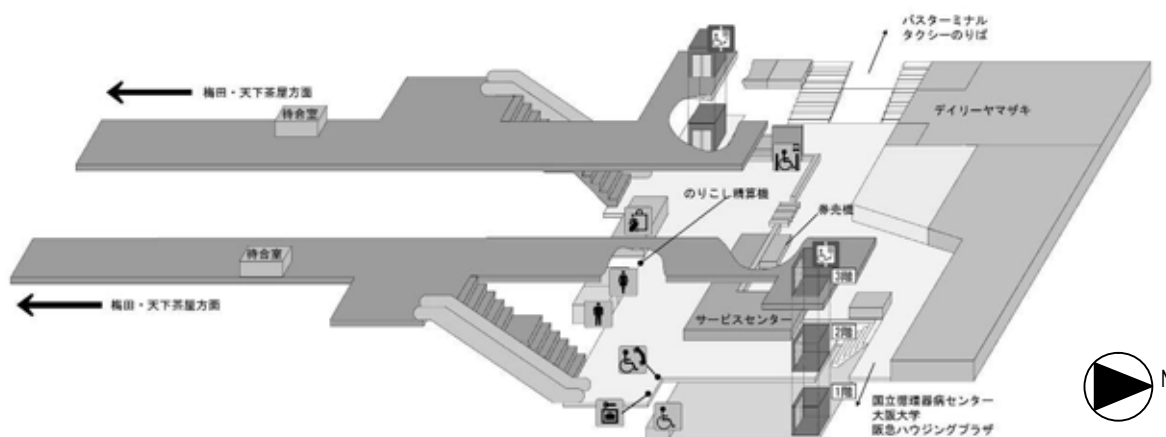


図 -6 阪急北千里駅構内図

(2) バス

北千里地区では、路線バスが運行しています。

路線バスの乗り場は北千里駅前広場に位置しており、1～6乗り場から、阪急バスが17系統を運行しています。

2.4 地区内の課題

北千里地区のバリアフリーに関するワークショップ等で抽出された主な問題点は次のとおりです。

表 -1 (1) 地区内の問題点

	主な問題点
<p>阪急北千里駅</p>	<p><個別施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・タッチパネル式の券売機は、使いにくくなっています。 ・エレベーター（1階駅構外～2階の駅構内）は駅員を呼ばないと利用できません。 ・車いす用トイレが駅構外にあるため、駅構内から車いす用トイレを利用するためには、駅構外に出る時、トイレに入る時、トイレを出る時、駅構内に戻る時に、インターホンで駅員を計4回呼ぶ必要があります。 <p><誘導案内情報施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・階段の踊り場に視覚障害者誘導用ブロックが設置されていません。 ・視覚障害者誘導用ブロックと柱の間隔が接近し、視覚障害者誘導用ブロックが柱に接触してホームより転落する恐れがあります。 ・視覚障害者は、ホーム上で電車の位置がわかりません。 ・音声案内では、どちらのホームが「梅田方面」か「天下茶屋方面」か、「先発」か「次発」なのかがわかりません。
<p>駅前広場</p>	<p><バス停></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスの寄りつきが悪いです。 <p><誘導案内情報施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字表示の案内板がありません。 ・案内板（路線図、のりば、おりば等）を見やすい位置に設置してほしいです。



表 -1 (2) 地区内の問題点

おも きんだいてん 主な問題点	
ほどう 歩道	<p><移動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装等、施設が老朽化しています。 ・歩道と車道の段差が大きい箇所があります。 ・露店、商品及び迷惑駐輪等の障害物が多く、歩道が狭くなっています。 ・車止めが多く、歩行者の通行の妨げになる箇所があります。 ・溝蓋がなく危険です。 <p><休憩施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・休憩施設のない坂道（勾配が急もしくは緩くても長い）があります。 <p><個別施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道照明がなく、夜間が暗い箇所があります。 <p><誘導案内情報施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない区間があります。
こうさてん 交差点	<p><信号機></p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者灯器の青時間が短く、音響信号機等が設置されていない箇所があります。 ・信号機が設置されていない箇所があります。
せんりきたこうえん 千里北公園	<p><移動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口部に歩道との段差があります。 ・舗装が老朽化しています。 <p><誘導案内></p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない箇所があります。



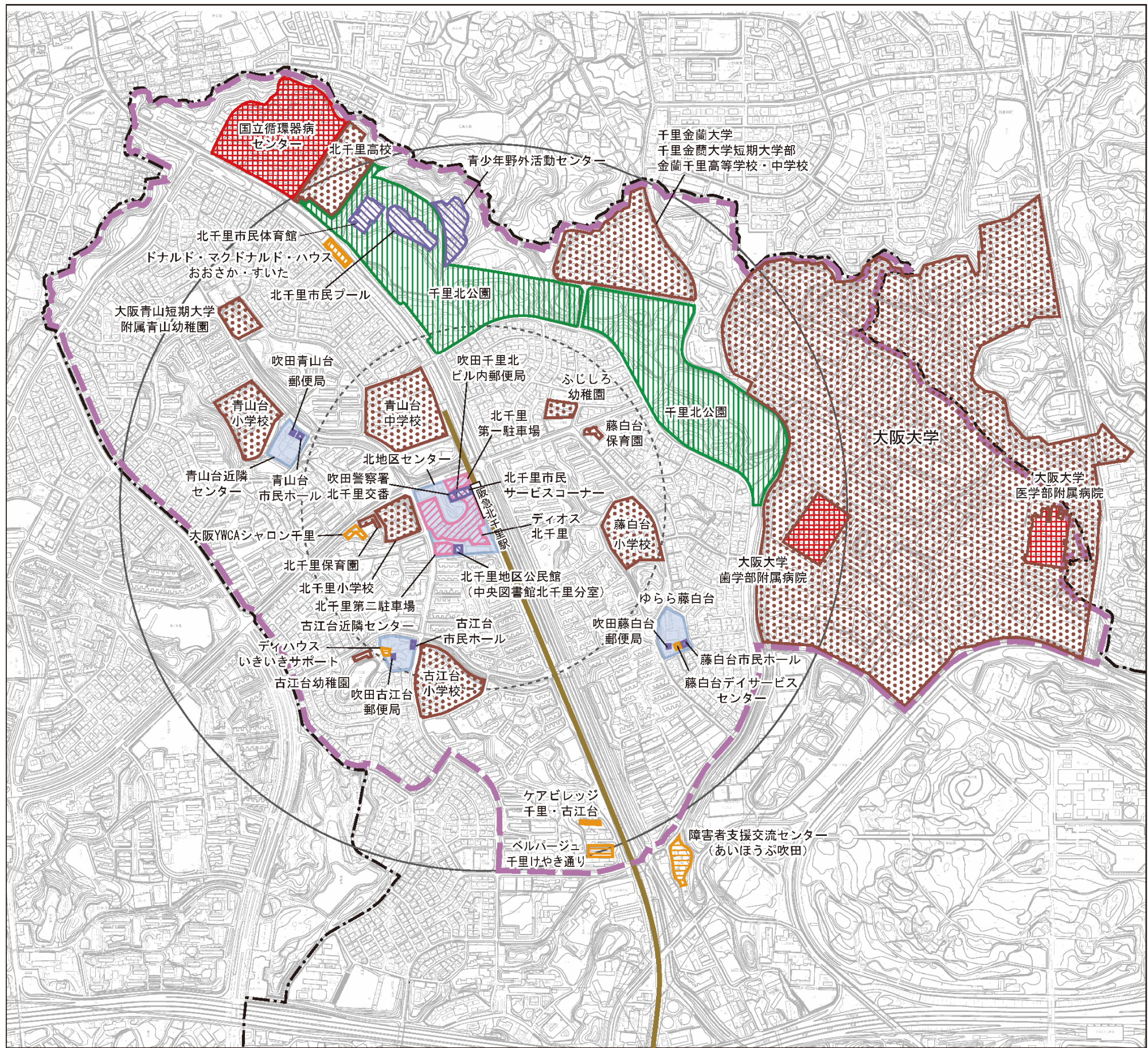
ひょう 表 -1 (3) 地区内の問題点

	おも 主な問題点
<p>あおやまだい 青山台 しみん 市民ホール、 ふるえだ 古江台 しみん 市民ホール</p>	<p><移動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民ホールの出入口部へのアクセスがしにくくなっています(手すりがない、スロープの幅員が狭い等)。 <p><誘導案内情報施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民ホールの入口前の歩道に視覚障害者誘導用ブロックがない箇所があります。
<p>ディオス きたせんり 北千里</p>	<p><移動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅改札口から駅前広場までのスロープの勾配が急です。 ・施設内の路面が雨の日に滑りやすい箇所があります。 ・階段の手すりが使いにくく、危険を感じる箇所があります。 ・第一駐車場、第二駐車場の出入口部に段差があり、車いす利用者の移動がしにくくなっています。 <p><誘導案内情報施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内のエレベーター、エスカレーター等の昇降機施設までの経路上にわかりやすいサイン(標識)がありません。 ・施設内に視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない箇所があります。

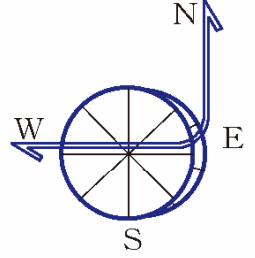


2.5 しせつはいちじょうきょう 施設配置状況

きたせんりちく 北千里地区の施設配置状況は図 -7 のとおりです。



凡 例	
	地区センター・近隣センター
	商業施設
	公共・公益施設
	教育施設
	医療・保健施設
	福祉施設
	公園
	市境界線
	北千里地区の重点整備地区
	駅から500mの範囲
	駅から1000mの範囲



きたせんり ちく
北千里地区
 ちくないしせつはいちず
地区内施設配置図

図 - 7 北千里地区内施設配置図

だい しょう きたせんり ち く きほんほうしん 第3章 北千里地区の基本方針

3. 1 きほんほうしん 基本方針

きたせんり ち く とくちょう や、ワークショップで抽出された主な問題点をふまえ、きたせんり ち く きほんほうしん を以下のとおりとします。

● えき から しせつ へのバリアフリーネットワークの構築をはかります

きたせんり ち く には、ディオス北千里、国立循環器病センター、せんりきたこうえん など を利用する市民が訪れます。駅からこれらの施設への連続したバリアフリーネットワークの構築をはかり、ひとびと がふれあい、にぎわうまちづくりに寄与するバリアフリー化をめざします。

● しせつ せっち かんりしゃ の連携による一体的な整備をめざします

こうれいしゃ しょうがいしゃ など かがた あんしん あんぜん 이동および利用できるように、きゅうこうばい ほどろ ふくいん 不足 等のバリアを解消し、しせつ せっち かんりしゃ の連携による一体的なバリアフリー化をめざします。

第4章 生活関連施設、生活関連経路

4.1 生活関連施設

吹田市の生活関連施設の考え方から、北千里地区の生活関連施設は以下のとおりとします。

表Ⅲ-2 生活関連施設

施設名	種類	選定理由
阪急北千里駅	旅客施設	市民の利用が多い。
ディオス北千里	商業施設・公共施設	商業施設・公共施設が集積しています。
古江台市民ホール	公共施設	市民の利用が多い。
青山台市民ホール	公共施設	市民の利用が多い。
千里北公園	公園	公園、公共施設が集積しています。
北千里市民プール	公共施設	
北千里市民体育館		
青少年野外活動センター		
国立循環器病センター	医療施設	駅からの利用が多い。
藤白台市民ホール	公共施設	市民の利用が多い。
千里金蘭大学・千里金蘭大学短期大学部 金蘭千里高等学校・中学校	教育施設	駅からの利用が多い。
大阪大学医学部附属病院	医療施設	医療施設が集積しています。
大阪大学歯学部附属病院		
障害者支援交流センター（あいほうぷ 吹田）	福祉施設	吹田市全域からの利用が多い。 (山田地区の主な施設にも含まれます。)

(図Ⅲ-7参照)

4.2 生活関連経路、準生活関連経路

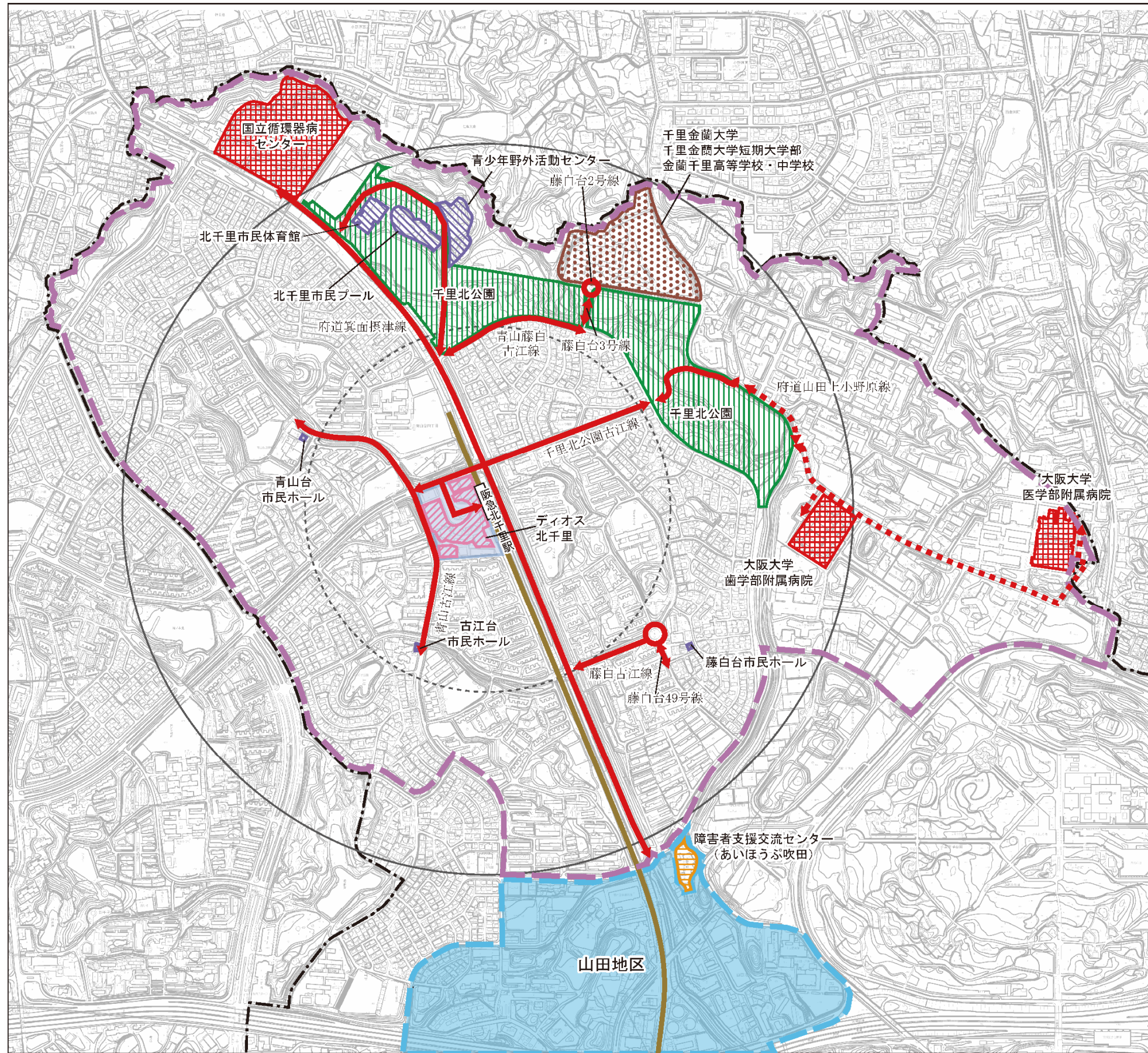
生活関連施設間を結ぶ高齢者や障害者等がよく利用する主要な経路を、生活関連経路、準生活関連経路とし、重点的かつ速やかにバリアフリー化を進めます。

北千里地区の生活関連経路、準生活関連経路は以下のとおりとします。

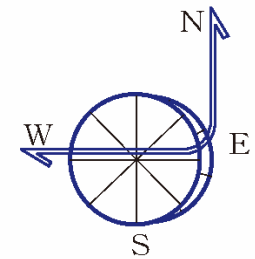
表Ⅲ-3 生活関連経路、準生活関連経路

しゅべつ 種別	せっち 設置 かんりしゃ 管理者	るせんめい 路線名	どうろえんちよう 道路延長 (km)
せいかつ 生活 かんれん 関連 けいろう 経路	おおさか 大阪府	みのお せつ せん 箕面摂津線 (国立循環器病センター前～北消防署前)	2.2
	すいたし 吹田市	せんりきたこうえんふる え せん 千里北公園古江線 (千里北公園入口～青山台中学校前交差点及び駅前広場)	1.0
		あおやまふる え せん 青山古江線 (青山台市民ホール前～古江台市民ホール前)	0.8
		ふじしろふる え せん 藤白古江線 (藤白台市民ホール前ロータリー～藤白台1丁目バス停北側交差点)	0.2
		あおやまふじしろふる え せん 青山藤白古江線 (千里北公園前交差点～金蘭会学園前バス停南側交差点)	0.4
		ふじしろだい とうせん 藤白台2号線 (千里金蘭大学前ロータリー)	0.1
		ふじしろだい とうせん 藤白台3号線 (千里金蘭大学前ロータリー～金蘭会学園前バス停南側交差点)	0.1
		ふじしろだい とうせん 藤白台49号線 (藤白台市民ホール前ロータリー～藤白台市民ホール前)	0.1
		せんりきたこうえんないえんろ 千里北公園内園路 (施設内経路) (千里北公園入口 (千里北公園古江線)～千里北公園入口 (大阪大学 千里門西側))	0.3
		せんりきたこうえんないえんろ 千里北公園内園路 (施設内経路) (千里北公園入口 (体育館側入口・藤白台4丁目バス停南側交差点) ～体育館・プール・野外活動センター)	0.8
		せんりきた 千里北 センター 株式会社	ディオス北千里内経路 (施設内経路) (阪急北千里駅～駅前広場)
じゅんせい 準生活 かんれん 関連 けいろう 経路	おおさか 大阪府	やまだ かみ お の はらせん 山田上小野原線 (千里北公園入口 (大阪大学千里門西側)～大阪大学 にしもんまえこうさてん 西門前交差点)	0.3
おおさか 大阪 だいがく 大学	おおさかだいがくないけいろう 大阪大学内経路 (施設内経路) (大阪大学西門前交差点～大阪大学医学部附属病院入口前)	1.2	
ごうけい 合計			7.6

(図Ⅲ-8参照)

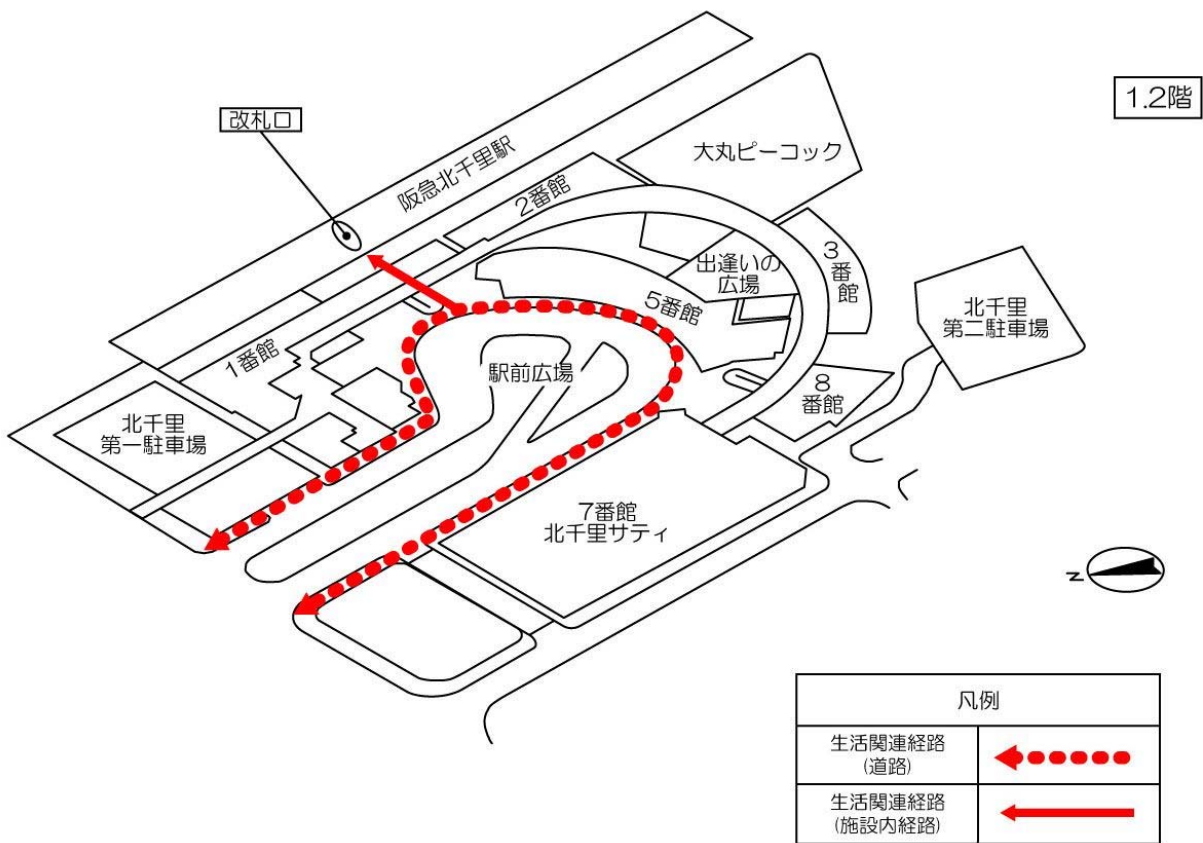


凡 例	
	商業施設
	公共・公益施設
	教育施設
	医療・保健施設
	福祉施設
	公園
	市境界線
	北千里地区の重点整備地区
	山田地区の重点整備地区
	駅から500mの範囲
	駅から1000mの範囲
	生活関連経路
	準生活関連経路



図名 きたせんり ちく 北千里地区
せいかつかんれんしせつ およ せいかつかんれん けいろず 生活関連施設及び生活関連経路図

図Ⅲ-8 きたせんり ちく せいかつかんれんしせつ およ せいかつかんれん けいろず 北千里地区生活関連施設及び生活関連経路図



図Ⅲ-9 生活関連経路図 (ディオス北千里施設内)

第5章 バリアフリー化事業の内容とスケジュール

本基本構想は、バリアフリー新法に基づき、国・地方公共団体・公共交通事業者・施設設置管理者・公安委員会・市民が、それぞれの役割と責務を果たすことによって、北千里地区のバリアフリー化を実現していくことを前提として作成しています。

このような前提条件が整わないときには、バリアフリー整備目標や事業の実現時期が相当に遅れることがあります。事業が円滑に進められるよう行政はもとより、それぞれの関係機関が一致協力して、必要な資金の確保や地域との合意形成にむけた理解と調整等の努力を行います。

5.1 公共交通特定事業

(1) 駅舎（阪急北千里駅）

項目	内容	時期	
		H20	H22
垂直移動施設の整備	関係者との協議を進めながら、地上階から改札階を結ぶ経路上にエレベーターの設置		
個別施設の整備改良等	多機能トイレ設置（オストメイト仕様トイレ1）を含む多機能トイレ		
誘導案内情報施設の整備	構内案内表示の充実		
	可変式情報表示装置の設置		
	視覚障害者誘導用ブロックの改善		
ソフト施策	駅員の教育訓練の継続実施		

1) オストメイト仕様トイレ

オストメイト（人工肛門や人工膀胱保持者）が利用しやすいように、車いす用トイレに洗浄可能な流し台等を設置したトイレ

整備内容

1) 駅舎

a. 垂直移動施設の整備

垂直移動設備としてエレベーターを設置するよう努めます。

【エレベーター】

エレベーターの設置位置は、主動線からの迂回を極力少なくし、わかりやすい位置に設置するよう努めます。

エレベーターの構造は、車いす利用者、視覚障害者、聴覚障害者、妊産婦等、利用される方々の様々な特性に配慮するよう努めます。

b. 個別施設の整備改良等

【トイレ】

トイレは、オストメイト仕様トイレ¹⁾、乳幼児連れの方のためのおむつ替えシート等、多様な利用を見込んだきめ細やかな取組みを進めるように努めます。

トイレの位置や男女別を、視覚障害者等にも配慮しながらわかりやすく表示するよう努めます。

c. 誘導案内情報施設の整備

【案内設備】

移動者の案内設備について、触地図、ピクトグラム、点字等を用いて、よりわかりやすい表示に努めます。

【可変式情報表示装置】

車両の運行情報(列車到着等の情報)を、駅利用者に情報提供するために可変式情報表示装置の設置に努めます。

【視覚障害者誘導用ブロック】

視覚障害者の移動等円滑化の向上と安全性を確保するよう、視覚障害者誘導用ブロック(プラットフォーム縁端警告用内方表示ブロックを含む)の配置について検討し、整備に努めます。

d . ソフト施策

高齢者、障害者等に対して適切な対応ができるよう研修等の教育訓練を引き続き実施します。
車両とホームの移動が不可能または困難な車いす使用者等の利用に配慮し、スロープ板等による駅員の補助を徹底するよう努めます。

e . その他

車両の新規導入の際には、バリアフリー基準に適合する仕様とします。

(2) バス・バス停

項目	内容	時期	
		H20	H 22
バス車両	低床バスの導入		
バス停	バリアフリー化に配慮したバス停の改良		

整備内容

a . 車両

- ・新規導入及び代替車両は、低床バスとします。なお、車いす使用者等が円滑に乗降できるノンステップバスを積極的に導入します。
- ・文字案内装置等を設置したバリアフリー化車両を基本とします。

b . バス停

- ・バス停の利用状況等をふまえ、バス停に上屋、ベンチ、照明等の設置に努めます。
- ・路線図や時刻表等の案内表示を、わかりやすくします。

5.2 道路特定事業

(1) 生活関連経路 (図 -8 参照)

項目	内容	時期	
		H20	H22
既設道路の改良	歩道の有効幅員の確保 (交通標識や電柱の再配置・側溝、水路、公共用地等の活用等)		
	段差・勾配の解消		
	バリアフリー化に配慮した路面舗装		
個別施設の整備改良等	車道・横断歩道等との段差・勾配の解消		
	照明施設の整備		
誘導案内の整備	案内標識の整備		
	視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良		
障害物等の撤去・規制	啓発活動強化・取締強化等の歩道上の迷惑駐輪対策		
	交差点・横断歩道上の違法駐車対策		

具体的な整備内容 : 現況の問題点をふまえ、各道路の主な整備内容を示します。

1) 箕面摂津線

- 車道と歩道の段差・路面舗装の老朽化の解消等の歩道改良を行います。
- 側溝の溝蓋は車いすのキャスター、白杖、ハイヒールなどが落ち込むことがないように配慮すると共に、設置場所は可能な限り横断歩道以外の部分に設置するよう検討を行い、可能性のあるところから整備を行います。
- 視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良を行います。
- 歩道上の迷惑駐輪対策を進めます。
- 歩行者の安全性を確保するため、交通状況をふまえ、適宜、街灯や道路照明の設置について検討を行い、可能性のあるところから整備を行います。



現況

切下部の段差が大きい

図 -10 箕面摂津線の現況

2) 千里北公園古江線 (千里北公園入口～青山台中学校前交差点)

- ・車道と歩道の段差等の歩道改良を行います。
- ・車いす使用者等の移動や雨水の排水に配慮し、横断勾配は原則1%以下となるよう整備します。
- ・横断歩道等との切下部には、車いす使用者の安全性等に配慮し、信号待ちする車いす使用者が滞留でき、かつ円滑に転回できる部分を確保するよう検討を行い、可能性のあるところから整備を行います。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良を行います。
- ・歩道上の迷惑駐輪対策を進めます。
- ・歩行者の安全性を確保するため、交通状況をふまえ、適宜、街灯や道路照明の設置について検討を行い、可能性のあるところから整備を行います。



現況



舗装の老朽化

図 -11 千里北公園古江線の現況

3) 千里北公園古江線 (駅前広場)

- ・バリアフリー化に配慮した駅前広場の整備について検討を行い、可能性のあるところから整備を行います。



図 -12 千里北公園古江線 (駅前広場) の現況

4) 青山古江線

- ・車道と歩道の段差・急勾配の解消等の歩道改良を行います。
- ・横断歩道等との切下部には、車いす使用者の安全性等に配慮し、信号待ちする車いす使用者が滞留でき、かつ円滑に転回できる部分を確保するよう検討を行い、可能性のあるところから整備を行います。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良を行います。
- ・歩道上の迷惑駐輪対策を進めます。
- ・歩行者の安全性を確保するため、交通状況をふまえ、適宜、街灯や道路照明の設置について検討を行い、可能性のあるところから整備を行います。



現況



すりつけ部の勾配が大きい

図 - 13 青山古江線の現況

5) 青山藤白古江線

- ・車道と歩道の段差の解消等の歩道改良を行います。
- ・車いす使用者等の移動や雨水の排水に配慮し、横断勾配は原則1%以下となるよう整備します。
- ・横断歩道等との切下部には、車いす使用者の安全性等に配慮し、信号待ちする車いす使用者が滞留でき、かつ円滑に転回できる部分を確保するよう検討を行い、可能性のあるところから整備を行います。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良を行います。



現況



すりつけ部の勾配が大きい

図 - 14 青山藤白古江線の現況

6) 藤白台2号線

- ・ 藤白台2号線は概ね整備済みです。



図 -15 藤白台2号線の現況

7) 藤白台3号線

- ・ 藤白台3号線は概ね整備済みです。



図 -16 藤白台3号線の現況

8) 藤白台49号線

- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良を行います。



図 -17 藤白台49号線の現況

9) 藤白古江線

- ・車道と歩道の段差解消等の歩道改良を行います。
- ・車いす使用者等の移動や雨水の排水に配慮し、横断勾配は原則1%以下となるよう整備します。
- ・横断歩道等との切下部には、車いす使用者の安全性等に配慮し、信号待ちする車いす使用者が滞留でき、かつ円滑に転回できる部分を確保するよう検討を行い、可能性のあるところから整備を行います。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良を行います。
- ・歩行者の安全性を確保するため、交通状況をふまえ、適宜、街灯や道路照明の設置について検討を行い、可能性のあるところから整備を行います。



げんきょう
現況



ほどう しゃどう だんき ああ
歩道と車道の段差が大きい

ず 図 -18 藤白古江線の現況

(2) 準生活関連経路 (図 -8 参照)

項目	内容	時期		
		H20	H22	H23以降
既設道路の改良	歩道の有効幅員の確保 (交通標識や電柱等の再配置、側溝・水路・公共用地等の活用等)			
	段差・勾配の解消			
	バリアフリー化に配慮した路面舗装			
	車道・横断歩道等との段差・勾配の解消			
個別施設の整備改良等	照明施設の整備			
	案内標識の整備			
誘導案内の整備	視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良			
障害物等の撤去・規制	啓発活動強化・取締強化等の歩道上の迷惑駐輪対策			
	交差点・横断歩道上の違法駐車対策			

具体的な整備内容 : 現況の問題点をふまえ、各道路の主な整備内容を示します。

1) 山田上小野原線

- ・車道と歩道の段差・路面舗装の老朽化の解消等の歩道改良を行います。
- ・横断歩道等との切下部には、車いす使用者の安全性等に配慮し、信号待ちする車いす使用者が滞留でき、かつ円滑に転回できる部分を確保するよう検討を行い、可能性のあるところから整備を行います。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良を行います。



現況



幅員の不足

図 -19 山田上小野原線の現況

5.3 都市公園特定事業

(1) 生活関連施設（千里北公園）

公園管理者(吹田市)は、特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合するよう、下記の整備に努めます。

項目	内容	時期		
		H20	H22	H23以降
園路及び広場	必要な幅の確保、段差・勾配の解消			
	バリアフリー化に配慮した路面舗装			
	階段への手すり等の整備・改良			
	スロープの勾配の改善、手すり等の整備・改良			
	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所への、柵又は視覚障害者誘導用ブロックの設置			
トイレ	車いす用トイレ及びオストメイト仕様トイレを含む多機能トイレの整備・改良、段差・手すり等の整備・改良、床置き式または壁掛式の小便器(受け口の低いもの)の設置			
個別施設 ²⁾	バリアフリー化に配慮した施設の整備			
駐車場	車いす使用者用駐車ますの整備・改良			
	車いす使用者用駐車ますから駐車場の出入口までの経路のバリアフリー化			
誘導情報案内施設	案内表示の充実			

2) 個別施設：休憩所、管理事務所、手洗い場等。

生活関連経路において、下記の整備を行います。

項目	内容	時期		
		H20	H 22	H23以降
でいりぐち 出入口	だんさ かいしょう 段差の解消			
	しかくしょうがいしゃゆうどうよう 視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良			
えんろ 園路	か ほいりよ るめんほそう バリアフリー化に配慮した路面舗装			
	しかくしょうがいしゃゆうどうよう 視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良			

具体的な整備内容

1) 出入口

- ・出入口部の段差解消等の改良を行います。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良を行います。

2) 園路

- ・路面舗装の老朽化の解消等の改良を行います。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良を行います。



ひがしがわ おおさかだいがくがわ えんろ
東側（大阪大学側）園路



にしがわ きたせんりしみんたいいくかんのえんろ
西側（北千里市民体育館側）園路

5.4 建築物特定事業

(1) 生活関連施設（ディオス北千里、古江台市民ホール、青山台市民ホール、藤白台市民ホール、北千里市民プール、北千里市民体育館、青少年野外活動センター、国立循環器病センター、大阪大学医学部附属病院、大阪大学歯学部附属病院、千里金蘭大学・千里金蘭大学短期大学部・金蘭千里高等学校・中学校、障害者支援交流センター（あいほうぶ吹田））各施設の建築主等は、建築物特定施設が建築物移動等円滑化基準に適合するよう、下記の整備に努めます。また、高齢者、障害者等の移動時の補助、職員等関係者教育の充実、移動経路における看板・商品の撤去等のソフト施策を継続的に実施します。

項目	内容
出入口	必要な幅の確保や、自動扉または車いす使用者が容易に開閉できる扉への整備・改良
廊下等	必要な幅の確保や滑りにくい床面への整備・改良
階段	手すり等の整備・改良
スロープ	必要な幅の確保や勾配の改善、手すり等の整備・改良
エレベーター その他の昇降機	エレベーターの整備・改良
トイレ	車いす用トイレ及びオストメイト仕様トイレを含む多機能トイレの整備・改良、段差・手すり等の整備・改良、床置式または壁掛式の小便器（受け口の低いもの）の設置
敷地内の通路	歩行者動線に配慮した通路のバリアフリー化
駐車場	車いす使用者用駐車ますの整備・改良
誘導情報案内施設	視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良
	案内表示の充実

各施設の移動等円滑化のための事業内容を下記に示します。

1) ディオス北千里

- ・舗装のすべり対策を行います。
- ・生活関連経路（阪急北千里駅～駅前広場のスロープ）は、大規模改修時には建築物移動等円滑化基準に適合するよう努めます。



現況



スロープの勾配が急

図 -21 ディオス北千里の現況

2) 古江台市民ホール、青山台市民ホール

移動等円滑化の事業の具体化に向けて今後検討していくとともに、事業実施が可能である項目から順次実施し、可能な限り移動等円滑化されるように努めます。



図 -22 古江台市民ホールの現況



図 -23 青山台市民ホールの現況

3) 藤白台市民ホール

施設は移動等円滑化されています。今後も、高齢者、障害者等に対して適切な対応ができるよう研修等の教育訓練を実施します。



図 -24 藤白台市民ホールの現況

4) 北千里市民体育館

施設は移動等円滑化されています。今後も継続して、高齢者、障害者等に対して適切な対応ができるよう研修等の教育訓練を引き続き実施します。



図 -25 北千里市民体育館の現況

5) 北千里市民プール

移動等円滑化の事業の具体化に向けて今後検討していくとともに、事業実施が可能である項目から順次実施し、可能な限り移動等円滑化されるように努めます。



図 -26 北千里市民プールの現況

6) 青少年野外活動センター

平成19～22年度(予定)の再整備事業において、移動等円滑化に配慮した整備を行います。宿泊棟においては、身障者用トイレ、エレベーターを設置します。



図 -27 青少年野外活動センターの現況

7) 国立循環器病センター

施設は移動等円滑化されています。平成21年度着工予定の建替時においても、建築物移動等円滑化基準に適合した整備を行います。



図 -28 国立循環器病センターの現況

8) 大阪大学医学部附属病院、大阪大学歯学部附属病院

施設は移動等円滑化されています。今後も継続して、高齢者、障害者等に対して適切な対応ができるよう研修等の教育訓練を引き続き実施します。



図 -29 大阪大学医学部附属病院、大阪大学歯学部附属病院の現況

9) 大阪大学

準生活関連経路において、下記の整備に努めます。

項目	内容
敷地内の通路	歩行者動線に配慮した通路のバリアフリー化
誘導情報案内施設	視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良
	案内表示の充実

具体的な整備内容

a. 敷地内の通路

- ・バリアフリー化された通路の連続性の確保に努めます。

b. 誘導情報案内施設

- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良に努めます。
- ・案内表示の充実に努めます。



現況



エスコートゾーン³⁾



ハンブ⁴⁾

図 -30 大阪大学の敷地内通路の現況

3) エスコートゾーン

視覚障害者誘導用道路横断帯（「エスコートゾーン」と呼ぶ。）とは、視覚障害者が横断歩道を渡る際の手がかりとして設置された、横断歩道上の突起の付いたラインのこと。

4) ハンプ

自動車の速度を抑制するために設置される凸状の突起

10) 千里金蘭大学・千里金蘭大学短期大学部・金蘭千里高等学校・中学校

高齢者、障害者等の利用が多い公開講座等を行う棟を優先的に移動等円滑化に努めます。また、敷地の入口からこれらの棟までの経路の移動等円滑化に努めます。



図 -31 千里金蘭大学・千里金蘭大学短期大学部・金蘭千里高等学校・中学校の現況

11) 障害者支援交流センター（あいほうぶ吹田）

施設は移動等円滑化されています。今後も継続して、障害者等に対して適切な対応ができるよう研修等の教育訓練を引き続き実施します。



図 -32 障害者支援交流センター（あいほうぶ吹田）の現況

5.5 交通安全特定事業

項目	内容	時期	
		H20	H22
信号機	信号機の改良		
横断歩道	横断歩道の設置		

整備内容

a. 信号機

- ・安全に横断できる歩行者用青信号の時間の調整に努めます。
- ・歩行者や自動車の利用状況等をふまえ、地域住民との協議を行いながら、音響信号機や、弱者感心信号機を必要とする箇所の検討を行い、導入を図ります。
- ・生活関連経路上の信号機については、歩行者の安全な横断に配慮した歩行者用信号灯器を設置します。
- ・通行の支障となる信号機等については、道路の歩道整備工事にあわせて、可能な限り、歩道の端に移設するよう努めます。

b. 横断歩道

- ・生活関連経路上で、横断歩道の設置を必要とする箇所の検討を行い、整備に努めます。
- ・歩行者等の動線を調査し、横断歩道の移設が望ましい箇所においては、横断歩道の移設に努めます。

c. その他

- ・歩行者等の移動の円滑化を阻害する違法駐車等を防止する事業を重点的かつ計画的に実施するよう努めます。

ばんぱくこうえんしゅうへん ち く
万博公園周辺地区

第1章 万博公園周辺地区

1.1 選定理由

万博公園周辺地区には、万博記念公園や阪急ホテルエキスポパーク等広域的な集客力の高い施設が立地しています。特に万博記念公園内には、万博記念競技場、国立民族学博物館、日本民芸館、大阪府立国際児童文学館等があり、多くの人々に親しまれています。このような施設の集積により、市域内外から多くの人々が訪れることから、重点整備地区に選定しています。

(1) 大阪モノレール万博記念公園駅、公園東口駅の利用者数

大阪モノレール万博記念公園駅の一日平均乗降客数は約7,500人で、特定旅客施設の要件である5,000人を超えています。

大阪モノレール公園東口駅の一日平均乗降客数は約800人となっており、特定旅客施設の要件である5,000人以上の基準を満たしませんが、万博記念公園等の利用者を考慮し、特定旅客施設と位置づけています。

平成17年(2005年)平均値：大阪高速鉄道調べ

(2) 配置要件

大阪モノレール万博記念公園駅・公園東口駅は、万博記念公園等周辺施設へのアクセス駅となっています。高齢者、障害者等がよく利用する施設として、万博記念公園(万博記念競技場、国立民族学博物館等を含む)、ホテル阪急エキスポパーク等が立地しています。

(3) 課題要件

大阪モノレール万博記念公園駅・公園東口駅と生活関連施設を結ぶ経路は、広幅員のものが多いですが、舗装の老朽化や迷惑駐輪等の問題があります。また、視覚障害者誘導用ブロックや、誘導案内情報施設の不備等の課題があるため、バリアフリー化のための事業を実施する必要があります。

(4) 効果要件

公共交通事業者、道路、公園の管理者及び建築物の建築主等が連携して基本構想を策定し、公共交通、歩道、公園等の一体的なバリアフリー化整備を推進し、より効率的、効果的なバリアフリーをめざします。

(5) 緊急性

万博公園周辺地区では、万博記念公園をはじめとする集客力の高い施設が集積しており、地区内の居住者だけでなく、地区外から訪れる人も多いため、早急なバリアフリー化整備が求められています。

1.2 重点整備地区の位置及び区域

(1) 重点整備地区の位置

万博公園周辺地区は、吹田市の北部に位置しています。



図 -1 万博公園周辺地区の重点整備地区位置図

(2) 重点整備地区の区域

万博公園周辺地区の重点整備地区は、下記の町丁目から構成される区域(約3.63km²)とします。

千里万博公園、山田東3丁目、山田東4丁目

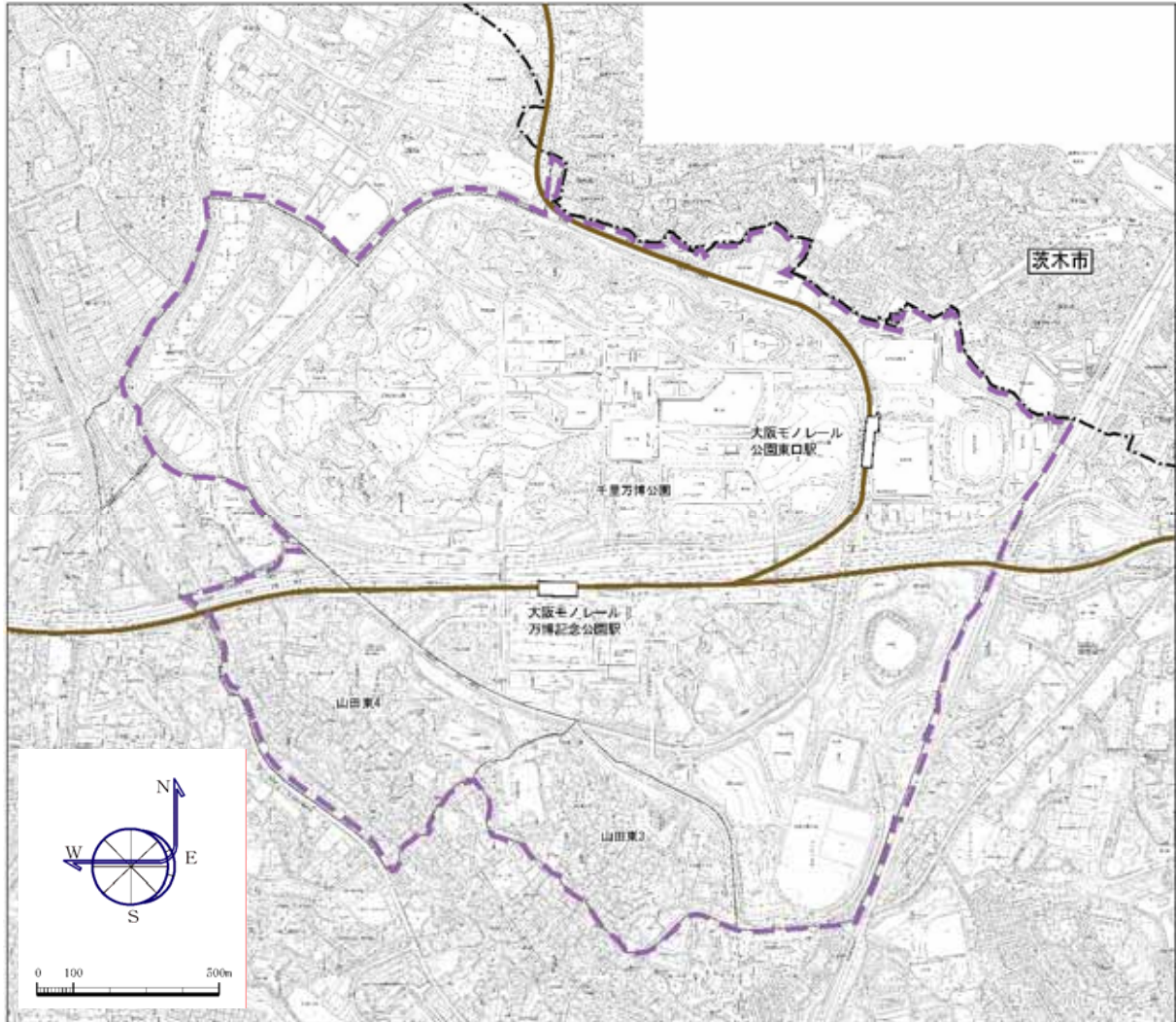


図 -2 重点整備地区区域図

第2章 策定の背景と位置づけ

2.1 万博公園周辺地区の概要

万博公園周辺地区は、以前は千里丘陵として一面が竹林、雑木林、田畑でしたが、隣接する千里ニュータウンの開発や大阪大学の誘致、昭和45年（1970年）に開催された日本万国博覧会の会場になるなど、土地利用は一変しました。博覧会終了後にその跡地で、緑に囲まれた広域的機能を持った公園をめざして、広大な万博記念公園が整備されました。

万博記念公園を中心とする学術・文化、スポーツ・レクリエーション施設が集積する本地区は、広域的な学術・文化・レクリエーションや広域的な防災拠点として特色ある市街地の形成をめざし整備が進められています。

【参考文献】

- 1) 吹田市：都市計画マスタープラン，2004

2.2 地区の現況

(1) 人口

・人口の推移

地区内人口は平成17年度現在7,936人であり、昭和60年（1985年）から平成17年（2005年）にかけて33.0%増加しています。

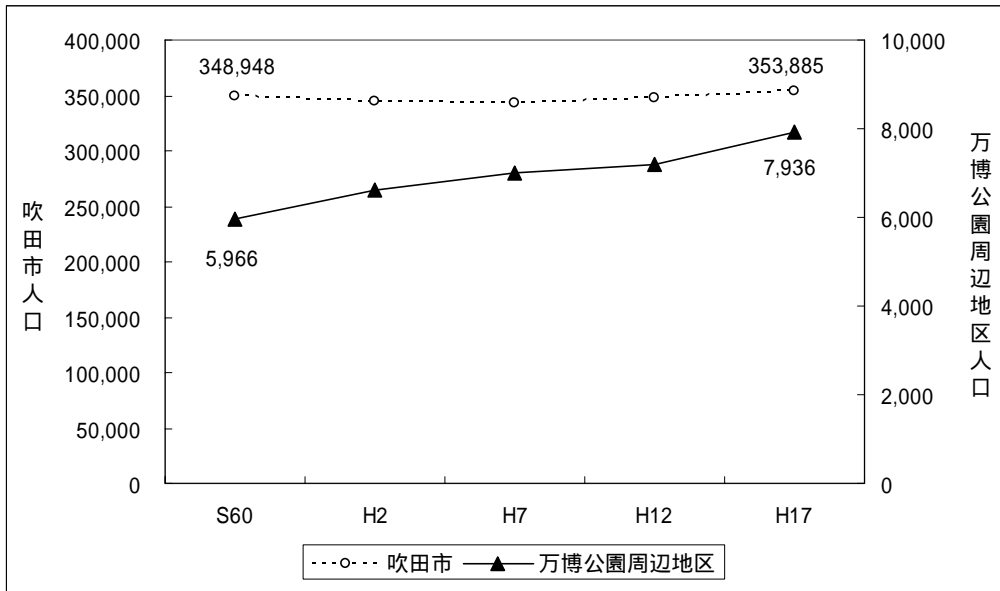


図 -3 万博公園周辺地区の人口の推移

資料：国勢調査（昭和60年（1985年）～平成17年（2005年））

・高齢化率の推移

地区内の高齢化率は平成17年度現在12.2%であり、高齢化が進行しています。

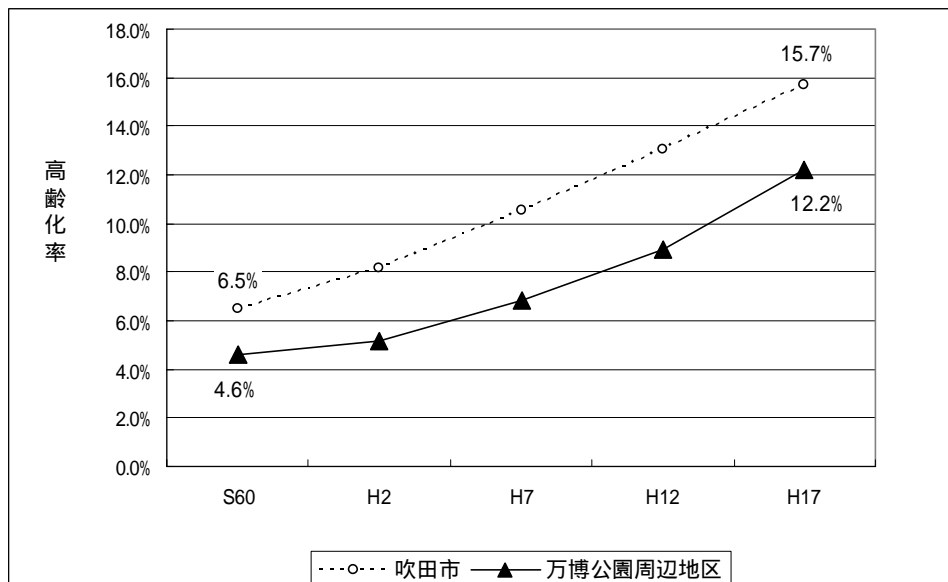
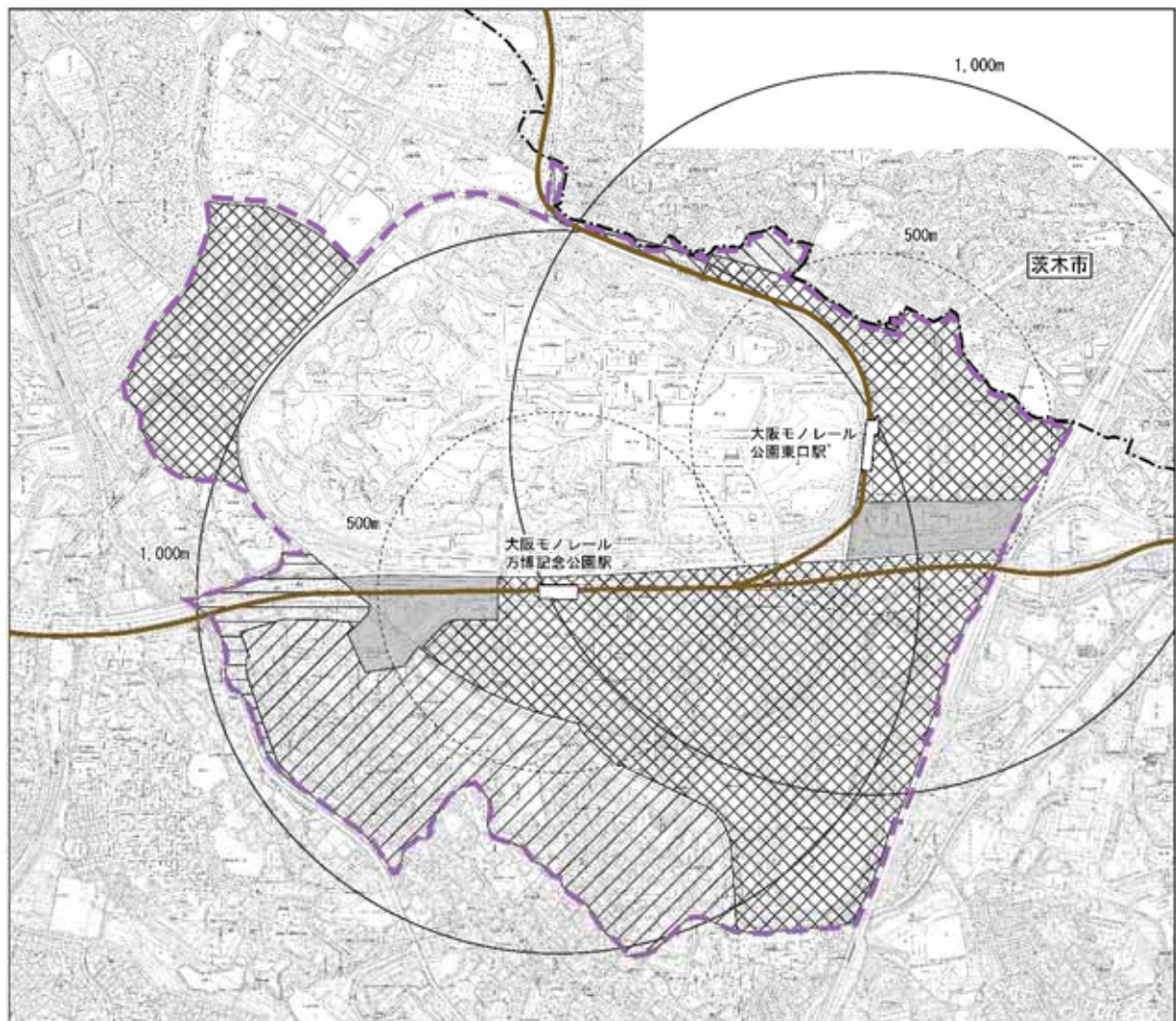


図 -4 万博公園周辺地区の高齢化率の推移

資料：国勢調査（昭和60年（1985年）～平成17年（2005年））

(2) 用途地域

万博記念公園は無指定となっており、その他の地域は一部に工業系の用途の指定があるものの、大半は住居系の用途が指定されています。



凡 例	
	第1種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種中高層住居専用地域
	第2種住居地域
	準工業地域
	重点整備地区

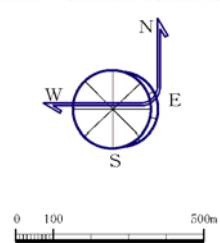


図 -5 万博公園周辺地区用途地域図

2.3 交通施設の現況

(1) 大阪モノレール万博記念公園駅

1) ホーム

- ・島式2面3線の高架駅(大阪空港・門真市・彩都西方面)(ホームは2階高さに設置されています)

2) 改札口

- ・3階高さに位置します。(自動改札機は7台、うち車いす対応は1台。)

3) 改札からホームへの連絡

- ・両ホームにそれぞれ階段が1箇所、エスカレーターが2基、エレベーターが1基ずつ設置されています。

4) トイレ

- ・改札内に設置しています。男女用トイレ内にそれぞれ身障者用トイレ(オストメイトトイレ)を設置しています。また、点字案内・音声案内を設置し、高齢者、障害者等への対応を実施しています。

5) 改札から地上への連絡

- ・改札から東西2方向へ連絡しています。改札から東側(万博記念公園中央口方面)へは、改札前にエレベーターを1基設置しています。

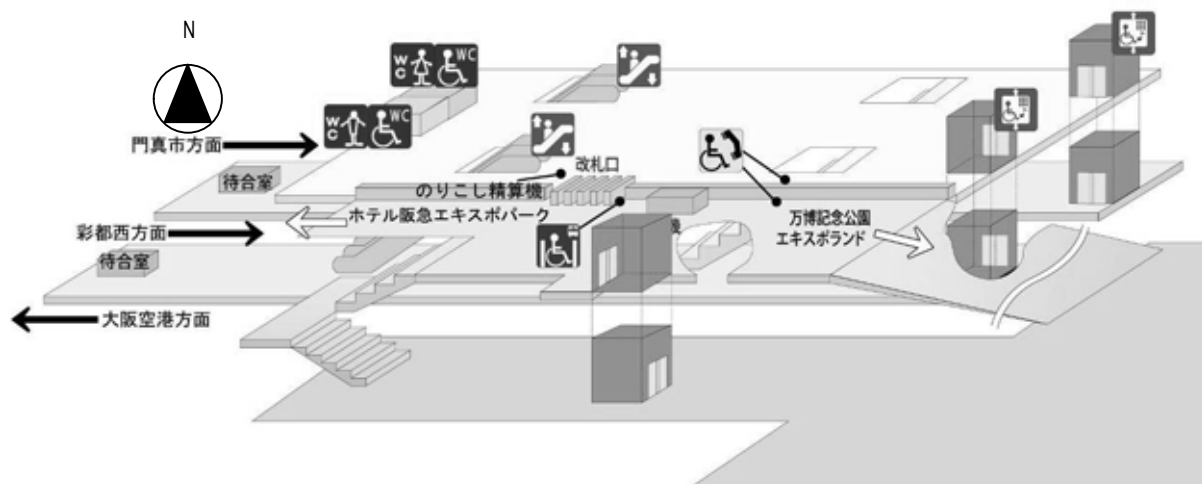


図 -6 大阪モノレール万博記念公園駅構内図

(2) 大阪モノレール公園東口駅

1) ホーム

- ・島式1面2線の高架駅(万博記念公園・彩都西方面)(ホームは3階高さに設置されています)。

2) 改札口

- ・2階高さに位置します。(自動改札機は4台、うち車いす対応は1台。)

3) 改札からホームへの連絡

- ・階段が3箇所、エスカレーターが2基、エレベーターが1基設置されています。

4) トイレ

- ・改札内に設置しています。男女用トイレ内にそれぞれ身障者用トイレ(オストメイトトイレ)を設置しています。また、点字案内・音声案内を設置し、高齢者、障害者等への対応を実施しています。

5) 改札から地上への連絡

- ・改札から南北2方向へ連絡しています。改札から万博記念公園東口方面にはスロープを設置しており、府道茨木摂津線へは改札前にエレベーターを1基設置しています。

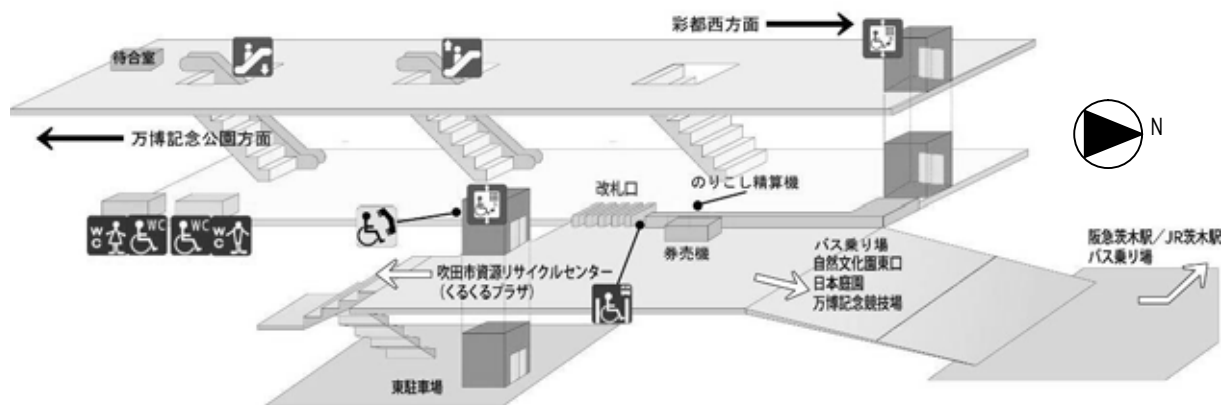


図 -7 大阪モノレール公園東口駅構内図

(3) バス

万博公園周辺地区では、路線バスが運行しています。





大阪モノレール万博記念公園駅の路線バスの乗り場は南に位置しており、エキスポランドバス停より阪急バスが3系統を運行しています。

大阪モノレール公園東口駅の路線バスの乗り場は公園東口駅北に位置しており、日本庭園前バス停より阪急バスが3系統、近鉄バスが2系統を運行しています。





2.4 地区内の課題

万博公園周辺地区のバリアフリーに関するタウンウォッチングで抽出された主な問題点は次のとおりです。

表 -1 (1) 地区内の問題点

		主な問題点	
おおさか 大阪モノレール万博記念公園駅周辺	おおさか 大阪モノレール万博記念公園駅	<p>< 個別施設 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者には、タッチパネル式の券売機は使えません。 ・構内のエレベーターに「閉」のボタンが設置されていません。 <p>< 誘導案内情報施設 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者には、階段、エスカレーター入口でホーム番号やホームの行き先がわかりません。 ・点字案内板の角度や位置が不適切です。 ・視覚障害者で点字が読める人は少ないので、音声案内がほしいです。 ・点字案内板、音声案内のボタンがどこにあるかわかりません。 	 
	歩道	<p>< 移動 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・迷惑駐輪等の障害物が多く、歩道が狭くなっています。 ・交差点や車向乗入れ部など、横断勾配が急な箇所があります。 ・舗装やグレーチング等、施設が古くなっています。 <p>< 個別施設 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者横断防止柵がなく、危険です。 ・駅舎に向かうスロープの手すりが途切れています。 <p>< 誘導案内 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない区間があります。 	 

ひょう 表 -1 (2) ちくくない ちんだいてん 地区内の問題点

		おも ちんだいてん 主な問題点	
おおさか 大阪モノレール公園東口駅 ひがしくちえき 大阪モノレール公園東口駅周辺	おおさか 大阪 モノレール 公園 ひがしくちえき 東口駅	<p>< 個別施設 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす利用者は、券売機のパネルが見えづらく、手が届きません。 ・ 構内のエレベーターに「閉」のボタンが設置されていません。 ・ 待合室のドアが重く、椅子のスペース、ドアの開口部が狭くなっています。 ・ 階段の手すりが1段しかありません。 <p>< 誘導案内情報施設 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トイレに視覚障害者誘導用ブロックが設置されていません。 	 
	ほどう 歩道	<p>< 移動 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道幅員が狭い箇所、横断勾配が急な箇所があります。 ・ 駅に向かうスロープの縦断勾配が急になっており、通路との段差が大きくなっています。 <p>< 誘導案内 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置方法が不適切な区間があります。 ・ 視覚障害者誘導用ブロック付近に迷惑駐輪があり、危険です。 	 
こうさてん 交差点		<p>< 信号機 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 音響信号機が設置されていない箇所があります。 	

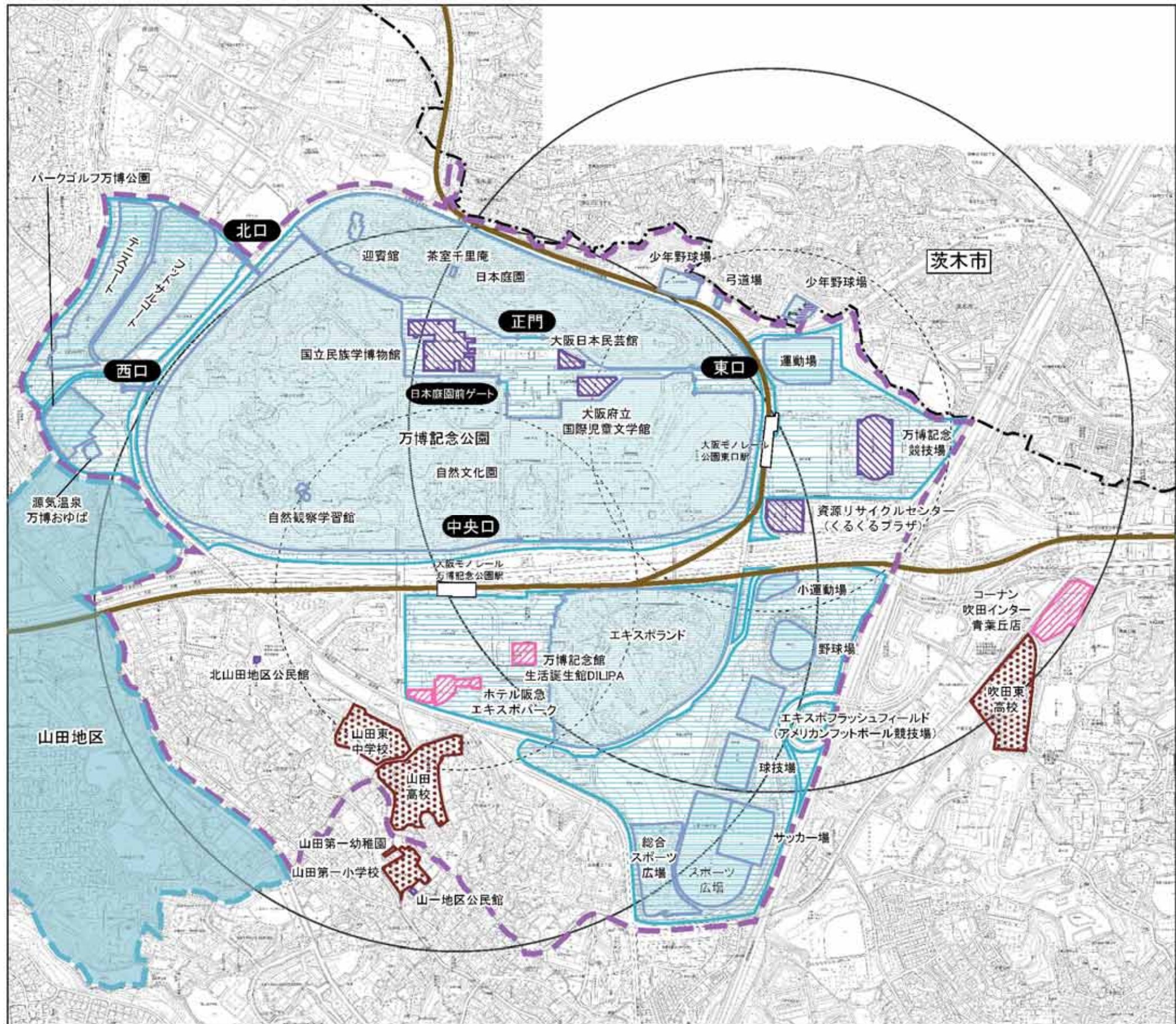
ひょう 表 -1 (3) 地区内の問題点

	おも 主な問題点 きんだいてん
<p>ばんぼくきねんこうえん 万博記念公園</p>	<p>< いどう 移動 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほうそう 舗装やグレーチング等、しせつ 施設が古くなっています。 ・ おうだんこうばい 横断勾配やじゅうだんこうばい 縦断勾配がきゅう 急な箇所があります。 ・ みぞふた 溝蓋が設置されていない箇所があり、きけん 危険です。 ・ ゲートが設置されている箇所は、かじよ 車いすではとおりにくくなっています。 <p>< こべつしせつ 個別施設 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トイレのあんせい案内がこしょう 故障しています。 <p>< ゆうどうあんないじょうほう 誘導案内情報 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ しかくしょうがいしゃゆうどうよう 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない箇所があります。 ・ たてものいりぐち 建物入口までしかくしょうがいしゃゆうどうよう 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていても、きどき 輝度差がたりずわかりにくくなっている箇所があります。
<p>しげん 資源リサイクル センター (くるくるプラザ)</p>	<p>< こべつしせつ 個別施設 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スロープのこうばい 勾配がきゅう 急です。 ・ いりぐちぶぶん 入口部分にだんさ 段差があります。 <p>< ゆうどうあんないじょうほう 誘導案内情報 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ しかくしょうがいしゃゆうどうよう 視覚障害者誘導用ブロックがきてい 規定よりもちい 小さい箇所があります。 ・ くるま 車いす利用者が利用できるいりぐち 入口を示すあんない 案内がありません。



2.5 しせつはいちじょうきょう 施設配置状況

ばんぼくこうえんしゅうへんちく 万博公園周辺地区のしせつはいちじょうきょう 施設配置状況は図 -8 のとおりです。



凡 例	
	商業施設
	公共・公益施設
	教育施設
	万博記念公園
	市境界線
	万博公園周辺地区の重点整備地区
	山田地区の重点整備地区
	駅から500mの範囲
	駅から1000mの範囲

図 万博公園周辺地区
名 地区内施設配置図

図 - 8 万博公園周辺地区施設配置図

だい しょう ばんぱくこうえんしゅうへん ち く きほんほうしん 第3章 万博公園周辺地区の基本方針

3.1 きほんほうしん 基本方針

ばんぱくこうえんしゅうへん ち く とくちょう
万博公園周辺地区の特徴や、タウンウォッチングで抽出された主な問題点をふまえ、万博公園周辺地区の基本方針を以下のとおりとします。

せいかつ かんれん しせつ かん こうちく 生活関連施設間のバリアフリーネットワークの構築をはかります

ばんぱくこうえんしゅうへん ち く ばんぱくきねんこうえんなど しせつ りよう おお ひとびと あとず えき しせつ
万博公園周辺地区には、万博記念公園等の施設を利用する多くの人々が訪れます。駅から施設だけではなく、施設相互間の連続したバリアフリーネットワークの構築をはかり、人々がふれあい、にぎわう空間の形成に寄与するバリアフリー化をめざします。

あんしん あんぜん ほこうくうかん けいせい 安心・安全で、わかりやすい歩行空間の形成をめざします。

ちようききゆうかなど かんこうはんぼうき かいさいじ ばんぱくこうえんしゅうへん ち く ちいきないがい おお ひと
長期休暇等の観光繁忙期やイベント開催時には、万博公園周辺地区には地域内外から多くの人
が訪れます。その際にも高齢者、障害者等の方々が、安心・安全に移動できるようなわかりや
すい誘導案内の検討を行います。経路においては誰もが移動しやすいようにバリアフリー化をは
かり、安心・安全な歩行空間の形成をめざします。

だい しょう せいかつかんれんしせつ せいかつかんれんけいろ
第4章 生活関連施設、生活関連経路

4.1 生活関連施設

すいたし せいかつかんれんしせつ かんが なた ばんぱくこうえんしゅうへんちく せいかつかんれんしせつ いが
 吹田市の生活関連施設の考え方から、万博公園周辺地区の生活関連施設は以下のとおりと
 します。

ひょう -2 生活関連施設

施設名	種類	選定理由
おおさか ばんぱくきねんこうえんえき 大阪モノレール万博記念公園駅	りょかくしせつ 旅客施設	ちくないがい 地区内外からの利用が多い。
おおさか とうえんひがしぐちえき 大阪モノレール公園東口駅	りょかくしせつ 旅客施設	
しげん 資源リサイクルセンター (くるくるプラザ)	こうきょう とうえんしせつ 公共・公益施設	しみん りょう おお 市民の利用が多い。
ばんぱくきねんこうえん 万博記念公園	こうえん 公園	こうえん こうきょう とうえんしせつ しょうぎょうしせつ 公園、公共・公益施設、商業施設が しゅうせき 集積しており、地区内外からの利用が おお 多い。
ばんぱくきねんきょうぎじょう 万博記念競技場	こうきょう とうえんしせつ 公共・公益施設	
おおさかにほんみんげいかん 大阪日本民芸館	こうきょう とうえんしせつ 公共・公益施設	
こくりつみんぞくがくはくぶつかん 国立民族学博物館	こうきょう とうえんしせつ 公共・公益施設	
おおさかふりつこくさいじどうぶんがくかん 大阪府立国際児童文学館	こうきょう とうえんしせつ 公共・公益施設	
せいかつたんじょうかん 生活誕生館DILIPA	しょうぎょうしせつ 商業施設	
ばんぱくきねんかん 万博記念館	こうきょう とうえんしせつ 公共・公益施設	
ほてるはんきゅう エキスポパーク ホテル阪急 エキスポパーク	しょうぎょうしせつ 商業施設	

(図 -9 参照)

また、平成20年3月現在、エキスポランドは営業を休止しているため、生活関連施設に選定し
 ておりませんが、営業再開の方針をふまえ、今後生活関連施設としての選定について株式会社エ
 キスポランドと協議を行なっていきます。

4.2 生活関連経路、準生活関連経路

生活関連施設間を結ぶ高齢者や障害者等がよく利用する主要な経路を、生活関連経路、準生活関連経路とし、重点的にバリアフリー化を進めます。

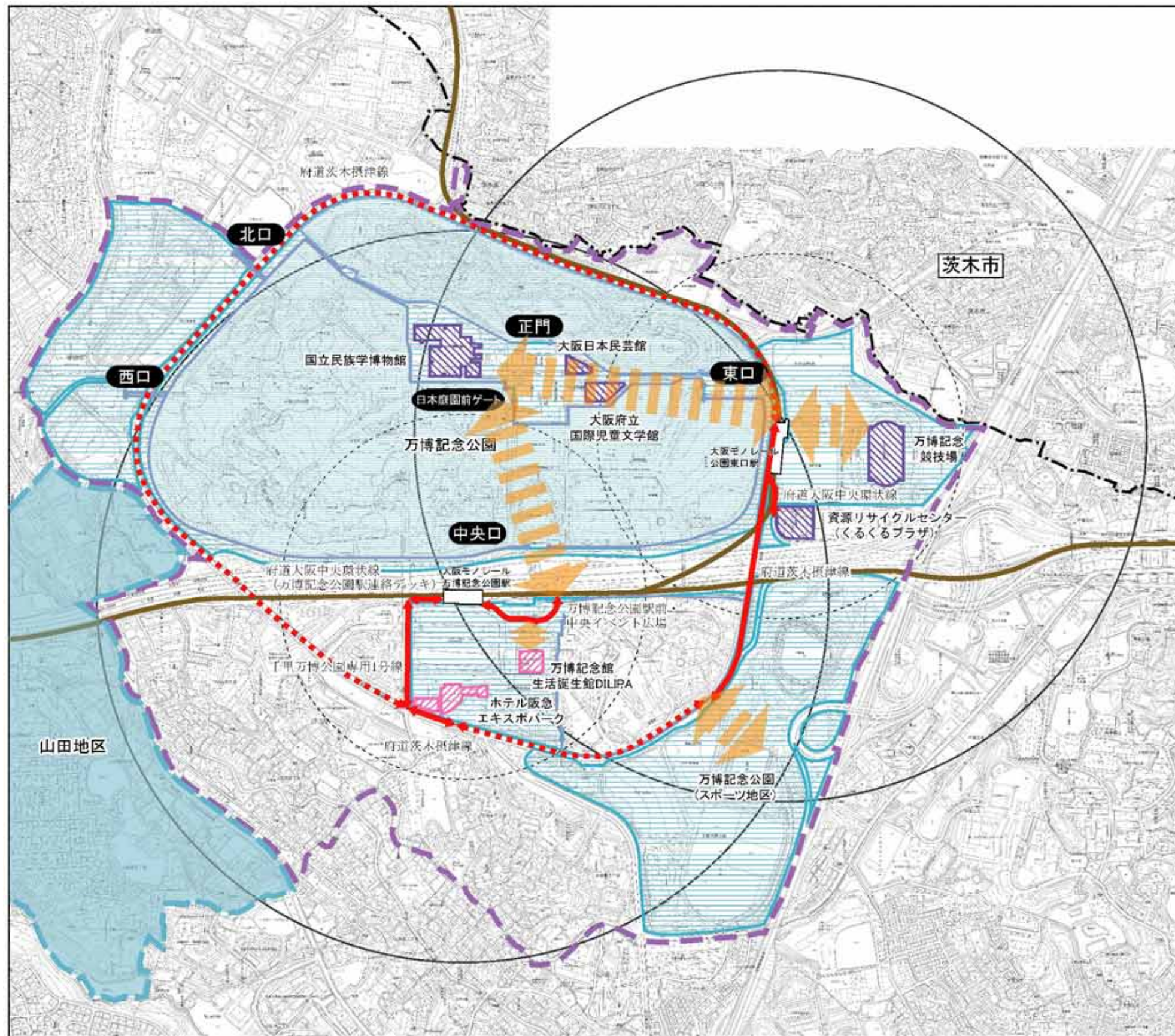
万博公園周辺地区の生活関連経路、準生活関連経路は以下のとおりとします。

表 -3 生活関連経路、準生活関連経路

種別	設置 管理者	路線名	道路延長 (km)
生活 関連 経路	大阪府	大阪中央環状線(万博記念公園駅連絡デッキ) (大阪モノレール万博記念公園駅前～千里万博公園専用1号線)	0.1
		茨木摂津線 (千里万博公園専用1号線～ホテル阪急エキスポパーク前)	0.1
		茨木摂津線 (大阪モノレール公園東口駅前～南第二駐車場北側)	0.8
		大阪中央環状線(大阪モノレール公園東口駅南側～資源リサイクルセンター前)	0.1
	吹田市	千里万博公園専用1号線 (万博記念公園駅連絡デッキ～茨木摂津線)	0.3
	万博記念機構	万博記念公園駅前・中央イベント広場 (大阪モノレール万博記念公園駅前～中央橋南詰)	0.2
準生活 関連 経路	大阪府	茨木摂津線(千里万博公園専用1号線～万博記念公園西口経由～ 大阪モノレール公園東口駅前)	3.4
		茨木摂津線 (ホテル阪急エキスポパーク前～南第二駐車場北側)	0.7
合計			5.7

(図 -9参照)

今回、万博記念公園内の経路については、独立行政法人日本万国博覧会記念機構が移動等円滑化に向けた取り組みを行なっているため、生活関連経路への選定を行わず「万博記念機構整備範囲」として位置づけております。今後、より一体的・重点的な整備を実現するため独立行政法人日本万国博覧会記念機構と協議を行なっていきます。



凡 例	
	商業施設
	公共・公益施設
	万博記念公園
	市境界線
	万博公園周辺地区の重点整備地区
	山田地区の重点整備地区
	駅から500mの範囲
	駅から1000mの範囲
主な経路	
	生活関連経路
	準生活関連経路
	万博記念機構整備範囲

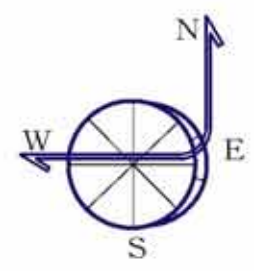


図 ばんぱくこうえんしゅうへんちく
 万博公園周辺地区
 名 せいいかつかんれんしせつおよびせいいかつかんれんけいろず
 生活関連施設及び生活関連経路図

図 -9 万博公園周辺地区生活関連施設及び生活関連経路図

第5章 バリアフリー化事業の内容とスケジュール

本基本構想は、バリアフリー新法に基づき、国・地方公共団体・公共交通事業者・施設設置管理者・公安委員会・市民が、それぞれの役割と責務を果たすことによって、万博公園周辺地区のバリアフリー化を実現していくことを前提として作成しています。

このような前提条件が整わないときには、バリアフリー整備目標や事業の実現時期が相当に遅れることがあります。事業が円滑に進められるよう行政はもとより、それぞれの関係機関が一致協力して、必要な資金の確保や地域との合意形成にむけた理解と調整等の最大限の努力を行います。

5.1 公共交通特定事業

(1) 駅舎（大阪モノレール万博記念公園駅、公園東口駅）

項目	内容	時期	
		H20	H 22
誘導案内情報施設	構内案内表示の充実		
ソフト施策	駅員の教育訓練の継続実施		

整備内容

a. 誘導案内情報施設の整備

【案内設備】

移動者の案内設備について、触知案内図の設置（公園東口駅）等、よりわかりやすい表示に努めます。

b. ソフト施策

高齢者、障害者等に対して適切な対応ができるよう研修等の教育訓練を引き続き実施します。

c. その他

車両の新規導入の際には、バリアフリー基準に適合する仕様とします。

(2) バス・バス停てい

こ う 目	ない よう 内容	じ き 期	
		H20	H 22
バス車 <small>しゃりょう</small> 両	ていし <small>し</small> ょう 低床バスの導入		
バス停 <small>てい</small>	バリアフリー化に配慮したバス停 <small>てい</small> の改 <small>か</small> 良 <small>りょう</small>		

せいびないよう
整備内容

a. 車しゃりょう両

- ・新規導入及び代替車しんきどうにゅうあよ だいたいししゃりょう両は、低床バスとします。なお、車くるまいず使用者等が円滑に乗降できるノンステップバスを積極的に導入します。
- ・文字案内装置等を設置したバリアフリー化車も じ あんないそうちなど せっち両を基本とします。

b. バス停てい

- ・バス停の利用状況等をふまえ、バス停にベンチ、照明等の設置に努めます。
- ・路線図や時刻表等の案内表示を、わかりやすくします。

5.2 道路特定事業

(1) 生活関連経路(図 -9 参照)

項目	内容	時期	
		H20	H22
既設道路の改良	歩道の有効幅員の確保(交通標識や電柱の再配置・側溝、水路、公共用地等の活用等)		
	段差・勾配の解消		
	バリアフリー化に配慮した路面舗装		
	車道・横断歩道等との段差・勾配の解消		
個別施設の整備改良等	照明施設の整備		
	案内標識の整備		
誘導案内の整備	視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良		
障害物等の撤去・規制	啓発活動強化・取締強化等の歩道上の迷惑駐輪対策		
	交差点・横断歩道上の違法駐車対策		

具体的な整備内容 : 現状の問題点をふまえ、各道路の主な整備内容を示します。

1) 大阪中央環状線(万博記念公園駅連絡デッキ)

・連絡デッキについては、概ね整備済です。



図 -10 連絡デッキの現況

2) 茨木摂津線（千里万博公園専用1号線～ホテル阪急エキスポパーク前）

- ・車道と歩道の段差・路面舗装の老朽化の解消等の歩道改良を行います。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良を行います。



現況



視覚障害者誘導用ブロックの不備

図 - 11 茨木摂津線の現況

3) 茨木摂津線（大阪モノレール公園東口駅前～南第二駐車場北側）

- ・車道と歩道の段差・路面舗装の老朽化の解消等の歩道改良を行います。
- ・側溝の溝蓋は車いすのキャスター、白杖、ハイヒール等が落ち込むことがないように配慮すると共に、設置場所は可能な限り横断歩道以外の部分に設置するよう検討を行い、可能性のあるところから整備を行います。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良を行います。



現況



舗装の老朽化

図 - 12 茨木摂津線の現況

4) 大阪中央環状線 (大阪モノレール公園東口駅南側～資源リサイクルセンター前)

- ・車道と歩道の段差・路面舗装の老朽化の解消等の歩道改良を行います。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良を行います。



げんきょう
現況



しかくしょうがいしゅうどうよう
視覚障害者誘導用ブロックの不適切な設置

ず 図 -13 大阪中央環状線の現況

5) 千里万博公園専用1号線

- ・車いす使用者等の移動や雨水の排水に配慮し、横断勾配は原則1%以下となるよう整備します。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良を行います。
- ・車いす使用者等の移動に配慮した車止めの整備・改良を行います。
- ・歩道上の迷惑駐輪対策を進めます。



げんきょう
現況



めいわくちゅうりん
迷惑駐輪

ず 図 -14 千里万博公園専用1号線の現況

(2) 準生活関連経路 (図 -9 参照)

項目	内容	時期		
		H20	H22	H23以降
既設道路の改良	歩道の有効幅員の確保 (交通標識や電柱等の再配置、側溝・水路・公共用地等の活用等)			
	段差・勾配の解消			
	バリアフリー化に配慮した路面舗装			
個別施設の整備改良等	車道・横断歩道等との段差・勾配の解消			
	照明施設の整備			
誘導案内の整備	案内標識の整備			
	視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良			
障害物等の撤去・規制	啓発活動強化・取締強化等の歩道上の迷惑駐輪対策			
	交差点・横断歩道上の違法駐車対策			

具体的な整備内容 : 現況の問題点をふまえ、各道路の主な整備内容を示します。

1) 茨木摂津線 (千里万博公園専用1号線 ~ 万博記念公園西口經由 ~ 大阪モノレール公園東口駅 前)

- ・車道と歩道の段差・路面舗装の老朽化の解消等の歩道改良を行います。
- ・側溝の溝蓋は車いすのキャスター、白杖、ハイヒール等が落ち込むことがないように配慮すると共に、設置場所は可能な限り横断歩道以外の部分に設置するよう検討を行い、可能性のあるところから整備を行います。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良を行います。



現況



舗装の老朽化

図 -15 茨木摂津線の現況

2) 茨木摂津線 (ホテル阪急エキスポパーク前～南第二駐車場北側)

- ・車道と歩道の段差・路面舗装の老朽化の解消等の歩道改良を行います。
- ・側溝の溝蓋は車いすのキャスター、白杖、ハイヒール等が落ち込むことがないように配慮すると共に、設置場所は可能な限り横断歩道以外の部分に設置するよう検討を行い、可能性のあるところから整備を行います。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良を行います。



げんきよう
現況



ほそう ろうきゆうか
舗装の老朽化

ず 図 -16 茨木摂津線の現況

5.3 都市公園特定事業

(1) 生活関連施設（万博記念公園）

万博記念公園は、都市公園法で定められた都市公園に該当しませんが、地域内外からの多数の利用者があり、移動等円滑化の必要性が高いことから、できる限り都市公園移動等円滑化基準に適合するよう施設の整備・改良を進めていくこととします。

万博記念公園では、管理者である独立行政法人日本万国博覧会記念機構が、生活関連施設を結ぶ経路を中心に、下記の項目について移動等円滑化基準に適合するよう整備を進めていくものとします。また、施設面の整備に加え、市民の安らぎや癒しの場として一層利用しやすい公園を実現していくため、バリアフリー化情報の提供等のソフト施策を進めていくこととします。

項目	内容	時期		
		H20	H22	H23以降
園路及び広場	必要な幅の確保、段差・勾配の解消			
	バリアフリー化に配慮した路面舗装			
	階段への手すり等の整備・改良			
	スロープの勾配の改善、手すり等の整備・改良			
	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所への、柵又は視覚障害者誘導用ブロックの設置			
トイレ	車いす用トイレ及びオストメイト仕様トイレを含む多機能トイレの整備・改良、段差・手すり等の整備・改良、床置き式または壁掛式の小便器（受け口の低いもの）の設置			
個別施設 ¹⁾	バリアフリー化に配慮した施設の整備			
駐車場	車いす使用者用駐車ますの整備・改良			
	車いす使用者用駐車ますから駐車場の出入口までの経路のバリアフリー化			
誘導情報案内施設	案内表示の充実			

1) 個別施設：休憩所、管理事務所、手洗い場等。

生活関連経路において、下記の整備を行います。

項目	内容	時期	
		H20	H 22
園路	バリアフリー化に配慮した路面舗装		

具体的な整備内容

1) 園路

- 路面舗装の老朽化の解消等の部分改良を行います。



万博記念公園駅前の園路



中央イベント広場

図 -17 万博記念公園駅前・中央イベント広場の現況

5.4 建築物特定事業

(1) 生活関連施設 資源リサイクルセンター(くるくるプラザ)、万博記念競技場、大阪日本民芸館、国立民族学博物館、大阪府立国際児童文学館、生活誕生館DILIPA、万博記念館、ホテル阪急エキスポパーク)

各施設の建築主等は、建築物特定施設が建築物移動等円滑化基準に適合するよう、下記の整備に努めます。また、高齢者・障害者等の移動時の補助、職員等関係者教育の充実、移動経路における看板・商品等の撤去等のソフト施策を継続的に実施します。

項目	内容
出入口	必要な幅の確保や、自動扉または車いす使用者が容易に開閉できる扉への整備・改良
廊下等	必要な幅の確保や滑りにくい床面への整備・改良
階段	手すり等の整備・改良
スロープ	必要な幅の確保や勾配の改善、手すり等の整備・改良
エレベーター その他の昇降機	エレベーターの整備・改良
トイレ	車いす用トイレ及びオストメイト仕様トイレを含む多機能トイレの整備・改良、段差・手すり等の整備・改良、床置き式または壁掛式の小便器(受け口の低いもの)の設置
敷地内の通路	歩行者動線に配慮した通路のバリアフリー化
駐車場	車いす使用者用駐車ますの整備・改良
誘導情報案内施設	視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良
	案内表示の充実

かくしせつ いどうとうえんかつか じぎょうないよう か き しめ
各施設の移動等円滑化のための事業内容を下記に示します。

1) 資源リサイクルセンター（くるくるプラザ）

たてもの いどうとうえんかつか
建物は移動等円滑化されています。

しきち いりぐち たてもの いりぐち ゆうどうじょうほうあんない じゅうじつ つと
敷地の入口から建物の入口までの誘導情報案内を充実させるよう努めます。



ず 図 -18 資源リサイクルセンター（くるくるプラザ）の現況

2) ホテル阪急エキスポパーク

しせつ いどうとうえんかつか
施設は移動等円滑化されています。今後も、高齢者、障害者等に対して適切な対応ができるよう研修等の教育訓練を実施します。



ず 図 -19 ホテル阪急エキスポパークの現況

3)万博記念公園(万博記念競技場、大阪日本民芸館、国立民族学博物館、大阪府立国際児童文学館、生活誕生館DILIPA、万博記念館)

移動等円滑化の事業の具体化に向けて今後検討していくとともに、事業実施が可能である項目から順次実施し、可能な限り移動等円滑化されるように努めます。また、大規模改修時等には、移動等円滑化基準に適合するように必要な措置を講じます。



万博記念競技場



大阪日本民芸館



国立民族学博物館



大阪府立国際児童文学館



生活誕生館DILIPA・万博記念館

図 -20 万博記念公園の現況

5.5 交通安全特定事業

項目	内容	時期	
		H20	H22
信号機	信号機の改良		
横断歩道	横断歩道の設置		

整備内容

a. 信号機

- ・安全に横断できる歩行者用青信号の時間の調整に努めます。
- ・歩行者や自動車の利用状況等をふまえ、地域住民との協議を行いながら、音響信号機や、弱者感応信号機を必要とする箇所の検討を行い、導入を図ります。
- ・生活関連経路上の信号機については、歩行者の安全な横断に配慮した歩行者用信号灯器を設置します。
- ・通行の支障となる信号機等については、道路の歩道整備工事にあわせて、可能な限り、歩道の端に移設するよう努めます。

b. 横断歩道

- ・生活関連経路上で、横断歩道の設置を必要とする箇所の検討を行い、整備に努めます。
- ・歩行者等の動線を調査し、横断歩道の移設が望ましい箇所においては、横断歩道の移設に努めます。

c. その他

- ・歩行者等の移動の円滑化を阻害する違法駐車等を防止する事業を重点的かつ計画的に実施するよう努めます。

こころ
心のバリアフリー

1.1 心のバリアフリー

(1) 心のバリアフリーをめざして

吹田市では、「人を思いやり、助け合う」このことが、バリアフリーを進める第一歩であると考え、「だれもがやさしくなれる」吹田のまちづくりをめざしています。

ハード整備だけですべての人が安全・安心・快適に移動できるようになるとは言えません。一人ひとりにおいても、「みんながやっているから」、「自分一人くらい大丈夫だろう」といった気持ちを振り返し、自転車の放置や道路の不法占用（看板・商品のはみ出し等）等が及ぼす影響について考え、バリアフリーへの理解、マナーの向上に努めることが大事です。また、指導を行う行政、ハード整備を実施する施設設置管理者、道路利用者、沿道住民が互いに協力して、心のバリアフリーを進めていくことも重要です。



歩道上の迷惑駐輪は、視覚障害者にとってとても危険です。



駐車車両が歩道に乗り上げていると、車いす利用者や視覚障害者だけでなく、健常者ですら、歩道を使うことができません。



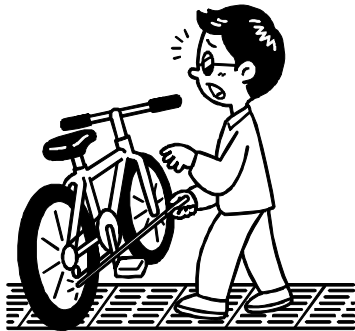
せっかくの視覚障害者誘導用ブロックも、迷惑駐輪のせいで使うことができません。

(2) 心のバリアフリーの取り組み

ハード整備を行っても、その施設が使える状態であれば、バリアフリー化がなされているとは言えません。また、ハード整備をどれだけ行っても、解消できないバリアもあります。

例えば歩道上の迷惑駐輪や商品、看板などは、道路を通行する人にとって迷惑となるだけでなく、目の不自由な方が通行した場合には事故を起こす可能性もあります。また、障害者用駐車スペースに障害を持たない方が車を駐車すると、本当にそのスペースを必要とする方が使用できなくなります。

視覚障害者誘導用ブロックを整備しても、迷惑駐輪があると・・・



歩道上に自転車や看板などの障害物が置かれていると・・・



©MPC

これらを解消するためには、一人ひとりの「心のバリアフリー」が重要です。そして「心のバリアフリー」を広げていくためには、「他人事」ではなく「自分の問題」としてとらえ、考え、行動していく必要があります。

< 心のバリアフリーの取り組み例 >

【積極的な取り組み】

高齢者、障害者等の方にとって、バリアとなるものについて理解を深める
車いすの方が階段や段差を上げずに困っていたら、声をかけ、お手伝いする。
視覚障害者の方が交差点を渡ろうとしていたり、電車に乗ろうとしていたら、声をかけ、お手伝いする。

など

【マナーの向上】

迷惑駐輪をしない。
違法駐車をしない。
お店の商品を歩道上に置かない。

など

1.2 ソフト^{せさく}施策

吹田市では、ハード整備のみでは早急な解決が困難である場合の取組みとして、また、ハード整備完了後もより多くの方が安全・安心・快適に移動できるための取組みとして、ハード整備とともに、以下のソフト^{せさく}施策も重点的に進めていきます。

広報・啓発の推進

車道や歩道、身体障害者用の駐車スペース、公園等における迷惑駐輪や違法駐車、不法占有物（看板・商品のはみ出し等）対策として、公安委員会等関係機関・市民と協力しながら自粛の呼びかけ、指導、取締まりを進めます。

総合教育や交通安全教育等の中でバリアフリーの啓発（交通用具利用者へのマナーの向上、子どもの頃からのバリアフリーへの理解の向上等）を行う取組みを導入します。

NPO、ボランティア団体、事業者等と連携しながら、バリアフリーの意識啓発、マナー向上を図るための、広報、イベント等を実施します。

情報提供

バリアフリーに関する情報ネットワークシステムの構築を検討します。

市内のバリアフリー情報の提供を進めます。

わかりやすい案内表示の方法について検討します。

さんこう
(参考) きほんこうそうさくてい 基本構想策定 けいい の経緯

しみんさんかく
～市民参画でつくれた きほんこうそう 基本構想～

だい しょう きほんこうそうさくてい
第1章 基本構想策定のしくみ

本基本構想は、「吹田市バリアフリー基本構想策定委員会（以下、委員会と記す）」を諮問組織として検討を進めました。委員会は、学識経験者をはじめ、鉄道・バス事業者、吹田市の各関連部門の職員、及び高齢クラブや障害当事者、市民の代表の方などの委員28名と、オブザーバー1名から構成されています。

また、市民の要望にかなう質の高いバリアフリー化を進めるためには、基本構想の検討段階において、市民の皆様と共に考えていくことが重要であるという認識のもと、「岸部地区ワークショップ」「北千里地区ワークショップ」「万博公園周辺地区タウンウォッチング」をそれぞれ開催し、多くの市民の皆様の意見を反映してきました。

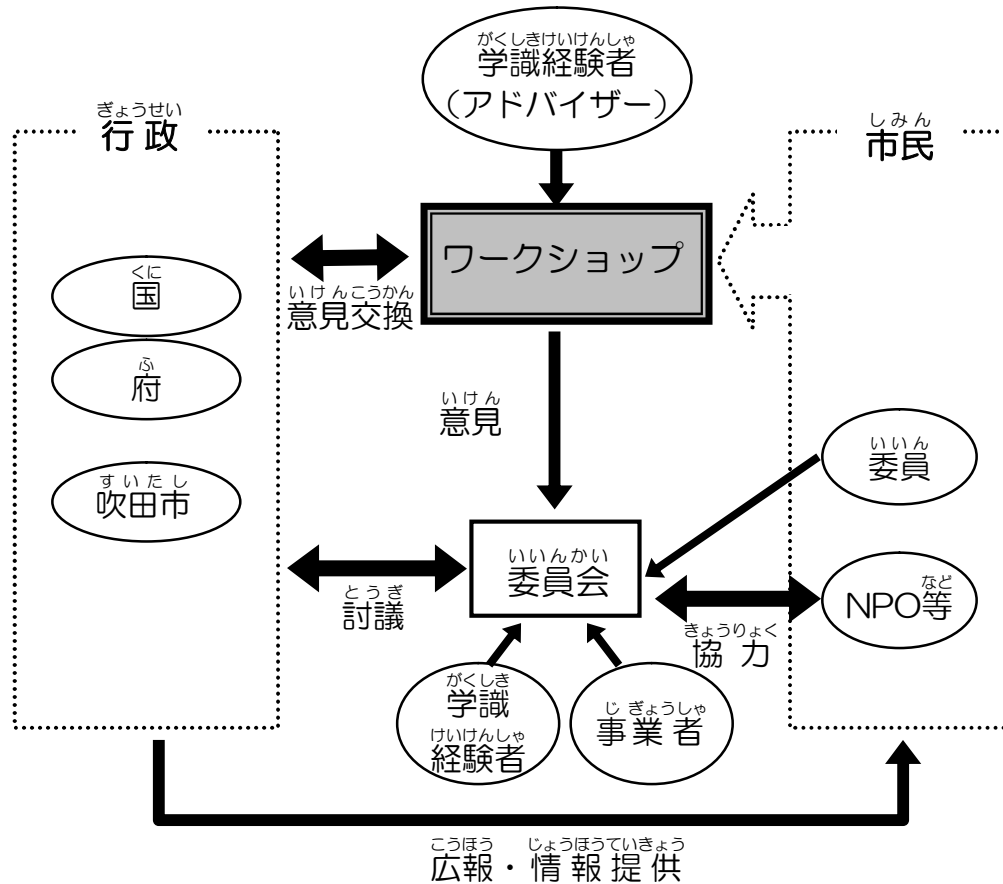


図1 基本構想策定のしくみ

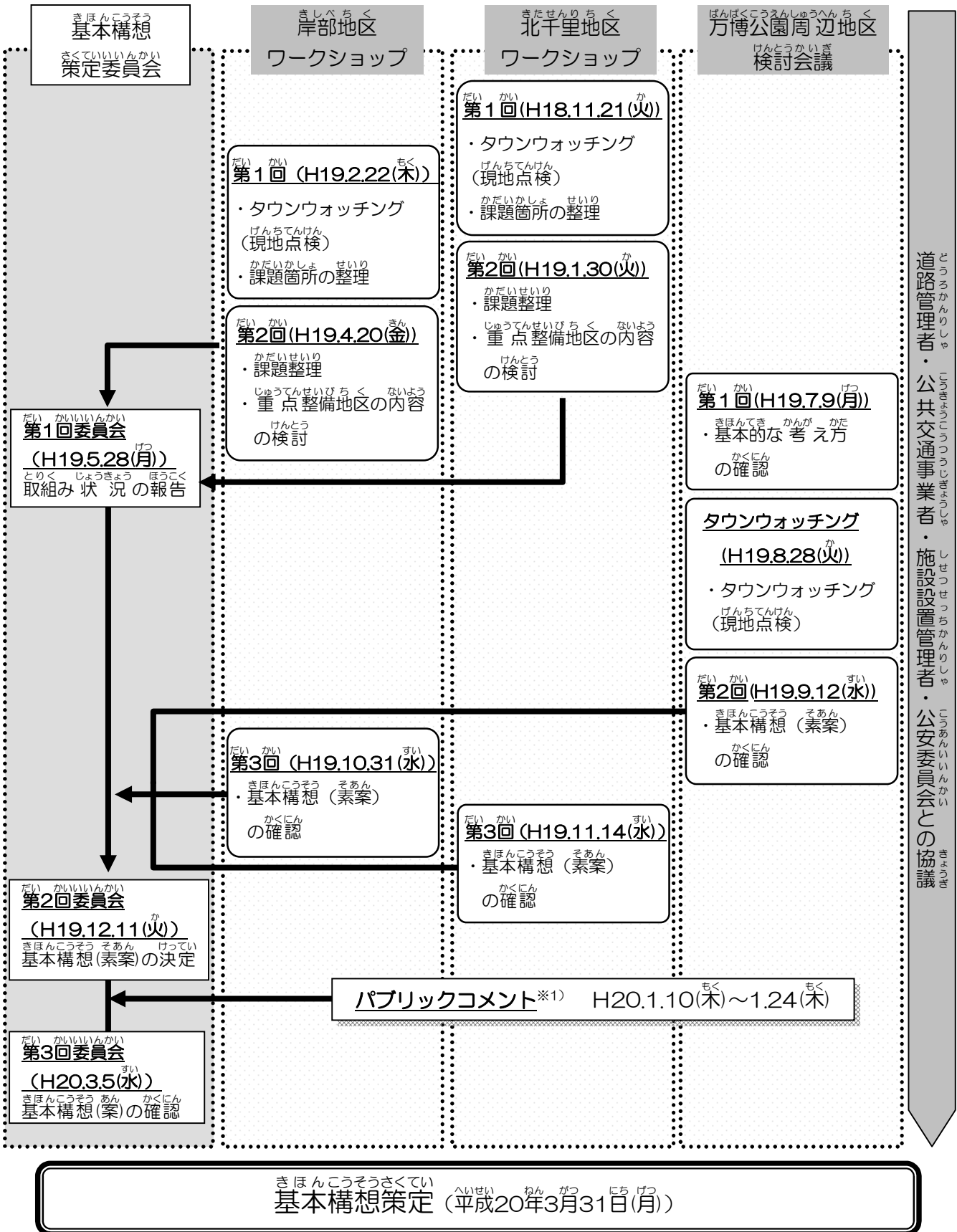


図2 基本構想策定の経緯

※1) パブリックコメント

政策の立案や規制の設定等を行う際、案を公表し、この案に対して広く一般市民の皆さまから意見や情報を求め、それを考慮して意思決定を行う制度。

ひょう すいたし きほんこうそうさくていいいんかい いいんめいぼ へいせい ねん ねん がつげんざい
 表1 吹田市バリアフリー基本構想策定委員会 委員名簿 (平成20年(2008年)3月現在)

	氏名	役職
委員長	新田 保次	大阪大学大学院 工学研究科 教授 (地球総合工学専攻 社会基盤工学コース 交通システム学研究室)
副委員長	永田 昌範	吹田市自治会連合協議会 代表
委員	斉藤 弥生	大阪大学大学院 人間科学研究科 准教授 (高齢社会研究)
〃	岡田 明	大阪市立大学大学院 生活科学研究科 教授 (人間工学)
〃	松尾 亜里	男女共同参画推進委員
〃	青山 孝司	吹田商工会議所 代表
〃	関 信行	吹田市高齢クラブ連合会 代表
〃	佐々木 和子	(社)吹田市社会福祉協議会 代表
〃	大江 卓司	バリアフリー吹田市民会議 代表
〃	田中 捷介	バリアフリー吹田市民会議 代表
〃	長井 敬二	バリアフリー吹田市民会議 代表
〃	荒河 萬宜	介護又はボランティア経験のある公募市民
〃	脇田 憲	子育て中の方又は子育て経験のある公募市民
〃	橋元 正己	国土交通省近畿運輸局 交通環境部 消費者行政・情報課長
〃	岡本 利昭	大阪府茨木土木事務所 建設課長
〃	神崎 邦和	大阪府吹田警察署 交通課長
〃	春名 幸一	西日本旅客鉄道株式会社 京都支社 総務企画課長
〃	かみや 昌平	阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部 鉄道技術部副部長
〃	ふじた 直一	大阪市交通局 総務部 企画担当課長
〃	いしばし 宏章	大阪高速鉄道株式会社 運輸部 業務課長
〃	はやした 弘幸	北大阪急行電鉄株式会社 鉄道部 施設課長
〃	うわたこ 隆司	阪急バス株式会社 自動車事業部 業務課長
〃	なかかわ 保	吹田市 都市創造総括監
〃	にえかわ 正人	吹田市 政策推進部長
〃	はら 敬一	吹田市 市民文化部長
〃	にしおか 良記	吹田市 福祉保健部長
〃	みやむら 長男	吹田市 都市整備部長
〃	はやかわ 英明	吹田市 建設緑化部長
オブザーバー	みうら 富士夫	大阪府 住宅まちづくり部 建築企画課 課長補佐

ひょう かくちく 各地区のワークショップアドバイザー (平成20年(2008年)3月現在)

	氏名	役職
北千里地区	土井 勉	神戸国際大学 経済学部 都市文化経済学科 教授
岸部地区	久 隆弘	近畿大学 理工学部 社会環境工学科 教授

第1回ワークショップ

開催日時：平成19年（2007年）2月22日（木） 9:30～12:00

参加人数：53名

概要：要：岸辺駅や道路の点検調査（タウンウォッチング）を行った後、調査で気づいた課題等についてのグループ討議（ワークショップ）を行いました。「岸辺駅」のバリアフリー化が求められており、歩道にバリアが多いことがわかりました。



第2回ワークショップ

開催日時：平成19年（2007年）4月20日（金） 19:00～21:00

参加人数：35名

概要：要：岸部地区の、主な施設・バリアフリー化が望ましい経路、重点整備地区の範囲等を検討しました。主な施設・バリアフリー化が望ましい経路への追加要望、歩道のバリアフリー化についてのご意見をたくさんいただきました。



第3回ワークショップ

開催日時：平成19年（2007年）10月31日（水） 19:00～21:00

参加人数：38名

概要：要：これまでのワークショップ等での意見を反映した岸部地区基本構想（素案）について説明を行い、グループ毎に質疑応答を行いました。バリアフリー化を早急に行ってほしいということや、安全・安心して歩ける歩行環境の確保についてご意見をいただきました。



3回のワークショップを通じて、JR岸辺駅のバリアフリー化整備、安全・安心な歩行空間の確保、事業の早急な実施についてのご意見を多くいただきました。

※3 岸部地区ワークショップ開催の経緯

第1回ワークショップ

開催日時：平成18年（2006年）11月21日（火） 14:00～17:00

参加人数：57名

概要：北千里駅や道路の点検調査（タウンウォッチング）を行った後、調査で気づいた課題等についてのグループ討議（ワークショップ）を行いました。障害者の方々と一緒にまちを歩くことで、歩道、駅舎、施設にバリアが多いことがわかりました。



第2回ワークショップ

開催日時：平成19年（2007年）1月30日（火） 18:30～20:30

参加人数：45名

概要：北千里地区の、主な施設・バリアフリー化が望ましい経路、重点整備地区の範囲等を検討しました。主な施設・バリアフリー化が望ましい経路への追加要望、歩道や駅舎のバリアフリー化についてのご意見をたくさんいただきました。



第3回ワークショップ

開催日時：平成19年（2007年）11月14日（水） 18:30～20:30

参加人数：46名

概要：これまでのワークショップ等での意見を反映した北千里地区基本構想（素案）について説明を行い、質疑応答を行いました。バリアフリー化を早急に行ってほしいということや、安全・安心して歩ける歩行環境の確保についてご意見をいただきました。



3回のワークショップを通じて、施設や経路の具体的な整備方針について、ご意見を多くいただきました。

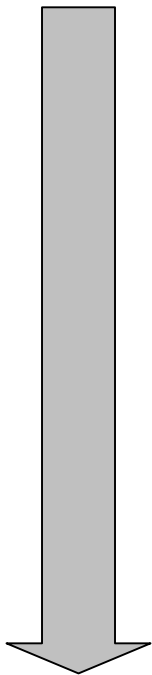
図4 北千里地区ワークショップ開催の経緯

第1回検討会議

開催日時：平成19年（2007年）7月9日（月） 14:00～16:00

参加人数：12名

概要：関係事業者による検討会議を開催し、万博公園周辺地区の基本構想策定の進め方の確認、重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路（案）の検討、基本構想策定に係わる調整事項の確認を行いました。



タウンウォッチング

開催日時：平成19年（2007年）8月28日（火） 9:30～11:30

参加人数：48名

概要：万博記念公園駅・公園東口駅、道路、公園内の点検調査（タウンウォッチング）を行いました。歩道や公園にバリアがあることがわかりました。また、駅舎では誘導案内情報施設の改善が求められていることがわかりました。



第2回検討会議

開催日時：平成19年（2007年）9月12日（水） 14:00～16:00

参加人数：12名

概要：タウンウォッチングでの意見確認を行った後、基本構想素案の記載内容について検討を行いました。基本構想策定に向けて、関係事業者が連携して取り組んでいくこととしました。



タウンウォッチングを通じて、バリアフリー化についてのご意見を多く頂きました。2回の検討会議において、関係事業者の連携によりバリアフリー化を進めていくことが議論されました。

図5 万博公園周辺地区バリアフリー検討の経緯

2.1 岸部地区ワークショップでの意見

(1) タウンウォッチングでの意見


タウンウォッチングでの各班の意見まとめを下記に示します。

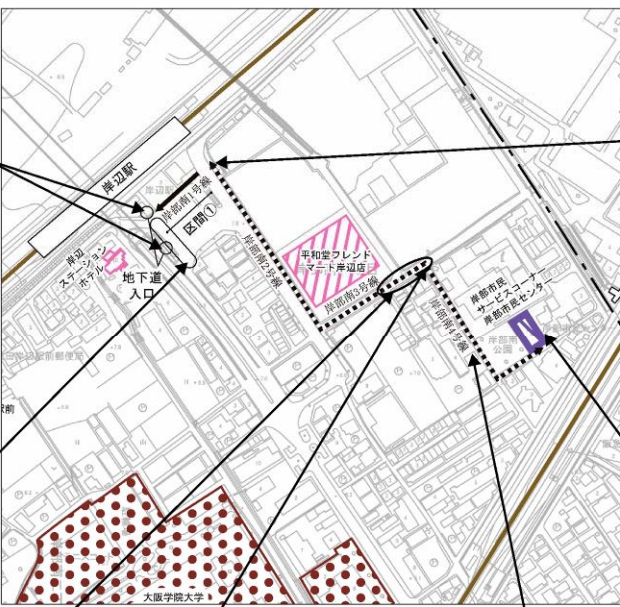
岸部地区 ①黄色班（駅・地下道入口の調査）

周辺道路

<全体>
 ■信号機がない（音響信号機もない）
 ■視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない
 ■交差点が多く、通行量も多いので危険

□階段の手すりの高さの設定が不適切（写真1）
 □視覚障害者誘導用ブロックがない
 □階段が薄暗い
 □歩道と車道の境界部の形状が直角なので、もっと滑らかな形状にしてほしい（写真2）







□信号機の設置が必要
 □勾配がつつく、車が突っ込んできたり、照明柱が歩道の中心にある等危険（写真7）
 □障害物（歩道上の鉄柱含む）の存在がわかりにくく、怪我をする危険性が高い
 □交通量が多く、スピードを出した車が多いので危険




□バスの寄りつきが悪い（写真3）
 □バス停が狭くて雑然としている
 □バス停の位置がわからない
 □駐輪場の自転車はみ出ししているため、接触のおそれがあり不安である



□横断歩道を設置してほしい

□岸部市民センターの位置を示す案内標識がカーブミラーで見えない（写真4）
 □横断歩道がほしい



□階段の手すりの高さの設定が不適切（写真5）
 □エレベーターまでの視覚障害者誘導用ブロックを設置・誘導が必要（写真6）




□岸部南4号線の歩道が狭い

【ホーム】

- ホームの階段横の通路が狭い(写真1)
- エレベーターがないので移動が大変
- ホームにいすが少ない
- ホームの中央にある鉄柱が角ばっていてぶつかる危険がある
- 白線の上に警告ブロックはあるが、歩行を保障するための誘導ブロックがない
- 接触の恐れがあるので快速を通過線にしてほしい
- ホームから線路に転落した時の安全対策が必要

【トイレ】

- 車いす用トイレがない
- トイレの入口に段差がある(写真2)
- 男子便器の前に段差がある

【階段】

- 駅構内の階段手すりの高さ設定が不適切
- 階段の踏み面が斜めになっているので足元が危ない(写真3)

【改札口】

- 幅員が狭いので、駅員に言わないと車いす利用者は通れない(写真4)

【出口】

- 岸部駅前の改札口の周辺がとても狭く感じ、ゆとりがない(写真5)
- 商品パンフレットの棚等が視覚障害者誘導ブロックの横にあるため、体に当たり危険である

【券売機】

- 券売機は車いす利用者にとって買いづらい(写真7)
- タッチパネルの券売機だけでなく、点字の券売機も増やしてほしい
- タッチパネルの券売機の場合でも、点字の券売機がどこにあるのかという音声案内がほしい
- 点字の案内があればより良いと思う

【案内】

- 駅の改札口の所に電車の状況を示す電光掲示板が必要
- 場内アナウンスについて電車の種類(通過するのか、停車するのかわかるように)を知らせてほしい
- 改札を示す音声案内がないので、探すのに苦労する

【自転車】

- リソナ銀行入口の視覚障害者誘導ブロックの上に来客者が自転車を止めている
- 駅前に放置されている自転車が非常に多いので、通行の支障になる(写真6)

<全体>

- 視覚障害者誘導ブロックが設置されていない
- 歩道に関する事項
 - ・歩道が設置されていない箇所があり危険
 - ・グレーチングの目が粗い箇所があり危険
 - ・歩道から交差点へのすりつけ部分の段差が大きい
- 交差点に関する事項
 - ・音響信号機がない

□歩道と車道の段差が大きく危険

- 自転車が軽輪をはみ出しており邪魔になる
- 信号機が必要

□歩道が設置されていない

- 路側帯を示す白線がかすれている箇所がある
- 迷惑駐輪は通行の邪魔になる(写真1)
- 商店の看板が歩道路上にあり、通行の邪魔になる

□歩道が設置されていない

- グレーチングの間に隙間があり危険(写真2)
- 橋の上で道幅員が狭くなっており危険

□歩道と車道との段差が大きく危険

- 舗装が老朽化で凸凹になっており歩きにくい
- 段差のある箇所がある

□歩道と車道との段差が大きく危険(写真3)

- 歩道が狭くなる箇所があり危険
- 歩道の縦断勾配が急な箇所があり危険
- 迷惑駐輪の車両が邪魔になる箇所があり危険

□横断歩道の中央部で舗装が劣化し穴がある箇所があり危険(写真4)

□音響信号機が必要(写真5)

□経路に接する歩行者専用道路に車止めがあるため、車いすが進入できない(写真6)

□南側の歩道の幅員が狭く危険

- 車進入用の切り込み部分の段差が危険(写真7)

□岸部市民センターの位置を示す案内標識の場所がわかりにくい

□駐車車両があり危険

- 歩道が設置されていない(写真8)

<全体>

- 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない
- 舗装が老朽化している
- 街灯が暗い
- 清蓋は設置されているが、滑りやすく危険である

スーパーができ、パチンコもできるので車と人が多くなり、事故が心配である。月に1回程度、市から店に安全対策を指導する等の対策が必要

西側に歩道がない

横断歩道がない
 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない

歩道が狭く途中で切れている
 舗装されていない部分がある (写真1)

線路に対して、道路が斜めになっているため、車いすのタイヤがはまりやすい (写真2)

横断歩道に穴がある等、舗装が老朽化している
 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない
 音響信号機が設置されていない

車や自転車が止まらないため、一旦停止線や標識が必要
 交差点の角の電柱が通行の邪魔である (写真6)

歩道が途切れているため、至急橋が必要 (写真5)

迷惑駐輪が多い (写真4)
 電柱が道路の両側にあるので、どちらか片側に集約してほしい
 幅員が狭く、歩道もないため、一方通行規制等の検討が必要

電柱が傾いている

照明の明るさなどをチェックしたいので、夜もタウンウォッチングをしたい
 至急やること、調査してやること、長期的に必ず実現することを分けて報告してほしい。

用水路に溝蓋が必要

横断勾配がきつい (車いすが流される)
 車が通ったとき、よける場所がないので、カラー舗装等により車と人が通る場所を決めてほしい (写真3)

【歩道幅】

植栽帯を歩道にして広くした方がよい所もあった

【舗装】

景観舗装が環境に良いことは理解できたが、舗装が凸凹であるため車いすに乗った時の振動が頭に響いた

【勾配】

車いす等で移動する場合には、車両乗入部や横断歩道周辺の勾配(縦断、横断)がきつい (写真1)

【視覚障害者誘導用ブロック】

横断歩道部以外では設置されていない
 工事の後、きちんと視覚障害者誘導用ブロックが復旧されていない (写真2)

【モラル・マナー】

駐車している車が歩道にはみ出ている(工場)
 ごみ、カンのポイ捨てが多い

【他道路・道路全般】

歩道に自転車と歩行者が共存することが危険であるため、歩行者と自転車の通行区分をすべき

岸部東町の道路(大光寺前の通り)は水路沿いで車も通るため危険である。溝蓋の設置は出来ないか
 大阪高槻京都線の歩道は狭く、横断勾配もきつい

【障害物】

植栽帯が所々に広くなり、歩道を狭くしているのので、幅に変化を持たせず低木だけにしようか。(真直ぐにすると30cm広がる)
 植栽の手入れが行き届かず枝が歩道にはみ出で狭くなっている
 大阪高槻京都線との交差点部の植栽帯が邪魔
 「緑のネットワーク」標識はセットバック空間にあるため通行の邪魔である
 電柱、信号の位置が悪く、通行の支障となっている箇所があった。(学校の前も)
 ベンチが歩行スペースに設置されている箇所があり危険。植栽帯の中に入れるべき (写真3)

(2) ワークショップでの意見とその考え方

基本構想に幅広い意見を反映することを目的に、意見交換やタウンウォッチングを行う岸部地区バリアフリーワークショップを3回開催しました。

その主な意見とそれに対する考え方を次ページ以降に示します。

○ワークショップでの意見とその対応

		意見	発言された場※			回答・対応策	
			①	②	③		
基本構想について 生活関連施設 現況の課題 JR 岸辺駅 個別施設	個別施設	エレベーター	・エレベーター・エスカレーターがないので不便である。	○	○	○	<p>・駅舎の整備方針につきましては、【p.II-17 5.1 (1) 駅舎 (JR岸辺駅)】に記載しています。</p> <p>・具体的な整備内容につきましては、ワークショップでのご意見をふまえ公共交通特定事業計画の中で検討を行います。</p>
			・エレベーターは大きなものを設置してほしい。			○	
		階段	・手すりの高さの設定が不適切。	○			
			・踏み面が斜めになっている箇所があり危険である。	○			
		券売機	・タッチパネル式の券売機だけでなく点字の券売機も増やしてほしい。	○			
			・点字の券売機の位置を知らせる音声案内がほしい。	○			
			・点字表示のある案内板がほしい。	○			
		改札口	・車いす用に蹴り込みのスペースがないため利用しにくい。	○			
		トイレ	・幅員が狭く駅員に言わないと車いすでは利用できない。	○			
			・出入口に段差がある。	○			
		ホーム	・車いす用トイレがない。	○			
			・男子便器の前に段差がある。	○			
	・ホームの階段横の通路が狭い。		○				
	・ホームの中央にある鉄柱が角ばっていてぶつくと怪我をする。		○				
	休憩施設	・白線上に警告ブロックはあるが、歩行を保障するための誘導ブロックがない。	○				
		・接触の恐れがあるので快速を通過線にしてほしい。	○				
		・ホームから線路に転落した時の安全対策が必要。	○				
	案内情報施設	・ホームにイスが少ない。	○				
		・岸辺駅前の改札口の周辺がとても狭く感じ、ゆとりがない。	○				
		・商品パンフレットの棚等が視覚障害者誘導用ブロックの横にあるため、体に当たり危険である。	○				
案内情報施設	・行き先案内のアナウンスがわかりにくい。	○					
	・場内アナウンスについて電車の種類 (通過するのか、停車するのかわかるように) を知らせてほしい。	○					
	・改札を示す音声案内がないので、探すのに苦労する。	○					
個別施設	・駅の改札口の所に電車の状況を示す電光掲示板が必要。	○					
	エスカレーター	エスカレーターが下りのみの運用となっているが、上りのエスカレーターも必要ではないか。			○	・ラッシュ時に下りの経路を確保するために、エスカレーターを下り専用としています。	

○ワークショップでの意見とその対応

				意見	発言された場※			回答・対応策	
					①	②	③		
基本構想について	生活関連施設	現況の課題	駅前広場	個別施設	バス停	○			<ul style="list-style-type: none"> 具体的な整備内容につきましては、ワークショップでのご意見をふまえ、道路特定事業計画の中で検討を行います。 案内設備の整備方針につきましては、【p.II-20 5.1 (3) バス・バス停 b. バス停】に記載しています。 具体的な整備内容につきましては、ワークショップでのご意見をふまえ、公共交通特定事業計画の中で検討を行います。
					バス停	○			
					バス停	○			
			歩道	○			<ul style="list-style-type: none"> 具体的な整備内容につきましては、ワークショップでのご意見をふまえ、道路特定事業計画の中で検討を行います。 		
		吹田市立岸部市民センター	個別施設	エレベーター	エレベーター	○			<ul style="list-style-type: none"> 建築物の整備方針につきましては、【p.II-27～30 5.3建築物特定事業】に記載しています。 具体的な整備内容につきましては、ワークショップでのご意見をふまえ、建築物特定事業計画の中で検討を行います。
					階段	○			
		記載内容	追加	追加	追加		○		<ul style="list-style-type: none"> 【p.I-10 1.5 (1) 生活関連施設】に示しております、生活関連施設の考え方から、ご意見を頂いた施設は該当しないため、生活関連施設への追加を行っておりません。 生活関連施設に追加を行いました。 【p.II-13 4.1生活関連施設】及び【p.II-16 Ⅱ-8岸部地区生活関連施設及び生活関連経路図(案)】 駅舎の橋上化については、平成23年春の供用開始を自指し、鉄道建設・運輸整備支援機構により橋上駅舎を整備することとなっておりますが、駅舎内のバリアフリー整備においては、事業の方向性として位置づけているものもあり、整備の方針として平成23年以降という記載になっております。
				追加	追加		○		
				追加	追加		○		
				追加	追加		○		
追加	追加				○				
追加	追加	追加	追加		○				

※発言された場) ①～③：第1回～3回の各ワークショップでの発言された意見

○ワークショップでの意見とその対応

	意見	発言された場*			回答・対応策	
		①	②	③		
基本構想について 生活関連経路 現況の課題 道路	有効幅員	・歩道がない、狭い箇所がある。	○		○	生活関連経路の整備方針につきましては、【p.Ⅱ-21～26 5.2道路特定事業】に記載しています。 具体的な整備内容につきましては、ワークショップでのご意見をふまえ、道路特定事業計画の中で検討を行います。
		・カラー舗装等により歩車の区別が必要な箇所がある。	○			
		・電柱、看板、迷惑駐輪等が歩道にあり歩きにくい。	○			
	舗装	・舗装が老朽化して凸凹している箇所がある。*	○			
		・舗装されていない箇所がある。*	○			
	勾配	・インターロッキングは車いすで通行する際、負担がかかる。	○			
		・縦断勾配、横断勾配が急な箇所がある。	○			
	車両乗り入れ部	・段差が大きい箇所がある。	○			
		・縦断勾配、横断勾配が急な箇所がある。	○			
	横断歩道等との切 り下げ部	・車道と歩道の段差が大きい。	○	○		
		・歩車道境界部の縁石が直角である。	○			
		・縦断勾配が急な箇所がある。	○			
	排水施設等	・側溝にグレーチングや溝蓋がない箇所がある。	○			
		・グレーチングの目が粗い。	○			
		・グレーチングに隙間があいている箇所がある。*	○			
	視覚障害者誘導 用ブロック	・グレーチングが滑りやすい箇所がある。	○			
		・視覚障害者誘導用ブロックがない、連続して敷設されていない箇所がある。*	○			
	横断防止柵・ 車止め等	・歩行者専用道路に車止めが設置されているため、車いす利用者は通行することができない。	○			
		・歩道の延長上に水路があり、歩行者等が転落する危険性が高い箇所がある。*	○			
		・グレーチングの間に隙間が空いている箇所がある。	○			
	障害物等	・障害物の存在がわかりにくい箇所がある。	○			
	照明施設	・歩道照明が少なく、夜間は暗い箇所がある。	○	○	○	
	案内設備	・案内標識がカーブミラーで隠れている箇所がある。	○			
・標識が通行を妨げる箇所がある。		○				
歩道上の占有物	・路上駐車、迷惑駐輪等がある。	○	○			
その他	・歩行者と自転車の通行区分が分かれていない。	○				
	・マウントアップの歩道が車道との段差が大きい箇所がある。	○				
	・セミフラット型の歩道で縁石につまずきやすく、危険な箇所がある。			○		
	・路側帯を示す白線が消えている箇所がある。	○				
	・通行量が多く危険である。	○				

※意見を頂いた後、対応できるものについては改善を行いました。

※発言された場) ①～③：第1回～3回の各ワークショップでの発言された意見

		意見	発言された場※			回答・対応策	
			①	②	③		
基本構想について	生活関連経路	現況の課題	・信号がない箇所がある。	○		<p>交通安全特定事業の整備方針につきましては、【p.Ⅱ-32 5.4交通安全特定事業】に記載しています。</p> <p>具体的な整備内容につきましては、ワークショップでのご意見をふまえ、交通安全特定事業計画の中で検討を行います。</p>	
			・音響信号機がない箇所がある。	○			
			・横断歩道が必要な箇所がある。	○			○
			・信号の位置が悪いため通行の妨げとなっている箇所がある。	○			
			・一旦停止線や標識が必要である。	○			
	生活関連経路	記載内容	・阪急正雀駅から大阪学院大学への岸部南6号線を追加してほしい。		○	<p>生活関連経路に追加を行いました。</p> <p>【p.Ⅱ-14 4.2生活関連経路、準生活関連経路】及び【p.Ⅱ-16 Ⅱ-8岸部地区生活関連施設及び生活関連経路図（案）】</p> <p>【p.Ⅰ-12 1.5(2)生活関連経路、準生活関連経路】の生活関連経路の考え方から、生活関連経路への追加を行っていませんが、地域のまちづくりの中で検討すべき課題として認識しております。</p>	
			・JR岸辺駅からフェリーチェ吹田への岸部南3号線を追加してほしい。		○		
			・JR岸辺駅から平海病院への経路（岸部中内本町線、府道大阪高槻京都線）又は（岸部中1号線、岸部中岸部南1号線、府道大阪高槻京都線）を追加してほしい。		○		
			・JR岸辺駅から青少年クリエイティブセンター等への岸部南1号線、岸部中正雀川線を追加してほしい。		○		
			・岸部中内本町線の代替案として、JR岸辺駅から大阪学院大学への岸部南1号線、岸部南南正雀1号線を追加してほしい。		○		
			・山田佐井寺岸部線を府道大阪高槻京都線まで延ばしてほしい。				○
	その他の経路	現況の課題	・地下道を追加してほしい。			○	<p>今後整備する南北自由通路を生活関連経路として指定し、この経路をバリアフリー化することにより、生活関連施設までの経路としております。</p> <p>【p.Ⅰ-12 1.5(2)生活関連経路、準生活関連経路】の生活関連経路の考え方から、生活関連経路への追加を行っていませんが、地域のまちづくりの中で検討すべき課題として認識しております。</p>
			・車いすのタイヤがはまりやすい箇所がある。	○	○		
			・遮断機が降りるのが早い箇所がある。		○		
	ソフト施策	現況の課題	・階段の手すりの高さが適切ではない。	○		<p>【p.Ⅰ-12 1.5(2)生活関連経路、準生活関連経路】の生活関連経路の考え方から、生活関連経路への追加を行っていませんが、地域のまちづくりの中で検討すべき課題として認識しております。</p>	
・視覚障害者誘導用ブロックがない。			○				
・階段が薄暗い			○				
・通勤・通学時間帯は自転車や人が多く、車も通るため危険である。					○		
ソフト施策	ソフト施策	・路上駐車、迷惑駐輪等がある。	○	○	<p>ソフト施策の考え方につきましては、【p.V-3 1.2ソフト施策】に記載しています。</p> <p>具体的な整備内容につきましては、ワークショップでのご意見をふまえ、ソフト施策の中で検討を行います。</p>		
		・スピードを出した車や自転車が多いため危険である。	○	○			
ソフト施策	ソフト施策	・ごみ、カンのポイ捨てが多い。	○				

※発言された場） ①～③：第1回～3回の各ワークショップでの発言された意見

○ワークショップでの意見とその対応

	意見	発言された場※			回答・対応策
		①	②	③	
吹田操車場跡地まちづくり事業について	・南北自由通路のエレベーターはいつ完成するのか。			○	・平成23年春に供用できるように検討を進めています。
	・南北自由通路が整備された後、地下道はどうか。			○	・南北自由通路が整備された後の地下道の取扱い（整備内容及び利用形態）等については、現在、吹田市と関係各機関で協議を行い、検討を進めているところです。
	・南北自由通路の利用について、自転車は通行できるようにするのか。			○	・南北自由通路については、「東部拠点まちづくり市民フォーラム」において検討を進めており、その中で自転車は通行させるべきではないという意見が出ており、市としましても、自転車を通行させない方向で検討を進めています。
その他	・岸部中内本町線と岸部南2号線の交差点部分に自動車用の右折用信号機がほしい。		○		・頂いたご意見につきましては、吹田警察署と協議したところ、現在の道路幅員構成では設置することができないと回答をいただいております。
	・岸部南1号線、岸部南2号線、岸部南3号線、正雀川沿いの道路は時計回りの一方通行にすることを検討してほしい。		○		・今後の参考とさせていただきます。
	・阪急正雀駅東側の道路について、一方通行の方向を逆にすることを検討してほしい。		○		
	・摂津市域のイズミヤ横の公園のトイレに鍵がかかっているため使えない。		○		
	・大阪学院大学前の信号において学校の敷地内に待避所を設置してはどうか。		○		・頂いたご意見につきましては、施設設置管理者に要望していきます。
	・駅舎について、暫定的な整備でも移動がしやすくなるのであれば、早急に実施してほしい。			○	

※発言された場） ①～③：第1回～3回の各ワークショップでの発言された意見

2.2 きたせんりちく いけん 北千里地区ワークショップでの意見

(1) タウンウォッチングでの意見

タウンウォッチングでの各班の意見まとめを下記に示します。

北千里地区 ①黄色班（駅構内、駅の西側歩道調査）

駅構内

【ホーム】

- 視覚障害者誘導用ブロックと柱の間隔が狭い
- 視覚障害者は、ホーム上で電車のドアの位置がわからないのでわかるようにしてほしい
- 時間帯によって、車両編成が違いうために転落防止の措置が必要
- 電車にスムーズに乗り降りできるように配慮してほしい（写真1）
- ホームへ上がる階段に、階段昇降機を設置してほしい

【エレベーター】

- 点字表示がなかった
- 1階～2階（駅構内）の移動は、駅員さんを呼ばないと利用できない

【境界部】

- 駅舎とディオス北千里・駅前広場をつなぐ通路の縦断勾配が急

【改札】

- 幅員の広い改札が時間帯によっては片側からしか進入できない

【券売機】

- 視覚障害者にとってはタッチパネル式の券売機は使いにくい（写真2）
- 点字の位置が低いため一部利用しづらい
- 画面の文字が小さい

【精算機】

- 設置位置が不適切
- 使い方がわかりにくい

【視覚障害者誘導用ブロック】

- 階段の踊り場に視覚障害者誘導用ブロックが設置されていないので危険
- エレベーターまでの誘導がない（写真5）

【待合室】

- ドア（68cm）の幅が狭い
- ドアを手で押えていないと閉まるので、利用が困難（写真4）

【トイレ】

【出入口】

- 出入口が狭い
- 入ってすぐに直角に曲がっているため、車いすでは利用しにくい

【車いす用トイレ】（写真3）

- 車いす用トイレが1階にしかない（駅構外にしかない）
- 利用するためには、インターホンで駅員さんを4回呼びかけなければならない
- ①1階に下りるエレベーターを使うとき
- ②車いす用トイレを開けてもらうとき
- ③トイレを使い終わったとき
- ④2階に上がるエレベーターを使うとき
- 車いす用トイレ内にトイレトペーパーがない
- トイレ前での販売もない

<全体>

- 視覚障害者誘導用ブロックの連続性がない
- 歩道の横断勾配が急
- 歩道のタイル舗装が劣化しており、段差ができている箇所がある

□信号機が設置されていない

- バス停の寄りつきが悪い
- スロープは1ヶ所しか設置されておらず、有効に利用されていない(写真1)
- 点字表示の案内板がない
- 案内板(路線図、のりば・おりば等)を見やすい位置に設置してほしい



- マウントアップ型歩道をセミフラット型歩道に改良してほしい
- 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない(写真2)



□のぼりや商品が通路に置かれているため、通行の妨げになる

<全体>

- 視覚障害者誘導用ブロックが適切に設置されていない
- 歩車境界部の段差が統一されていない
- 横断防止柵が交差点付近で適切に設置されていない
- 歩道に関する事項
 - ・側溝に蓋がなく危険・グレーチングの目が粗い・街灯が少ない・車止めが多い、舗装が劣化
- 交差点に関する事項
 - ・音響信号がない・自転車用横断線がない

- 市民ホール入口前の歩道に視覚障害者誘導用ブロックが必要である(写真1)
- 階段およびスロープに手すりがない
- 階段の段差が入る方向によって違う



□音信号が短い(写真2)



- 歩道に木があるため、横断歩道の取り付けが不適切
- 交差点に信号機がなく、少し坂になっているため渡るのが困難(写真3)



□露店が歩道上にある(写真10)



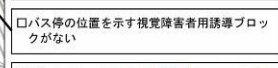
□歩車分離式信号は、視覚障害者にとって歩行者用信号に変わったことがわかりづらい(写真9)



□自転車歩行者道であるが、放置自転車が多いため幅員が狭く、自転車が通ると危険であるため放置自転車対策が必要



□視覚障害者にはICカード式の改札の位置がわからない



□バス停の位置を示す視覚障害者用誘導ブロックがない



□信号機および視覚障害者用誘導ブロックが必要(写真4)



□市民ホール入口前の歩道に視覚障害者誘導用ブロックが必要である



<全体>

- 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない区間がある
- 側溝に蓋がない区間がある
- 心のバリアフリー（自転車のマナー等）の向上が必要
- 音響信号は設置する場所にあった適切な音の大きさに設定してほしい

□設置自転車が邪魔になる

□音響信号が必要(写真1)



写真1

□逆U字型の車止めが障害になる

□勾配が急であり車いすでは無理がある

□一部段差のある箇所がある

□自転車の運転マナー(坂道でスピードが出る)に注意が必要

□視覚障害者用誘導ブロックが必要

□側溝に蓋が必要

□夜間の照明が暗い

□放置自転車が邪魔になる

□視覚障害者誘導用ブロックが横断歩道に対して真っ直ぐ設置されていないため、危険である

□音響信号が必要

□落ち葉が多く、滑りやすい箇所がある

□横断歩道の段差が危険 (写真5)



写真5

□交差点部に横断歩道が必要(写真2)

□車用のカーミラーの設置等安全性の確保が必要



写真2

□交差点部にガードレールか車止めの設置を考慮してほしい

□音響信号が必要

□車止めが歩道と同系色で判別しにくい

□連続した視覚障害者誘導用ブロックが必要

□舗装方法(インターロッキング)で車いすの通行がしんどい

□信号機が少ない

□歩道横の欄干が歩道に大きくはみ出しており危険

□歩道やバス停に視覚障害者誘導ブロックが必要

□自転車の通行マナーが問題(障害者いても自転車から降りない)

□舗装方法(インターロッキング)で車いすの通行がしんどい

□放置自転車が邪魔になる

□舗装が痛んでいる箇所がある

□階段最上段が斜めになっており危険(写真4)

□階段手すりの点字表示が片側にしかない

□点字表示が劣化している

□スロープが急で危険



写真4

□スロープ側に歩道がなく、危険(写真4)

□駐輪場からはみ出しているミニバイクが多く危険

□スロープの位置を示す案内が必要

□マンホールの段差が多い

□グレーチングが滑りやすかった

□スロープの幅が狭く、勾配も急であり危険(写真3)



写真3



(2) バリアフリーワークショップでの意見とその考え方

基本構想に幅広い意見を反映することを目的に、意見交換やタウンウォッチングを行う北千里地区バリアフリーワークショップを3回開催しました。

その主な意見とそれに対する考え方を次ページ以降に示します。

○ワークショップでの意見とその対応

		意見	発言された場※			回答・対応策				
			①	②	③					
基本構想について	生活関連施設	阪急北千里駅	個別施設	記載内容		・整備は、できるだけ前倒して行ってほしい。	○		○	・具体的な事業実施時期につきましては、事業計画の中で検討を行います。
				垂直移動	・エレベーターは時間帯によって利用することができず不便である。	○			・駅舎の整備方針につきましては、【p.Ⅲ-18~19 5.1 (1) 駅舎（阪急北千里駅）】に記載しています。	
					・1階（駅構外）から2階（駅構内）のエレベーターは駅員を呼ばないと利用できず不便である。	○				
					・ホームへ上がる階段に、階段昇降機等を設置してほしい。	○				
					・駅構外から駅へアクセスするためのエレベーターが必要である。		○			
				券売機	・エレベーターの車いす用操作盤に点字表示がない。	○			・具体的な整備内容につきましては、ワークショップでのご意見をふまえ、公共交通特定事業計画の中で検討を行います。	
					・タッチパネル式の券売機は、視覚障害者には使いにくい。	○				
					・点字の位置が低いために利用しにくい箇所が一部ある。	○				
					・画面の文字が小さく、読みにくい。	○				
				改札口	・券売機の上部を前に出す等、車いす用に蹴込みのスペースがほしい。	○			・駅舎の整備方針につきましては、【p.Ⅲ-18~19 5.1 (1) 駅舎（阪急北千里駅）】に記載しています。	
					・視覚障害者にはICカード式の改札の位置がわからない。	○				
				精算機	・幅広改札が時間帯によっては片側からしか進入できない。	○		○	・具体的な整備内容につきましては、ワークショップでのご意見をふまえ、公共交通特定事業計画の中で検討を行います。	
					・設置位置が不適切である。	○				
				トイレ	・使い方がわかりにくい。	○			・駅舎の整備方針につきましては、【p.Ⅲ-18~19 5.1 (1) 駅舎（阪急北千里駅）】に記載しています。	
					・出入口が狭い。	○				
					・車いす用トイレ内にトイレトーパーがない。トイレ前での販売もない。	○				
					・入ってすぐに直角に曲がっているため、車いすでは利用しにくい。	○				
					・車いす用トイレが1階（駅構外）にしかなく不便である。駅構内に設置してほしい。	○	○			
				ホーム	・車いす用トイレを駅構外から利用するためには、インターホンで駅員を4回呼ばなければならない。	○			・具体的な整備内容につきましては、ワークショップでのご意見をふまえ、公共交通特定事業計画の中で検討を行います。	
					・視覚障害者誘導用ブロックと柱が隣接している。	○				
					・視覚障害者には、車両の乗車口（ドアの位置）がわかりにくい。	○				
					・転落防止柵が必要である。	○	○			
				待合室	・ホームと電車の間の隙間が危険である。	○			・具体的な整備内容につきましては、ワークショップでのご意見をふまえ、公共交通特定事業計画の中で検討を行います。	
					・ドアの幅が狭い。	○				
				案内情報施設	・ドアを手で押さえていないと閉まるので利用しにくい。	○			・具体的な整備内容につきましては、ワークショップでのご意見をふまえ、公共交通特定事業計画の中で検討を行います。	
					案内音声案内	・案内音声案内では、どちらのホームが「梅田方面」か「天下茶屋方面」か、「先発」か「次発」なのかがわかりにくい。		○		
					案内設備	・階段の踊り場に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。	○			
						・エレベーターまでの視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。（平成19年11月に敷設済）	○		○	

※発言された場） ①～③：第1回～3回の各ワークショップでの発言された意見

○ワークショップでの意見とその対応

		意見	発言された場※			回答・対応策
			①	②	③	
基本構想について 生活関連施設	駅前広場 個別施設	バス停	・点字表示の案内がない。	○		・案内設備の整備方針につきましては、【p.Ⅲ-20 5.1(2)バス・バス停 b. バス停】に記載しています。 ・具体的な整備内容につきましては、ワークショップでのご意見をふまえ、公共交通特定事業計画の中で検討を行います。
			・案内板（路線図、のりば・おりば等）を見やすい位置に設置してほしい。	○		
	ディオス北千里	エレベーター	・パフォーマンスホールへ上がるエレベーターまでの通路や、エレベーター自体が狭い。	○		・建築物の整備方針につきましては、【p.Ⅲ-29～34 5.4建築物特定事業】に記載しています。 ・具体的な整備内容につきましては、ワークショップでのご意見をふまえ、建築物特定事業計画の中で検討を行います。
		階段	・階段の手すりが使いにくい。	○		
		スロープ	・駅からディオス北千里・駅前広場をつなぐ通路の縦断勾配が急な箇所がある。	○		
		案内情報施設	・視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない箇所があるため、施設の入口や郵便ポストがわかりにくい。		○	
			・北千里駅から周辺施設への案内設備が不十分である。		○	
		トイレ	・1番館に車いす用トイレを設置してほしい。	○	○	
		路面	・路面が雨の日滑りやすい。		○	
		・北千里第1駐車場出口付近に車いす用駐車ますが設置されているが、急勾配であるため、車いす利用者の車の乗り降りが困難である。		○		
	あおやまだいしきん 古江台市民ホール		・出入口部に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない箇所がある。	○	○	
			・出入口部がアクセスしにくい（手すりが無い、スロープの幅員が狭い、階段の段差が入る方向で違う等）。	○		
	せんりきたこうえん 千里北公園		・公園内に照明が少なく、暗くて歩きにくい。		○	・都市公園の整備方針につきましては、【p.Ⅲ-27～28 5.3都市公園特定事業】に記載しています。 ・具体的な整備内容につきましては、ワークショップでのご意見をふまえ、都市公園特定事業計画の中で検討を行います。
			・千里北公園を現状のまま残してほしい。		○ ○	
	記載内容	追加	・障害者支援交流センター（あいほうふ吹田）を追加してほしい。		○	・生活関連施設に追加を行いました。 【p.Ⅲ-14 4.1生活関連施設】及び【p.Ⅲ-16 Ⅲ-8北千里地区生活関連施設及び生活関連経路図（案）】 ・【p.Ⅰ-10 1.5(1)生活関連施設】に示しております生活関連施設の考え方から、ご意見を頂いた施設は該当しないため、生活関連施設への追加を行っておりません。
			・青山公園を、利用が多ければ追加してほしい。		○	
			・ケアビレッジ千里・古江谷を追加してほしい。		○	
			・ベルバージュ千里けやき通りを追加してほしい。		○	
			・サフラン（障害者福祉施設）を追加してほしい。		○	

※発言された場） ①～③：第1回～3回の各ワークショップでの発言された意見

○ワークショップでの意見とその対応

	意見	発言された場※			回答・対応策	
		①	②	③		
基本構想について 生活関連経路 現況の課題 道路	有効幅員	・歩道が狭い箇所がある。			○	<p>・道路の整備方針につきましては、【p.Ⅲ-21～26 5.2道路特定事業】に記載しています。</p> <p>・具体的な整備内容につきましては、ワークショップでのご意見をふまえ、道路特定事業計画の中で検討を行います。</p>
	舗装	・木の根等により舗装が老朽化して凸凹している箇所がある。	○		○	
		・植栽帯やマンホールとの段差が大きい箇所がある。	○			
		・インターロッキングは車いすで通行する際、負担がかかる。	○			
		・タイル舗装の劣化により、段差ができている箇所がある。	○			
	勾配	・縦断勾配、横断勾配が急な箇所がある。	○	○	○	
	横断歩道等との切下部	・段差が統一されていない。	○			
	排水施設等	・側溝にグレーチングや溝蓋がなく、老朽化している箇所がある。	○			
		・グレーチングが滑りやすい箇所がある。	○			
		・グレーチングの目が大きい。	○			
		・転落防止として歩道と側溝の境に白線を引いたり、溝蓋を設置したりしてほしい。		○		
	視覚障害者誘導用ブロック	・視覚障害者誘導用ブロックがない、連続して敷設されていない箇所がある。	○	○		
		・横断歩道に対してまっすぐに設置されていないため、危険である。	○			
	横断防止柵・車止め等	・交差点部に横断防止柵や車止めがない箇所がある。	○			
		・車止めのポールの間隔が狭く車いすでは通りにくい。	○			
		・車止めが多い箇所がある。	○			
		・車止めが白色のため、わかりにくい箇所がある。		○		
	障害物等	・バスロータリーの入口部の車止めが歩道と同系色でわかりにくい。	○			
		・青山台中学校前交差点北側の交差点の滞留部に木があり、横断歩道の取り付け位置が適切ではない箇所がある。	○			
		・北千里第一駐車場北側の歩道橋の橋脚が歩道に大きくはみ出しており危険である。	○			
	駅前広場	・バスの寄りつきが悪い箇所がある。	○			
・スロープは1箇所にしか設置されておらず、有効には利用されていない。		○				
・視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない箇所がある。		○				
・横断勾配が急な箇所がある。		○				
・タイル舗装が劣化しており、段差ができている箇所がある。		○				
・マウントアップ型をセミフラット型へ改良してほしい。		○				
・のぼりや商品が通路におかれているため、通行の妨げになる。	○					

※発言された場) ①～③：第1回～3回の各ワークショップでの発言された意見

○ワークショップでの意見とその対応

		意見	発言された場※			回答・対応策	
			①	②	③		
基本構想について	生活関連経路	道路	照明施設	○	○		
			案内設備	○			
			休憩施設		○		
			歩道上の占有物	迷惑駐輪、露店、のぼり、商品等がある。	○		
				迷惑駐輪が多く幅員が狭くなっており、自転車が通ると危険であるため、対策が必要である。	○		
		その他	駐輪場からはみ出しているミニバイクが多いため危険である。	○			
			歩道が設置されていないため、危険な箇所がある。	○			
			坂の勾配が急なため、車いすでは利用しにくい箇所がある。	○	○		
			落ち葉が多く、滑りやすい箇所がある。	○	○		
			歩行者と車両が交錯して危険である。			○	
	信号機・交差点	信号がない箇所がある。	○				
		青信号の時間が短い。	○				
		音響信号がない箇所がある。	○	○			
		横断歩道が必要な箇所がある。	○	○			
		視覚障害者にとって歩車分離式信号は、信号が変わったことがわかりにくい。	○				
		歩車分離式信号を増やしてほしい。			○		
		自転車横断帯が設置されていない。	○				
		音響信号は設置する場所にあった適切な音に設定してほしい。	○				
		交差点が少し坂になっているため、渡るのが困難な箇所がある。	○				
	追加	カーブミラーの設置等による安全性の確保が必要な箇所がある。	○				
千里金蘭大学までの青山藤白古江線、藤白台3号線を追加してほしい。			○				
障害者支援交流センター（あいほうぶ吹田）までの府道箕面摂津線を追加してほしい。			○				
記載内容	大阪大学までの千里北公園古江線、千里北公園、府道山田上小野原線を追加してほしい。		○				

※発言された場) ①～③：第1回～3回の各ワークショップでの発言された意見

ワークショップでの意見とその対応

		意見	発言された場※			回答・対応策	
			①	②	③		
基本構想について	生活関連経路 記載内容	追加	・千里金蘭大学までの青山藤白古江線を通ると、距離が長く勾配が急であるため、千里北公園古江線から藤白台幼稚園の東側を左折する経路の追加を検討してほしい。		○	・【p.I-12 1.5(2)生活関連経路、準生活関連経路】の生活関連経路の考え方から、生活関連経路への追加を行っておりませんが、地域のまちづくりの中で検討すべき課題として認識しております。	
		追加	・阪急北千里駅から金蘭大学までの経路について、実際に多くの人々が利用している経路に変更してほしい。		○		
		追加	・藤白古江専用1号線（藤白橋：駅東側の歩道橋）の追加を検討してほしい。		○		
		追加	・大阪YWCA シャロン千里までの経路として、千里北公園古江線の追加を検討してほしい。		○		
		追加	・サフラン（障害者福祉施設）までの青山古江線の追加を検討してほしい。		○		・青山台市民ホールまでの経路として、選定しています。
	その他の経路 現況の課題	立体横断施設 (藤白橋)	・階段の最上段が斜めになっており、危険である。	○			・ご意見のあった箇所は、生活関連経路への追加を行わなかったため、基本構想での検討は行いませんが、地域のまちづくりの中で検討すべき課題として認識しております。
			・スロープの幅が狭く、勾配が急な箇所がある。	○	○		
			・階段部の手すりの点字表示が片側にしかない。	○			
			・手すりの点字表示が劣化している。	○			
	藤白古江線	・下り坂と階段が連続しているため、車いす利用者は危険である。（端にあるスロープを階段中央部へ設置する等を検討してほしい。）			○		
		・上山田地区から藤白台小学校への経路（藤白古江線）は、歩道が老朽化しているため通行しにくい。			○		
	ソフト施策 現況の課題	歩道上の占有物	・迷惑駐輪、露店、のぼり、商品等がある。	○			・ソフト施策の考え方につきましては、【p.V-3 1.2ソフト施策】に記載しています。
			・迷惑駐輪が多く幅員が狭くなっており、自転車が通ると危険であるため、対策が必要である。	○			
			・駐輪場からはみ出しているミニバイクが多いため危険である。	○			
		マナー	・自転車を運転する際のマナーが悪い。	○			
・自転車の交通違反が黙認されているので、警察に一層の告知徹底をしてほしい。					○		
その他	・紅葉の時期に路上駐車が増える。		○				
その他	その他	・藤白台4号線を自転車の放置禁止区域に指定してほしい。		○		・頂いたご意見につきましては、道路管理者および施設管理者と協議してまいります。	
		・ディオス北千里の飲食店において身体障害者補助犬が断られた事例がある。啓発をしてほしい。			○		
		・公園住宅の建替等、将来的なまちづくりの展開を考慮してほしい。		○			
		・北千里地区は坂道が多く、どう克服するかが課題である。		○			
その他	その他	・駅から離れた住宅地の高齢化への対応が重要である。		○		・今後の参考とさせていただきます。	
		・施設の設計の際には当事者の意見を聞く場を設けてほしい。			○		
		・施設から離れた住宅地の高齢化への対応が重要である。		○			

※発言された場） ①～③：第1回～3回の各ワークショップでの発言された意見

2.3 万博公園周辺地区タウンウォッチングでの意見

(1) タウンウォッチングでの意見

タウンウォッチングでの各班の意見まとめを下記に示します。

万博公園周辺地区 ①黄色班（駅・道路の調査）

周辺道路

<全体>
■視覚障害者誘導用ブロックの連続性が無い

- 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない箇所がある
- 道路に陥没がある箇所があり危険
- 迷惑駐輪が大量にあり危険(写真1)
- 排水溝のコンクリート枠の突出(20mm以上)があり改善が必要
- 横断歩道周辺に陥没している部分がある。
- 車止め型ポストが固く、視覚障害者がぶつかると危ない(写真2)
- 歩行者専用道路や歩道が設置されているため駅から学校及びホテルへの動線が良い





歩道脇の溝に落ちる可能性があり危険。

中央口

万博記念公園駅

区間2

区間1

万博記念館

生活誕生館DILIPA

ホテル阪急エクスパーク

区間4

主要地方道茨木摂津線

区間3

千里万博公園

大新築家数院

イベント広場

中央駐車場

エクスパーク

主要地方道茨木摂津線

主要地方道茨木摂津線

- 駅舎へ向かうスロープの手すりがわからない
- 手すりに点字、スロープに視覚障害者誘導用ブロックがない
- 視覚障害者誘導用ブロックが連続していない
- 視覚障害者はスロープの入口付近の車止めや看板に衝突する危険性があり、楯や目隠しの対策が必要(写真5)
- スロープは距離が長く車いすでは上れない
- 案内がもう少し大きい字で書いてある方がわかりやすい
- スロープの手すりが途切れている。(途中は電灯柱になっている)
- 視覚障害者誘導用ブロックのまわりが、インターロッキングでこぼこであり、視覚障害者誘導用ブロックと区別が付きにくい(写真6)
- 駅舎南西の横断の雨樋がむきだし
- 階段が少なく、スロープが設置されている




- 歩道が植木の根により盛り上がり、段になっている箇所がある(写真3)
- 道路と歩道の境の手すりが途中でなくなっていて危険
- ホテルの駐車場入口部分に、なにも印がなく危険
- 視覚障害者誘導用ブロックが交差点の北側にあるが、南側がない
- ガードレールの基礎ブロックがむき出しになって傾いている部分があり、ぶつかると危険
- 交差点部、車両乗入れ部で横断勾配が急な箇所がある(写真4)




- 視覚障害者誘導用ブロックがないため、歩行が困難(写真7)
- 舗装がインターロッキングのため、でこぼこで気分が悪くなる
- グレーチングの周囲が段差になっている箇所がありつまづき
- 車止めが設置されており、車の進入を防ぐことができている
- 歩道が比較的広く、歩きやすい
- 見通し、見晴らしが良い
- 景観が周囲の樹木にマッチしている



<全体>

- 視覚障害者の中で点字が読める人は少ないので、音声案内が一番よい
- 規定外の視覚障害者誘導用ブロックは好ましくない
- 改札内の視覚障害者誘導用ブロックがわかりやすい

【トイレ】

- 点字案内板、音声案内のボタンの設置がある、どこにあるかわからない(写真1)
- トイレの中に視覚障害者誘導用ブロックが必要
- 男子トイレ・女子トイレの区別がわかりにくい
- 多目的トイレの扉が、勝手に閉まり不便
- 多目的トイレの扉の位置が使いにくい、バックで切り返して操作する必要がある
- 多目的トイレの中のベットがしまわれていないと入ることができない
- トイレが広かった

【エレベーター】

- 視覚障害者にはアナウンスが「上へ」「下へ」しかなく、ホーム番号やホーム行き先がわからない(写真2)
- 「閉」のボタンが欲しい
- カゴの中、前面の操作ボタンの位置は真ん中の方が押しやすい
- 点字案内の設置位置が不適切

【改札】

- 改札は問題なく使用できる

【ホーム】

- ホームから転落した際に検知マットがなく、警報が鳴らない
- ホーム上の手すりの非常用押しボタンのボックスが突出している
- ホームゲートが必要
- 車両乗車位置にスロープがあるのはよい
- 車両乗車位置にスロープが設置してあるのは喜ばれないとわからない、初めてだと戸惑う
- 車両乗車位置のスロープの設置があっても、車両に段差があるので、自力では乗ることができない(写真3)
- 車両乗車位置のスロープの設置後、駅員がいてくれないので、不安がある
- 視覚障害者誘導用ブロックのみだとベンチにたどりつけない
- 転落防止柵が設置されている

【エスカレーター・階段】

- 視覚障害者には階段、エスカレーターの入口でホーム番号やホーム行き先がわからない

【駅構外のエレベーター】

- エレベーターはボタンの位置及び案内等がわかりやすい

【券売機】

- 券売機横の運賃の点字案内板の横書きが悪く、読みにくい、もっと前に出せばよい
- 券売機のタッチパネル部分が車いすでは、下から見るため見えにくい(写真4)
- 視覚障害者はタッチパネルを利用できない

<全体>

- 視覚障害者誘導用ブロックの連続性がない
- 横断勾配が急な箇所がある
- 舗装が劣化しており、段差及び亀裂が生じている箇所がある
- マンホールや雨水井の周辺に段差がある箇所がある
- グレーチングの目が粗い箇所がある
- グレーチングが多いため雨の日に滑りやすい
- 視覚障害者用のサイン及び車いす用通路を示すサインの充実が必要

【ゲート】

- ゲートが設置されている箇所があり、車いすでは通行しにくい

【トイレ】

- トイレの音声装置が故障している(写真5)
- トイレへの段差がないため、入りやすい
- 多目的トイレであるのが良い

【溝蓋】

- 溝蓋が設置されていない箇所がある

【商店内及び入口に視覚障害者誘導用ブロックが設置されているが、椅子が置かれている】

- 多目的トイレの入口がわかりにくい(写真4)
- 出口専用ゲートに車いす及びベビーカー用のインターホンが設置されている

【段差があるため池の前までいけない】

【その他】

- 公園東口ホームの乗り口に段差をなくす工夫があった

【スロープを改善もしくは、段差をなくしてフラットにした方がよい】

- 博物館の敷地の入口から建物までに視覚障害者誘導用ブロックが必要な箇所がある
- 駐車場付近に多目的トイレが設置されていない

【道路の中央に看板が設置されている】

- 段差を乗り越えるスロープが急で使いにくい
- インターロッキングの段差がないため、スムーズで歩きやすい

【駅付近の放置自転車が多い、視覚障害者誘導用ブロックの上止めている自転車もあり危険】

- 横断勾配が急な箇所がある(写真1)
- 柵の細目に段差がある

【スロープが長く、幅が狭い(写真2)】

- 文学館方面から来ると(東口方面への)スロープが見えにくい
- 柵木が園路にはみ出しており、危険
- 街灯の一部が錆付いており、転倒しないよう注意が必要
- 整備されているため、歩きやすい

【視覚障害者誘導用ブロックが設置されているが、場所がわかりにくい(写真3)】

<全体>
 ■視覚障害者誘導用ブロックの連続性が
 ない
 ■舗装が劣化しており、段差ができて
 いる箇所がある

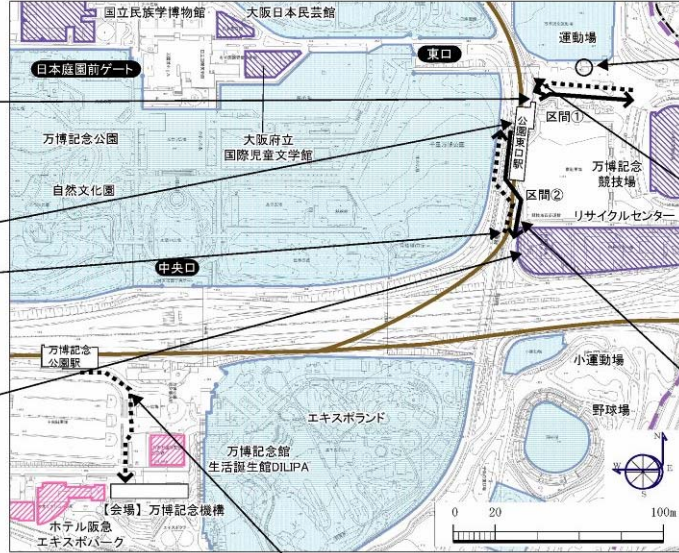
□スロープの勾配が急である
 □道路とスロープとの段差が大きい（写真1）
 □視覚障害者誘導用ブロックが端によりすぎて
 いる



□音響信号機が設置されていない

□横断歩道橋下の視覚障害者誘導用ブロック
 の設置が不適切である

□スロープの視覚障害者誘導用ブロックが小
 さい（写真5）
 □スロープの勾配が急である
 □リサイクルセンター入口部分に段差がある
 □リサイクルセンターの車いす利用者が利用
 できる入口を示す案内が設置されていない



□バス停の案内表示がない
 □マンホール周辺に段差がある

□トイレが設置されている
 □トイレのドアに和式・洋式の点字
 表示が必要
 □トイレが狭い
 □簡易ベット、エアタオル、手すりの
 使い勝手が悪い
 □男子と女子の区別がつきにくい



□視覚障害者誘導用ブロックの側に
 自転車が止まっている（写真2）

□柵が設置されていない（写真3）
 □歩道の幅員が狭い
 □縁石がなみ出しており危険
 （写真4）
 □横断勾配の急な箇所がある



<全体>
 ■視覚障害者誘導用ブロックが設置されている

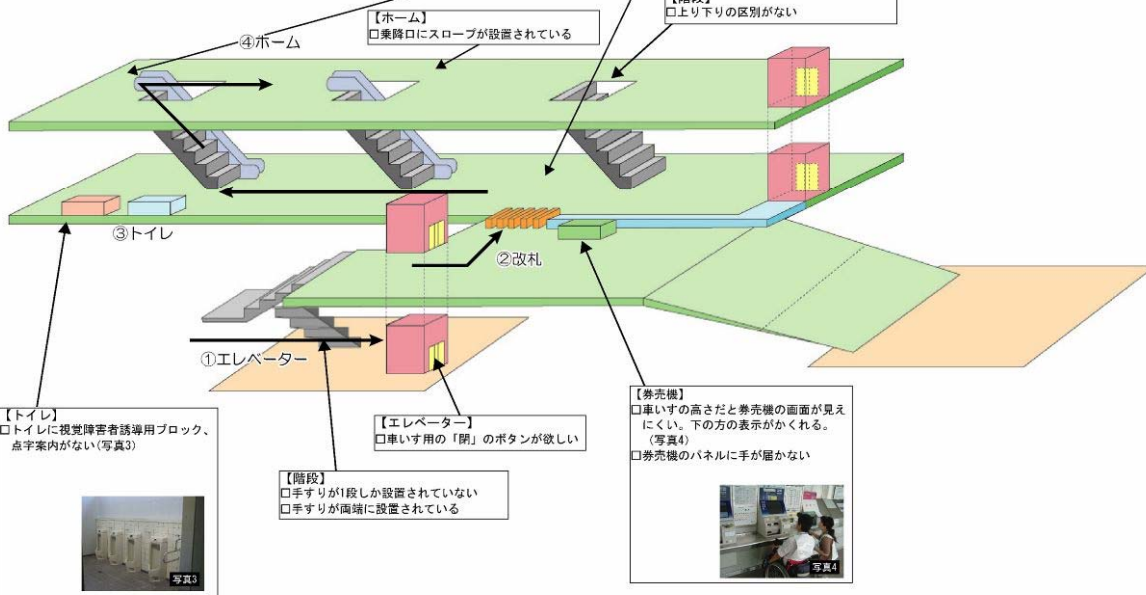
【待合室】
 □待合室のドアが重い、イスのスペース、
 ドア開口部の幅が狭い（写真1）



□改札前のいすの設置間隔が狭い（写真2）



公園東口駅



【トイレ】
 □トイレに視覚障害者誘導用ブロック、
 点字案内がない（写真3）



【エレベーター】
 □車いす用の「閉」のボタンが欲しい

【階段】
 □手すりが1段しか設置されていない
 □手すりが両端に設置されている

【券売機】
 □誰いすの高さだと券売機の画面が見え
 にくい。下の方の表示がみられる。
 （写真4）
 □券売機のパネルに手が届かない



(2) タウンウォッチングでの意見とその考え方

基本構想に幅広い意見を反映することを目的に、タウンウォッチングを行いました。
その主な意見とそれに対する考え方を次ページ以降に示します。

○タウンウォッチングでの意見とその対応

				意見	回答・対応策	
基本構想について	生活関連施設	現況の課題	大阪モノレール万博記念公園駅	エレベーター	・視覚障害者には音声のアナウンスが「上へ」「下へ」しかなく、ホーム番号や行き先がわからない。	<ul style="list-style-type: none"> 駅舎の整備方針につきましては、【p.IV-18 5.1 (1) 駅舎（大阪モノレール万博記念公園駅、公園東口駅）】に記載しています。 具体的な整備内容につきましては、タウンウォッチングでのご意見をふまえ、公共交通特定事業計画の中で検討を行います。
					・「閉」のボタンが設置されていない。	
					・かごの中、側面の操作ボタンが壁の端にあるため利用しにくい。	
					・点字案内の設置位置が不適切である。	
				階段 エスカレーター	・視覚障害者は階段、エスカレーターの入口でホーム番号や行き先がわからない。	
					券売機	
				・タッチパネル式の券売機は、画面が斜めになっているため、車いすでは使いにくい。		
				・タッチパネル式の券売機は、点字がつけられないので視覚障害者は使用できない。		
				トイレ	・視覚障害者には点字案内や、音声案内のボタンの位置がわかりにくい。	
					・視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。	
			・視覚障害者には男女の区別がわかりにくい。			
			・多目的トイレの扉は開いたままにしておくため不便である。			
			・車いす利用者には多目的トイレの鍵の位置が適切でないため、使いづらい。			
			ホーム	・多目的トイレに設置されているベットが格納されていなければ、入りにくい。		
				・ホームから転落した時、検知マットがないため警報が鳴らない。		
				・転落防止柵の前に列車非常停止ボタンの箱が設置してあり、突出している。		
				・可動式ホーム柵が必要である。		
				・乗降位置にスロープを設置しているが、視覚障害者は初めてだと設置してあることがわからない。		
				・乗降位置にスロープを設置しているが、車両と段差があるため、車いすでは自力で乗ることが困難である。駅員がつかってくれないと不安である。		
				・視覚障害者へのベンチへの誘導がない。		
通路	・改札前の舗装面が化粧ブロックのため、視覚障害者誘導用ブロックがわかりづらい。					
大阪モノレール公園東口駅	エレベーター	・「閉」のボタンが設置されていない。				
		階段	・手すりか1段しか設置されていない。			
	・上りと下りの動線が区別されていない。					
	券売機	・タッチパネル式の券売機は、車いすからの目線では画面が見にくく、手が届かない。				
	待合室	・ドアが重いので使いにくい。				
		・いすのスペース及びドア開口部の幅が狭い。				
	トイレ	・視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。				
・点字案内板が設置されていない。（平成19年9月に設置済）						
その他	・改札前のいすの設置間隔が狭い。（設置間隔を150cmに変更済）					

○タウンウォッチングでの意見とその対応

				意見	回答・対応策		
基本構想について	生活関連施設	現況の課題	資源リサイクルセンター	個別施設	スロープ	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープの視覚障害者誘導用ブロックが小さい。 ・スロープの勾配が急な箇所がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源リサイクルセンターの整備方針につきましては、【p.IV-27 5.4建築物特定事業】に記載しています。 ・具体的な整備内容につきましては、タウンウォッチングでのご意見をふまえ、建築物特定事業計画の中で検討を行います。
			出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の入口部分に段差がある。 ・施設の入口を示す案内が設置されていない。 			
					通路及び広場	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口にゲートがあるため車いすでは、通行しにくい箇所がある。 ・出入口の車いす用のインターホンが使いにくい場所に設置されている箇所がある。 ・舗装が劣化しており、段差及び亀裂が生じている箇所がある。 ・マンホールや雨水枡の周辺に段差がある箇所がある。 ・縦断勾配、横断勾配が急な箇所がある。 ・橋の継目に段差がある。 ・グレーチングの目が粗い箇所がある。 ・グレーチングが多いため雨の日に滑りやすい。 ・側溝に溝蓋がない箇所がある。 ・段差があるため池の近くまでいけない。 ・植木が通路にはみ出しており危険な箇所がある。 ・街灯が錆びている箇所がある。 ・スロープの縦断勾配が急な箇所がある。 ・スロープの幅が狭く、長い箇所がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・万博記念公園の整備方針につきましては、【p.IV-25 5.3都市公園特定事業】に記載しています。 ・具体的な整備内容につきましては、タウンウォッチングでのご意見をふまえ、独立行政法人日本万国博覧会記念機構が検討を行います。
				トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・音声装置が故障している箇所がある。 ・入口がわかりにくい箇所がある。 ・駐車場付近に多目的トイレが設置されていない。 		
				中央イベント広場	通路及び広場	<ul style="list-style-type: none"> ・マンホール周辺に段差がある。 ・橋脚の雨どいがむきだしの箇所がある。 	
			視覚障害者誘導用ブロック		<ul style="list-style-type: none"> ・インターロックに凹凸があるため、視覚障害者誘導用ブロックとの区別がつきにくい。 		
				案内設備	案内設備	<ul style="list-style-type: none"> ・案内標識の字が小さいためわかりにくい箇所がある。 ・バス停の案内表示がない。 	
					トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・ドアに和式、洋式の点字表示がない箇所がある。 ・狭い箇所がある。 ・簡易ベット、エアタオル、手すりが使いにくい。 ・視覚障害者には男女の区別がわかりにくい。 	

			意見	回答・対応策	
基本構想について	生活関連施設	現況の課題 万博記念公園	誘導情報案内施設	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックがない、連続して敷設されていない箇所がある。 視覚障害者誘導用ブロックの上に物が置かれている箇所がある。 視覚障害者誘導用ブロックの場所がわかりにくい箇所がある。 視覚障害者用の案内標識及び車いす用通路を示す案内標識の充実が必要である。 通路の中央に着板が設置されている箇所がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 万博記念公園の整備方針につきましては、【p.IV-25 5.3都市公園特定事業】に記載しています。 具体的な整備内容につきましては、タウンウォッチングでのご意見をふまえ、独立行政法人日本万国博覧会記念機構が検討を行います。
			有効幅員	<ul style="list-style-type: none"> 狭い箇所がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連経路の整備方針につきましては、【p.IV-20～24 5.2道路特定事業(1)生活関連経路】に記載しています。 具体的な整備内容につきましては、タウンウォッチングでのご意見をふまえ、道路特定事業計画の中で検討を行います。
			舗装	<ul style="list-style-type: none"> 木の根、陥没等により舗装が老朽化して凸凹している箇所がある。 インターロッキングは車いすで通行する際、負担がかかる。 タイル舗装の劣化により、段差ができている箇所がある。 	
			勾配	<ul style="list-style-type: none"> 横断勾配が急な箇所がある。 	
			排水施設等	<ul style="list-style-type: none"> 排水枘、ガードレールの基礎が突出している箇所がある。 	
	視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックがない、連続して敷設されていない箇所がある。 横断歩道橋下に視覚障害者誘導用ブロックの設置が不適切な箇所がある。 			
	横断防止柵・車止め等	<ul style="list-style-type: none"> 横断防止柵が設置されていない箇所や、途切れている箇所がある。 車止めや着板が設置されているため、衝突する可能性のある箇所がある。 			
	公園東口駅 連絡スロープ	<ul style="list-style-type: none"> 勾配が急な箇所がある。 通路とスロープとの段差が大きい箇所がある。 視覚障害者誘導用ブロックの側に自転車が止まっている箇所がある。 視覚障害者誘導用ブロックが端によりすぎている箇所がある。 			
	歩道上の占有物	<ul style="list-style-type: none"> 迷惑駐輪が多く幅員が狭くなっている箇所がある。 			
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 植栽がはみ出しており危険な箇所がある。 			
		信号機・交差点	<ul style="list-style-type: none"> 音響信号がない箇所がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全特定事業の整備方針につきましては、【p.IV-30 5.5交通安全特定事業】に記載しています。 具体的な整備内容につきましては、タウンウォッチングでのご意見をふまえ、交通安全特定事業計画の中で検討を行います。 	
その他の経路	現況の課題 道路	万博記念公園 連絡スロープ	<ul style="list-style-type: none"> 手すりの位置がわかりにくい箇所がある。 手すりに点字表示がない箇所がある。 手すりが途切れている箇所がある。 車いすでは勾配が急なので、距離が長いと上れない。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見のあった箇所は、別の経路が確保されているため生活関連経路に指定しておりませんが、タウンウォッチングでのご意見をふまえ、道路特定事業計画の中で検討を行います。 	
			マナー	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックの上に物が置かれている箇所がある。 視覚障害者誘導用ブロックの側に自転車が止まっている箇所がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ソフト施策の考え方につきましては、【p.V-3 1.2ソフト施策】に記載しています。
			歩道上の占有物	<ul style="list-style-type: none"> 迷惑駐輪が多く幅員が狭くなっている箇所がある。 	

2.4 パブリックコメント※2での意見

基本構想に幅広い意見を反映することを目的に、パブリックコメントを実施しました。
その主な意見とそれに対する考え方を次ページ以降に示します。

パブリックコメントの概要

- (1) 募集期間：平成20年（2008年）1月10日（木）～1月24日（木）
- (2) 募集方法：吹田市のホームページや市報への掲載及び市役所の窓口
等で基本構想（素案）を配付し、意見を募集
- (3) 受付方法：郵便、FAX、電子メールまたは持参
- (4) 応募結果：7通

※2) パブリックコメント：P.参-2参照

○パブリックコメントでの意見とその対応

編	章	項目	頁	ご意見(要旨)	基本構想における取り扱い	
		全体		<ul style="list-style-type: none"> 全地域に関わることだが、基本構想の生活関連経路などを決める策定委員が、どの地域も同じというのは問題があると思う。確かに市民の意見を聞きながら進めて頂いているのですが、基本構想を作成する策定委員はその土地に詳しい人、またはそこを常に利用する人にするべきである。せっかく市民の意見を聞いていても、反映される部分とそうでない部分ができちゃってほしいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想の策定にあたっては、各地区で地域住民の皆さまのご意見を反映できるように、各地区でバリアフリーワークショップを開催し、この場でいただいたご意見等について、吹田市バリアフリー策定委員会で検討し、基本構想を策定しております。 今後も、バリアフリー化の推進にあたっては、市民の皆さまのご意見を広くお聞きしながら進めてまいります。 	
	全体	歩道		<ul style="list-style-type: none"> 歩道のインターロッキング舗装をアスファルト舗装に変更してほしい。インターロッキング舗装は振動が大きく、つまずきやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連経路の整備方針につきましては、各地区の【5.2道路特定事業】に「バリアフリー化に配慮した路面舗装」と記載しています。 具体的な整備内容につきましては、頂いたご意見をふまえ、道路特定事業計画の中で検討を行います。 	
II	第1章 岸部地区	1.2 重点整備地区の位置及び区域	(2)重点整備地区の区域	p.Ⅱ-3	<ul style="list-style-type: none"> 岸部地区のバリアフリーはJR岸辺駅を中心に考えられているが、駅から遠い岸部南1丁目重点整備地区に選定されているのに対し、最短の岸部南3丁目を選定されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー新法では、重点整備地区を「生活関連施設(高齢者、障害者等がよく利用する施設)を含み、生活関連施設間の移動が通常徒歩で行なわれる地区」と定義されています。 岸部南3丁目は、生活関連施設が含まれていないため、重点整備地区に選定しておりませんが、今後、地域のまちづくりの中で、バリアフリー化を図るなど、検討すべき課題として認識しております。
		5.1 公共交通特定事業	(1)駅舎(JR岸辺駅)	p.Ⅱ-17	<ul style="list-style-type: none"> 階段の手すりの高さについて、「階段の上端と下端の手すりの高さの適正化」を特記してほしい。素案の記述では弱者の思いが、行政者や設計者に伝わらない。 	<ul style="list-style-type: none"> 手すりにつきましては、ガイドライン等策定時に国土交通省がパブリックコメント等を実施しており、高齢者や障害者の方等のご意見を取り入れる形で、基準を決定しております。吹田市としましては、基準を満たすよう整備を進めていくとともに、各事業者にも基準を満たすよう整備して頂きたいと考えております。
	5.3 建築物特定事業	-	p.Ⅱ-27			
	第5章 バリアフリー化事業の内容とスケジュール	5.1 公共交通特定事業	(1)駅舎(JR岸辺駅)	p.Ⅱ-17	<ul style="list-style-type: none"> JR岸辺駅ではエレベーターが設置されておらず、駅員による対応(車いすを駅員が抱えて階段を上り下りするなど)では不安があるので、早急にエレベーターを設置してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターの整備につきましては、【p.Ⅱ-17 (1) 駅舎(JR岸辺駅)】に、「垂直移動設備としてエレベーターを最優先に設置するよう努めます。」と記載しているように、整備に努めていきます。また、職員の対応につきましては「高齢者、障害者等に対して適切な対応ができるよう研修等の教育訓練を引き続き実施します。」と記載しているように、今後も教育訓練に取り組んでいきます。 具体的な整備内容につきましては、頂いたご意見をふまえ公共交通特定事業計画に反映を行います。

編	章	項目	頁	ご意見(要旨)	基本構想における取り扱い	
Ⅱ 岸部地区	第5章 バリアフリー化 事業の内容とス ケジュール	5.2 道路特定 事業	-	p.Ⅱ-21	<ul style="list-style-type: none"> 学生の通学路でもある駅から岸部南2丁目や3丁目にかけての道路が汚い。また段差が多い道路でもあり、高齢者にとって危険度が高い箇所が何箇所もある。また特別危険度が高いガードにも対応が必要である。それらに対する考え方を聞かせてほしい。 岸部地区は街灯が暗く、少ないので、女性には危ない。 JR岸部駅と岸部中、岸部北との間のアクセスは車いすの人にとっては不便である。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連経路に選定している道路につきましては、基本構想に基づきバリアフリー化を図ってまいります。 生活関連経路の整備方針につきましては、【p.Ⅱ-21～26 5.2道路特定事業】に記載しています。 具体的な整備内容につきましては、頂いたご意見をふまえ、道路特定事業計画の中で検討を行います。 また生活関連経路に選定していない道路につきましては、本基本構想において検討は行いませんが、今後の地域のまちづくりの中で、道路整備を行なう際にバリアフリー化を図るなど、検討すべき課題として認識しております。
				p.Ⅲ-9	<ul style="list-style-type: none"> 青山台4丁目の生活道路には西側外周道路しか歩道がなく、その歩道へ上がるための切り下げがないため、車いすですで外出するには切り下げのある箇所まで大回りするか車道を通るしかない。生活道路の切り下げ希望箇所を申請する機会を作ってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活道路の整備に関するご相談は、道路整備課で受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。 <p>○吹田市建設緑化部道路安全室道路整備課 〒565-0855 大阪府吹田市佐竹台1-6-1 南千里庁舎3階 電話 (06) 6831-9697 FAX (06) 6831-9674 E-mail doroken@city.suita.osaka.jp</p>
				p.Ⅲ-12	<ul style="list-style-type: none"> 第2章Ⅲ-12ページ、Ⅲ-7、北千里地区内施設配置図(案)で「ドナルド・マクドナルド・ハウス おおさか・すいた」の位置が北に寄りすぎている。また、北千里高等学校が図示されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> Ⅲ-7北千里地区内施設配置図を修正しました。
Ⅲ 北千里地区	第2章 策定の背景と 位置づけ	2.4 地区内の 課題	-	p.Ⅲ-9	<ul style="list-style-type: none"> 生活道路の整備に関するご相談は、道路整備課で受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。 <p>○吹田市建設緑化部道路安全室道路整備課 〒565-0855 大阪府吹田市佐竹台1-6-1 南千里庁舎3階 電話 (06) 6831-9697 FAX (06) 6831-9674 E-mail doroken@city.suita.osaka.jp</p>	
		2.5 施設配置 状況	Ⅲ-7 北千里 地区内施設 配置図(案)	p.Ⅲ-12	<ul style="list-style-type: none"> 第2章Ⅲ-12ページ、Ⅲ-7、北千里地区内施設配置図(案)で「ドナルド・マクドナルド・ハウス おおさか・すいた」の位置が北に寄りすぎている。また、北千里高等学校が図示されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> Ⅲ-7北千里地区内施設配置図を修正しました。
	第4章 生活関連施設、 生活関連経路	4.2 生活関連 経路・準 生活関連 経路	-	p.Ⅲ-15	<ul style="list-style-type: none"> 北千里駅から山田に向かう生活関連経路について、経路の選定はどのように決めているのか。 生活関連経路には府道箕面摂津線が選定されているが、実際に使用されている道路は団地側の幅のせまい道路(藤白台21号線)である。その道路は自転車・車・人と、まえと後ろからきて非常に危険であり、昨年人も自転車とぶつかる事故があったので、こちらを生活関連経路にした方がいいと思う。そのときには道幅を広げたり、自転車道を別につくったりするなどしないと大事故に繋がると思う。生活関連経路を考えるとときに生活に即したものにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー新法では、生活関連経路を「生活関連施設相互間の経路」と定めており、吹田市においては、生活関連経路の定義を「主に特定旅客施設と生活関連施設を結ぶ経路の内、移動等円滑化のための事業実施の必要性が高く、可能性がある経路または既に移動等円滑化されている経路とします。」と定めています。 阪急北千里駅から山田地区の障害者支援交流センター(あいほうぶ吹田)までの経路としては、高齢者、障害者等の安全・安心な移動が確保できるよう検討を行ない、既に歩道が設置されている府道箕面摂津線を選定しています。 また、ご指摘のあった藤白台21号線は、道路用地幅が狭く、歩道の設置には用地買収が必要等整備に時間を要するため、生活関連経路として選定は行いませんが、地域のまちづくりの中で検討すべき課題として認識しております。

○パブリックコメントでの意見とその対応

編	章	項目	頁	ご意見(要旨)	基本構想における取り扱い
Ⅲ 北千里地区	第5章 バリアフリー化 事業の内容とス ケジュール	5. 1 公共交通 特定事業	(1) 駅舎 (阪急北千里 駅)	<p>北千里駅のエレベーターは阪急電鉄のエレベーターであるため、1階から乗ると直接駅構内に入ってしまう、切符を貰うには一回改札を出る必要があり、利用するたびに駅員さんに言わないと乗れないのは不便である。</p>	<p>エレベーターの整備方針につきましては、【p.Ⅲ-18～19 (1) 駅舎(阪急北千里駅)】に、「エレベーターの設置位置は、主線からの迂回を極力少なくし、わかりやすい位置に設置するよう努めます。」と記載しています。</p>
		<p>北千里駅の車いすトイレは1階にあり、いつもカギがかかっているなど不便である。使う人のことを考えて作ってほしい。</p>	<p>トイレの整備方針につきましては、【p.Ⅲ-18～19 (1) 駅舎(阪急北千里駅)】に、「トイレは、オストメイト仕様トイレ、乳幼児連れのの方のためのおむつ替えシート等、多様な利用を見込んだきめ細やかな取組みを進めるように努めます。」と記載しています。</p> <p>具体的な整備内容につきましては、頂いたご意見をふまえ、公共交通特定事業計画の中で検討を行います。</p>		
		<p>駅周辺の案内について、北千里改札を出た辺りに点字と墨字で大きく表示し、できれば音声案内もつけてほしい。それとその案内板の位置のわかりやすい表示をしてほしい。</p>	<p>周辺の案内表示については、ご指摘のあった箇所が民間事業者の所有する施設内であり、設置管理者に関する協議に十分な時間が必要なため、本基本構想での検討は行いませんが、頂いたご意見をふまえ、施設設置管理者と協議を進めながら、検討を行います。</p>		
		(2) バス・ バス停	<p>バス路線について、北千里駅から阪大病院行きを新設してほしい。</p>	<p>バスの路線については、本基本構想で検討を行いませんが、頂いたご意見をふまえ、阪急バスに要望していきます。</p>	
		5. 2 道路特定 事業	-	<p>北千里駅から藤白台方面への歩道橋(藤白橋)をバリアフリー化してほしい。</p>	<p>ご意見のあった箇所は、生活関連経路への追加を行わなかったため、本基本構想での検討は行いませんが、今後の地域のまちづくりの中で道路整備を行なう際にバリアフリー化を図るなど、検討すべき課題として認識しております。</p>
<p>藤白台に行く道路は急なので、車いすでの行き来は大変です。1ルートでいいので何とかならないか、エレベーターの設置ではなく、竹見台の歩道橋のようなものでもOKかと思えます。</p>					

■吹田市交通バリアフリー基本構想 重点整備地区及び、特定経路・準特定経路
 吹田市バリアフリー基本構想 重点整備地区及び、生活関連経路・準生活関連経路 路線図 (平成20年(2008年)3月現在)

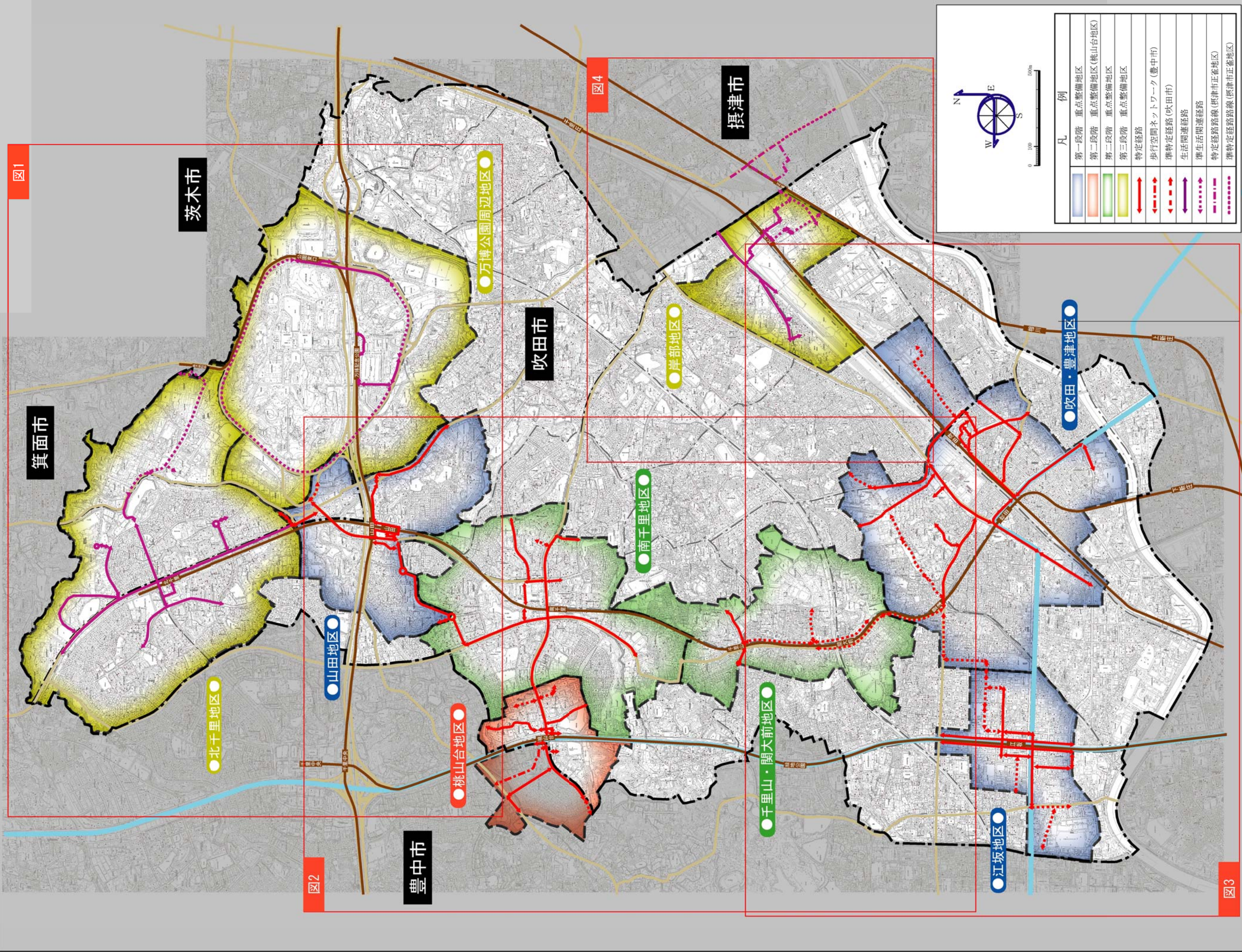
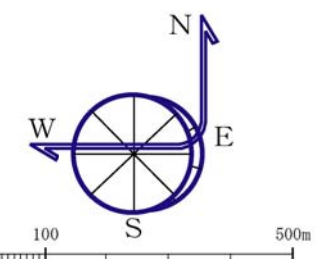
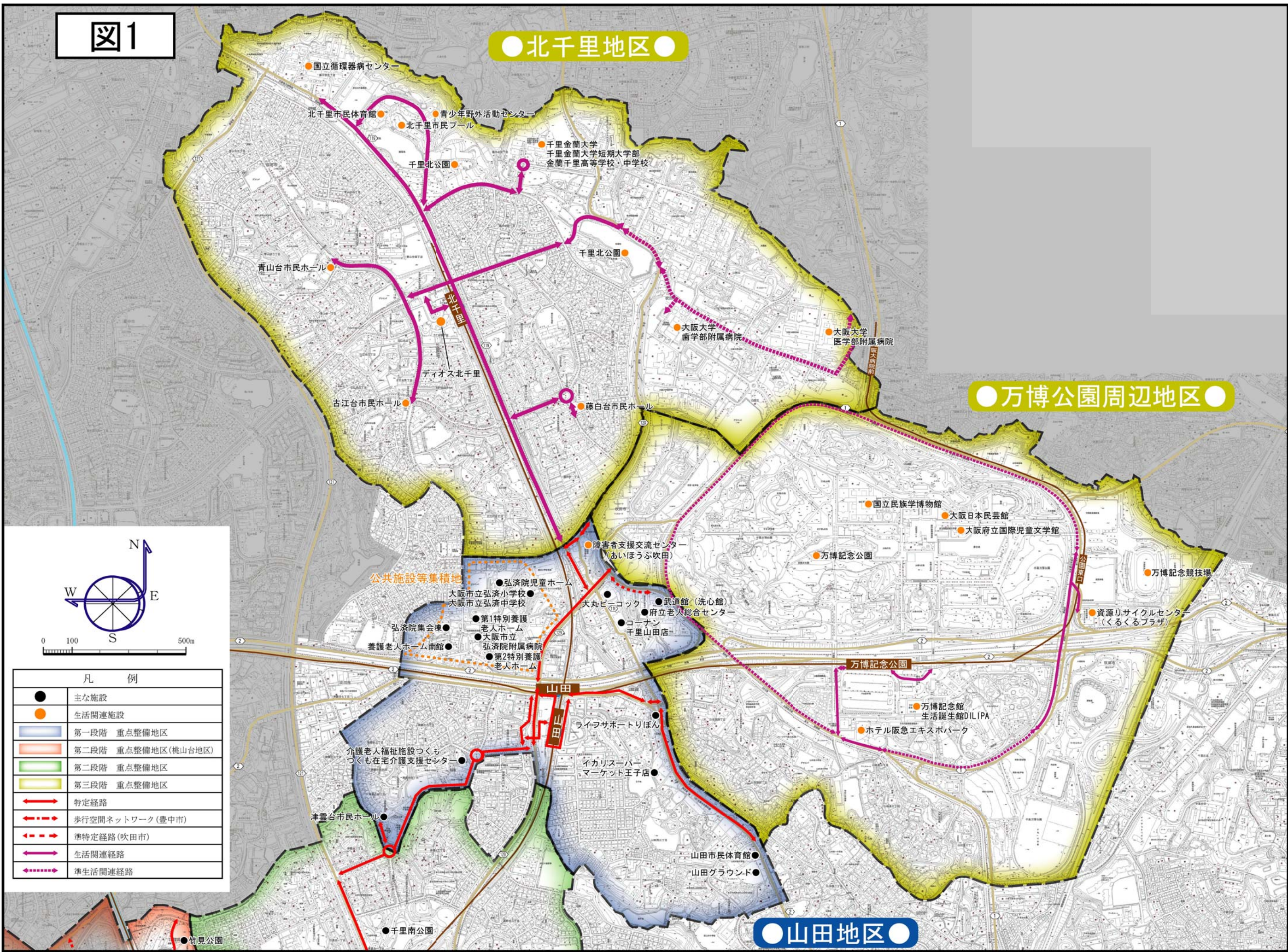


図1

●北千里地区●

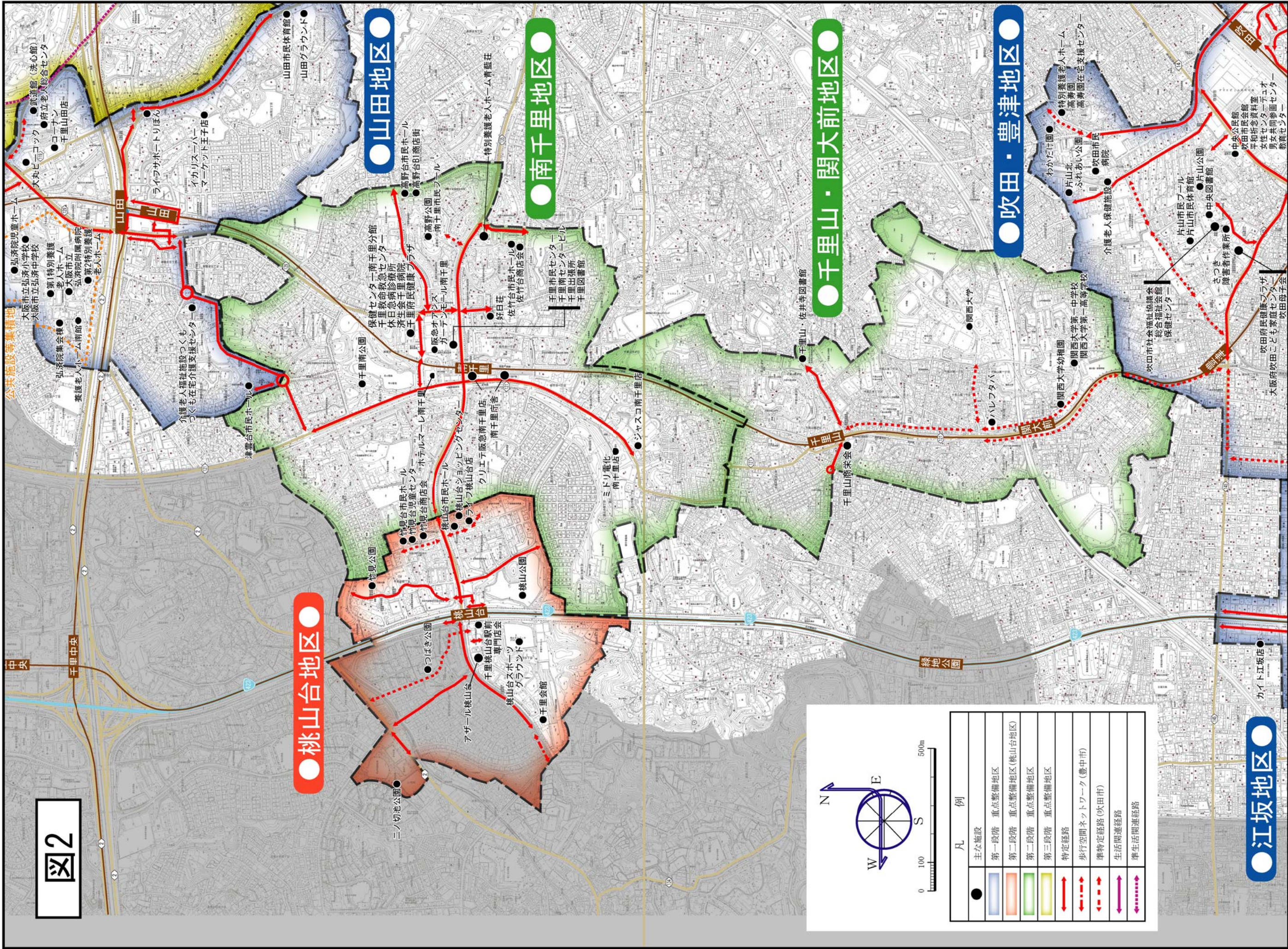
●万博公園周辺地区●

●山田地区●



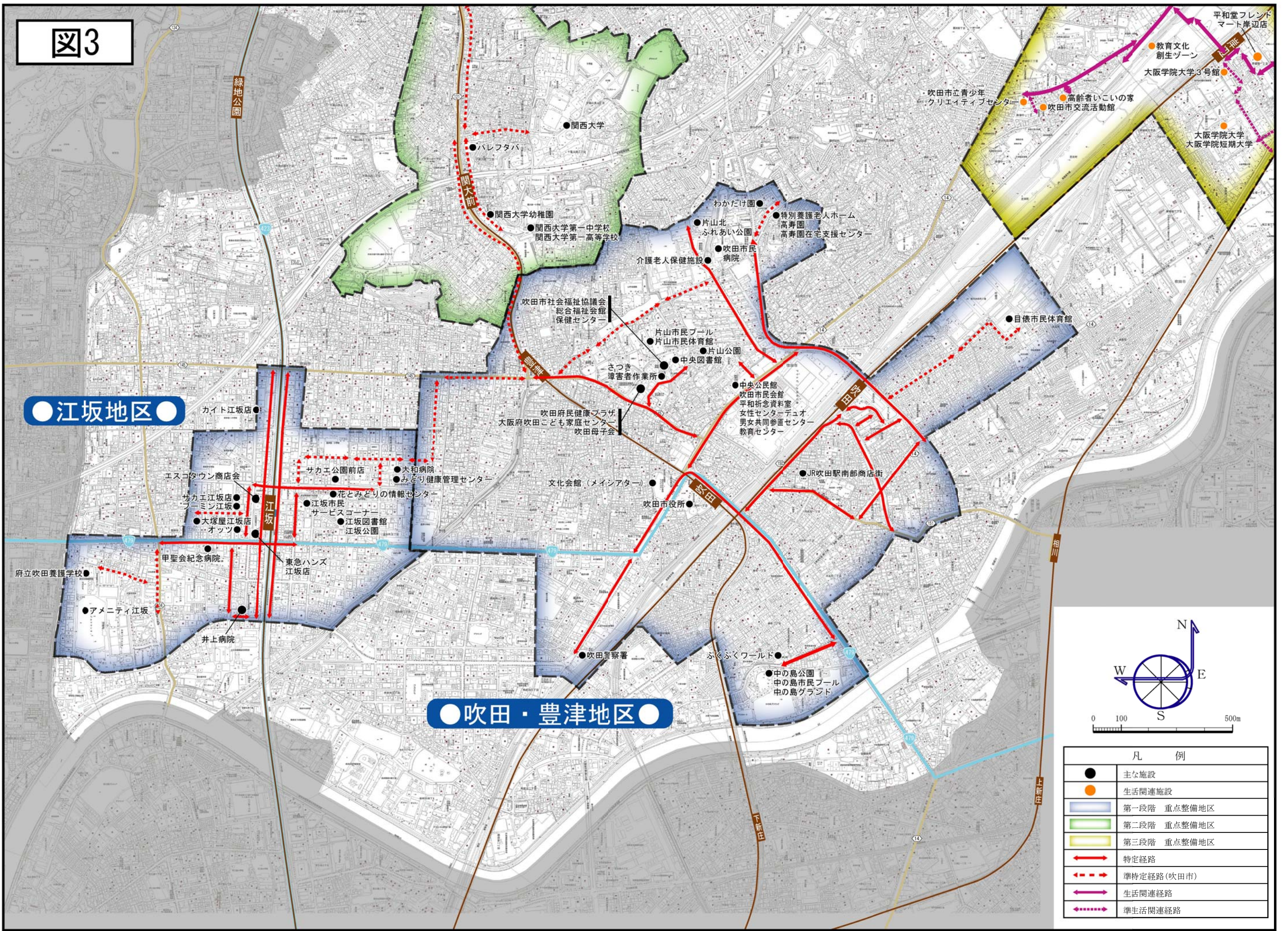
凡 例	
●	主な施設
●	生活関連施設
■	第一段階 重点整備地区
■	第二段階 重点整備地区(桃山台地区)
■	第二段階 重点整備地区
■	第三段階 重点整備地区
→	特定経路
→	歩行空間ネットワーク(豊中市)
→	準特定経路(吹田市)
→	生活関連経路
→	準生活関連経路

図2



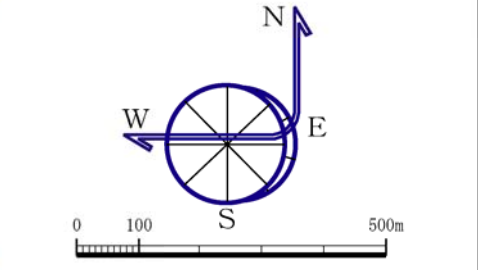
凡	例
●	主な施設
■	第一段階 重点整備地区
■	第二段階 重点整備地区(桃山台地区)
■	第二段階 重点整備地区
■	第三段階 重点整備地区
→	特定経路
→	歩行空間ネットワーク(豊中市)
→	準特定経路(吹田市)
→	生活関連経路
→	準生活関連経路

図3



●江坂地区●

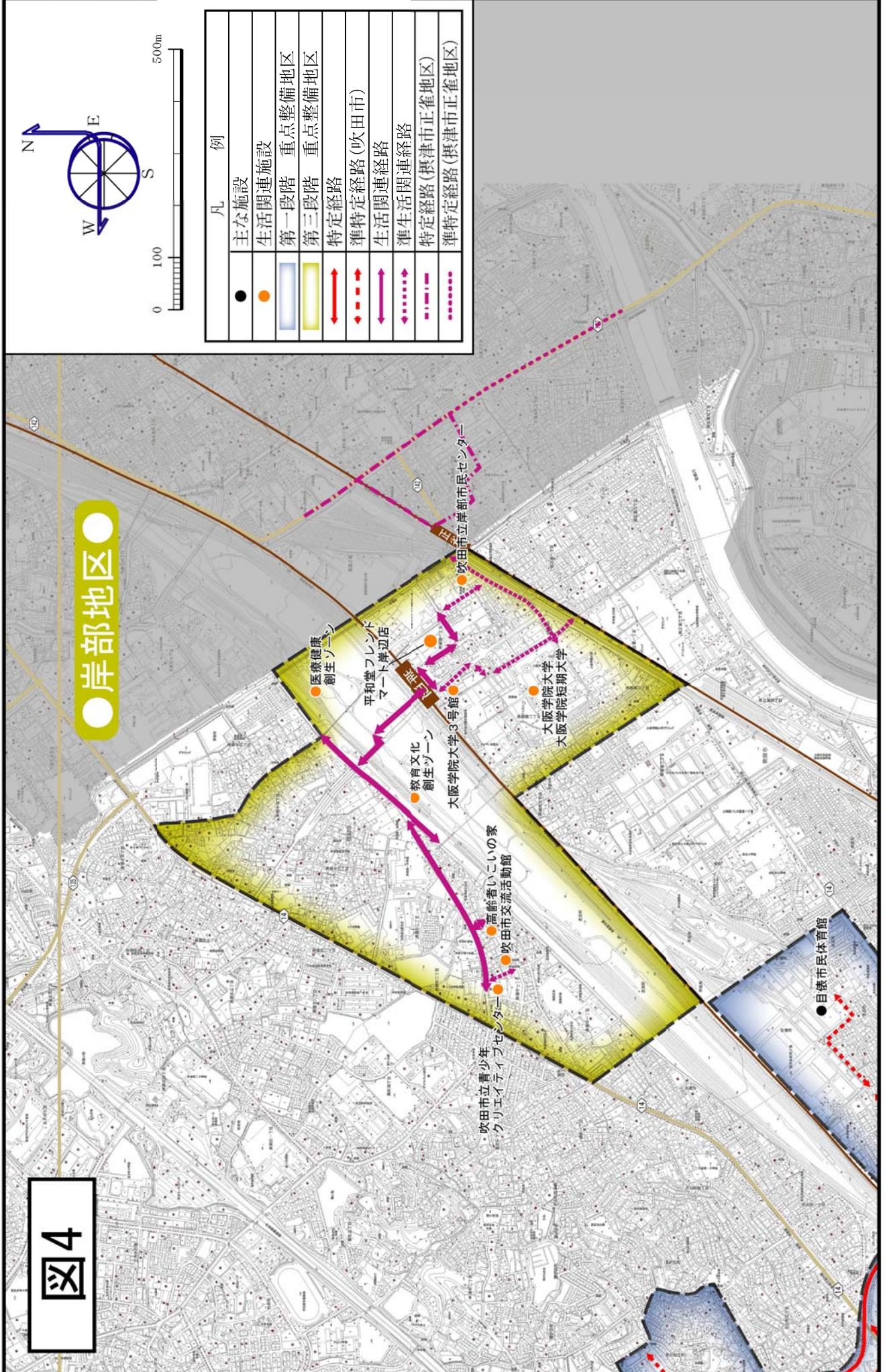
●吹田・豊津地区●



凡 例	
●	主な施設
●	生活関連施設
■	第一段階 重点整備地区
■	第二段階 重点整備地区
■	第三段階 重点整備地区
→	特定経路
- - -	準特定経路(吹田市)
→	生活関連経路
- - -	準生活関連経路

図4

岸部地区



凡 例	
●	主な施設
○	生活関連施設
■	第一段階 重点整備地区
■	第三段階 重点整備地区
→	特定経路
→	準特定経路(吹田市)
→	生活関連経路
→	準生活関連経路
→	特定経路(摂津市正雀地区)
→	準特定経路(摂津市正雀地区)

きしべちく きたせんりちく ばんぱくこうえんしゅうへんちく きほんこうそう
岸部地区、北千里地区、万博公園周辺地区 バリアフリー基本構想
へいせい ねん ねん がつ
平成20年（2008年）3月

すいたし けんせつりよくかぶ どうろあんぜんしつ こうつうせいさくか すいしんがかり
吹田市 建設緑化部 道路安全室 交通政策課 バリアフリー推進係
〒564-8550 おおさかふすいたししづみちょう 大阪府吹田市泉町 1-3-40
TEL(06)6384-1980 / FAX(06)6368-9902
ホームページ <http://www.city.suita.osaka.jp/>
E-mail kotusei@city.suita.osaka.jp
